

目 次

○1日目

会期決定・報告・上程・説明・委員会付託・決算審査報告・・・1ページ～55ページ

○2日目

一般質問（56ページ～）

①内川史朗議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・59ページ～65ページ

農業用水路の水の管理について

②丸山和之議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・65ページ～79ページ

宿泊税について

③丸山宏充議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・80ページ～93ページ

観光防災マニュアルについて

④酒井 洋議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・93ページ～110ページ

社会経済の急速な変化に伴う公共インフラの維持について

○3日目

一般質問（111ページ～）

①永井勝則議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・113ページ～129ページ

白馬村の行政としての発信力と情報管理について

②太田 学議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・129ページ～140ページ

庁舎の長寿命化と段階的整備方針について

③伊藤まゆみ議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・140ページ～157ページ

1. 人口減少について

2. 「第二のニセコ」について

3. 白馬村第6次総合計画について

④鈴木 均議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・157ページ～172ページ

宿泊税の管理と観光局のかかわりについて

○4日目

委員長報告、追加日程等・・・・・・・・・・・・・・・・・・173ページ～211ページ

令和8年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和8年3月2日（月）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和8年 3月 2日

至 令和8年 3月18日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 予算特別委員会の設置について

日程第 6 報告第 1号 損害賠償事件に関わる損害賠償額の専決処分報告について

日程第 7 議案第 2号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

日程第 8 議案第 3号 工事変更請負契約の締結について

日程第 9 議案第 4号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について

日程第10 議案第 5号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について

日程第11 議案第 6号 白馬村農業用水小水力発電施設運営基金条例の制定について

日程第12 議案第 7号 白馬村農業用水小水力発電施設の設置及び管理に関する条例
の制定について

日程第13 議案第 8号 白馬村環境基本条例の制定について

日程第14 議案第 9号 白馬村鉱泉源振興基金条例の制定について

日程第15 議案第10号 白馬村こどもの笑顔応援条例の制定について

日程第16 議案第11号 白馬村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の制定について

日程第17 議案第12号 白馬村特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について

日程第18 議案第13号 白馬村認定こども園しろうま保育園担任手当に関する条例の
制定について

日程第19 議案第14号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営
に関する条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第16号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一
部を改正する条例について

- 日程第22 議案第17号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第18号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第19号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第21号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第22号 白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第23号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第24号 白馬村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第25号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第26号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第27号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第28号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第34 議案第29号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第30号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第31号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第32号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第33号 令和8年度白馬村一般会計予算
- 日程第39 議案第34号 令和8年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第40 議案第35号 令和8年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第41 議案第36号 令和8年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第42 議案第37号 令和8年度白馬村下水道事業会計予算

令和8年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和8年3月2日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村長	丸山俊郎	副村長	吉田久夫
教育長	横川秀明	総務課長	田中克俊
税務課長	太田雄介	住民課長	堤則昭
健康福祉課長	工藤弘美	教育課長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観光課長	山岸大祐
農政課長	田中洋介	参事兼建設課長	矢口俊樹
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊社

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 予算特別委員会の設置について
- 6) 報告事項
報告第1号 報告、質疑
- 7) 議案審議

議案第2号及び議案第3号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第4号から議案第37号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 1号 損害賠償事件に関わる損害賠償額の専決処分報告について
2. 議案第 2号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第6号）
3. 議案第 3号 工事変更請負契約の締結について
4. 議案第 4号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について
5. 議案第 5号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について
6. 議案第 6号 白馬村農業用水小水力発電施設運営基金条例の制定について
7. 議案第 7号 白馬村農業用水小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について
8. 議案第 8号 白馬村環境基本条例の制定について
9. 議案第 9号 白馬村鉱泉源振興基金条例の制定について
10. 議案第10号 白馬村こどもの笑顔応援条例の制定について
11. 議案第11号 白馬村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
12. 議案第12号 白馬村特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
13. 議案第13号 白馬村認定こども園しろうま保育園担任手当に関する条例の制定について
14. 議案第14号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
15. 議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について
16. 議案第16号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
17. 議案第17号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
18. 議案第18号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
19. 議案第19号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
20. 議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
21. 議案第21号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
22. 議案第22号 白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
23. 議案第23号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

24. 議案第24号 白馬村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
25. 議案第25号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について
26. 議案第26号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例について
27. 議案第27号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について
28. 議案第28号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第7号）
29. 議案第29号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
30. 議案第30号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
31. 議案第31号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）
32. 議案第32号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）
33. 議案第33号 令和8年度白馬村一般会計予算
34. 議案第34号 令和8年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
35. 議案第35号 令和8年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
36. 議案第36号 令和8年度白馬村水道事業会計予算
37. 議案第37号 令和8年度白馬村下水道事業会計予算

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和8年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から令和8年1月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書及び令和7年度財政援助団体等監査の結果報告が提出されております。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会令和8年第1回定例会が2月19日及び20日に行なわれました。また、白馬山麓事務組合議会令和8年第1回定例会が2月25日に行なわれました。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第6番 内川史朗議員、第7番 切久保達也議員、第8番 伊藤まゆみ議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和8年第1回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から3月18日までの17日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。

令和8年第1回白馬村議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本選手団の活躍が連日報じられ、多くの感動を与えてくれましたミラノ・コルティナオリンピックは、2月22日に閉幕いたしました。本村出身の渡部暁斗選手は、ノルディック複合競技において、個人ノーマルヒル11位、同ラージヒル19位、団体スプリントにおいては6位入賞という成績を収められました。

最後の種目となりました団体スプリント競技後、「季節外れの桜を咲かせることはできなかったが、最後の花びら1枚が散っていくまで皆さんに見ていただけた。道半ばに散っていった桜が、この先に行く若い選手たちの道しるべになったら本望である。」という言葉を残していただき、大変印象に残っております。

最後まで力の限り走り抜き、全力を出し切ったオリンピック・ラストランであったと思います。長年にわたり、私たちに夢と感動を与えてくださった渡部選手の活躍に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

また、スキーフリースタイルの近藤心音選手は、残念ながら公式練習中の負傷により出場は叶いませんでしたが、本番直前まで出場を試み、最後まで諦めないその姿勢は、多くの人々に挑戦する勇気を与えてくれました。

期間中、協和ウイング白馬において開催しましたパブリックビューイングでは、現地に赴いた応援団と中継をつなぎ、ライブ配信を行なうなど、新たな手法により渡部選手や日本選手に声援を送るなど、多くの村民の皆様にご参加いただきましたことを改めて感謝申し上げます。

次に、この冬の観光客の入込状況につきまして、途中経過ではありますが、ご報告申し上げます。

12月から1月までの村内スキー場利用者数は、2か月間の合計で56万人余りとなり、前年同期比102.2%と前年を上回る状況で推移しております。

12月は、シーズン当初に早い降雪に恵まれた一方で、年末年始には麓まで十分な積雪がなかったことから、一部のスキー場で全面滑走とならなかったこともあり、利用者数が前年を下回ったところもございました。

しかしながら、村内スキー場全体では、前年を上回る利用者数で推移いたしました。

1月に入りましては、定着してまいりました訪日外国人利用者が、今年も安定して推移している様子が伺え、月間利用者数は前年同期比100.8%となっております。

なお、週末の強風の影響によりリフトが稼働できなかったスキー場では、前年を下回る結果となったところもございました。

現時点では、訪日外国人客と国内利用客との詳細な比率分析までは把握できておりませんが、今後、村内各スキー場やDMO等と連携し、来訪者の実態把握を進めるとともに、今後の需要予測や

必要な対策について情報共有を図り、本村観光の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

それでは、各課における事業実施状況についてご報告させていただきます。

最初に総務課関係ですが、第6次総合計画につきましては、今後10年間の基本構想を12月定例会で可決いただき、前期5年間の基本計画の策定を進めてまいりました。計画審議会から答申を受け、明日3月3日までパブリックコメントを実施し、広くご意見をいただいているところです。

寄せられたご意見を踏まえ、最終的な計画として、本定例会中にご報告をいたします。

それぞれの豊かさを育み、住みやすい村づくりを進めるべく、計画の理念を村民や事業者の皆様と共有しながら、各分野の施策を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、2月10日に開催した「白馬ファン交流会」についてです。

コロナ禍以降、6年ぶりに開催しました交流会は、白馬ファンコミュニティの立ち上げサポーターや、村にご寄附をいただいている個人・企業の皆様など50名以上をお迎えし、東京で開催しました。

白馬を想う皆様と対面で交流できたこと、また参加者同士が交流する機会を設けられたことは、今後につながる大変意義深い機会となりました。

次に、環境施策について申し上げます。

「白馬村ゼロカーボンロードマップ」に基づき、保健福祉ふれあいセンターと白馬中学校への太陽光発電設備の設置が完了いたしました。

地域の拠点施設で再生可能エネルギーの活用を開始できたことは、持続可能な村づくりに向けた重要な一歩であると考えております。今後も地域に根差したエネルギー施策を展開してまいります。

最後に、物価高騰対策として、全村民を対象に1人当たり1万5,000円を支給する事業でございますが、迅速な給付を実現するため、昨年の「物価高騰対策灯油費等給付事業」に申請いただいた皆様には、原則として、その際に指定いただいた口座に3月中に振込をさせていただきます。

なお、口座変更を希望される方や、灯油費等給付事業に未申請の方には、お手数をおかけしますが別途手続が必要となりますので、通知内容をご確認の上、期間内の申請をお願いいたします。

次に、住民課関係ですが、昨年末の白馬村の人口は9,700人を超えました。

うち、外国人が約2,200人で、全人口の22%、世帯数では36%を上回りました。人口構成や世帯構造が大きく変化する中、動画放映や多文化共生サイトへの誘導を通じて生活習慣への理解促進に努めております。

また、新たに開始した「結婚記念事業」では、記念品や撮影スポットの提供、特別証明書の発行などを通じ、人生の節目を祝福し、本村への愛着と定住を促しているところであります。

国民健康保険制度では、国の「子ども未来戦略」に基づき、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度に対応するため、今定例会に改正条例案を提出しており、子育て世帯への配慮として、

18歳以下の均等割額を全額免除し、次世代を村全体で支える体制を整えてまいります。

最後に、環境衛生関係では、ごみの不適切排出が課題となる中、12月定例会で可決いただいた、「快適な環境づくり条例」の趣旨にのっとり、多忙な時期にもかかわらず、自主的なごみ拾い等に取り組んでいただいた事業者の皆様もいらっしゃいました。

このように、条例制定の効果が発現したことに対し、深く感謝申し上げます。

一方、令和7年の可燃ごみ搬入量は、前年比150トン増で、広域化以降最多となりました。

特に事業系ごみの増加が顕著なため、食品ロス削減を推進する「eプロジェクト」において、大北地域最多の34店舗と連携し、さらなる減量化に努めてまいります。

また、おもてなしの心を持った環境整備の一環として、「道の駅白馬」及び「佐野坂公衆トイレ」において、長野県の「信州まごころトイレ」の認定申請をいたしました。

この「信州まごころトイレ」認定基準は、全ての旅行者が快適に利用できるよう、ユニバーサル対応など一定の基準を満たし、きれいなトイレを維持していく取組が行なわれている観光地の公衆トイレのことであり、今後も快適な村づくりを推進してまいります。

次に、健康福祉課関係では、ふれAI号乗降支援員事業を2月17日から開始しました。

本事業は、高齢者や身体的負担を抱える方が安心して公共交通を利用できる環境を整備するとともに、運転手の安全確保と業務負担の軽減を図ることを目的とするものであります。現時点では、支援員の人員体制が十分でないことから、勤務可能日に限定した試行的運行運用を実施し、利用状況や業務負担、課題の整理を進めております。

これらの検証結果を踏まえ、4月からの本格運用に向けた体制を整えてまいります。

なお、安定的な運用のためには人材確保が不可欠であることから、引き続き支援員を募集しておりますので、皆様のご応募をお待ちしています。

続いて、医療の分野について申し上げます。

北アルプス医療センター白馬診療所における透析医療の継続は、地域医療体制を維持する上で極めて重要であります。

このため、透析機器更新を支援する補助事業を実施しているところですが、機器更新は3月末を予定しており、安定的な医療提供体制の確保に向け、必要な支援を継続してまいります。

次に、観光課関係ですが、今後10年間の目指すべき観光地経営の将来像と実現に向けた基本戦略を定める「白馬村観光地経営ビジョン」について、12月開催の第3回観光地経営会議までの協議を踏まえ、ビジョン案を取りまとめました。

その後、昨年末から本年1月23日までパブリックコメントを実施し、広く意見を募集しました。

その結果、4名の方から24件のご意見をいただき、これらの意見に対する村の考え方を整理するとともに、必要な修正を加えた上で、2月17日開催の第4回観光地経営会議において承認され、会議終了後に観光地経営会議の会長から私に対して、ビジョン策定完了の報告をいただきました。

本ビジョンは、観光事業者のみならず、地域住民を含めた戦略や理念が盛り込まれていることや、地域社会、産業経済、自然環境及び来訪者がバランスよく循環することを保ちながら、地域の安定と発展につなげるという日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTSD）の視点も盛り込まれているとともに、白馬村ならではの独自の視点を踏まえた唯一無二の目標像、基本戦略がうたわれており、地域住民として胸を張って発信できる、優れた内容になっていると感じたところです。

策定にご尽力いただきました観光地経営会議の委員の皆様方に心より感謝申し上げますとともに、ビジョンの実現には、観光事業者や村民の皆様、来訪者を含めた白馬村に係る全ての皆様のご理解とご協力、そして一人一人の取組の実践が不可欠でありますので、引き続き皆様のご支援をお願い申し上げます。

次に、農政課関係ですが、今年度から運用を開始した地域計画及び目標地図につきまして、ブラッシュアップとともに、農業振興地域整備計画における優良農地、いわゆる「青地」の見直し作業に着手いたしました。

本見直しは、農地の保全と有効活用を両立させる観点から行なうものであり、県の助言を踏まえながら、毎年度の随時見直しと、ほ場整備事業の登記完了に合わせて実施予定の総合見直しを組み合わせ、計画的に進めてまいります。

次に、土地改良関係について申し上げます。

令和2年度に、飯田区から要望のありました犬川用水電動ゲート及び小水力発電施設につきましては、おおむね6年の歳月を経て、昨年12月に竣工いたしました。

電動ゲートは自動運転化され、本年4月から供用を開始する予定でございます。

小水力発電施設につきましては、現在、国の固定価格買取制度、通称FITの認定申請を受けています。認定後の売電収入は、国のガイドラインに従い、適正に運用してまいります。

これに伴い、関連条例を本定例会に提出しておりますので、ご審議をお願い申し上げます。

次に、林務関係であります。

国が推進する木づかい運動「ウッドチェンジ」の取組の一環として、昨年度に引き続き、ナラ枯れ被害材を活用したベンチ10基を製作し、庁舎内に設置しました。

これは、森林資源の循環利用を促進するとともに、被害木の有効活用を図る取組であります。

今後も、庁内外からの意見を踏まえながら、身近な備品や小物を木質化することで、「伐って、使って、植えて、育てて、CO₂を減らす」という森林資源の循環利用を着実に進めてまいります。

次に、建設課関係ですが、現在、持続可能なまちづくりの実現に向け、庁内横断的な検討体制を立ち上げ、議論を進めております。

近年、行き過ぎた開発の懸念、地価の高騰、住宅不足など複合的かつ構造的な課題が顕在化しており、これらを個別に対処するのではなく、まちづくりといった全体の視点から総合的に解決策を研究するため、外部有識者を招いた勉強会形式での議論を重ねておりますが、本課題は、第6次総

合計画や観光地経営ビジョンなど各種計画とも整合を図りながら進めていくべき内容でもあるため、ひとまず現段階では建設課がまとめ役となり、関係する課が連携しながら検討を進め、全体の整合を図っているところであります。

本定例会の開期中には、第2回目の検討会を予定しておりますが、今後の議論を踏まえ、一定の方向性が整理できました段階で、新年度においては、より実効性のある体制へと移行し、具体的施策の立案及び村民の皆様との合意形成に向けた取組を段階的に進めてまいりたいと考えております。

次に、除雪の関係であります。

この冬は、北陸や東北地方では記録的な大雪との報道もありますが、本村における現時点での累積降雪量は、昨シーズンと比較して、おおむね半分程度で推移しています。

しかしながら、シーズンの降り始めが早く、年明け以降も断続的に降雪日が続いたことから、除雪出動回数は多くなっております。

さらに、今後見込まれる雪押し場の排雪経費なども考慮しますと、除雪委託費の予算額に不足が生じる見込みであることから、本定例会において補正予算をお願いしておりますので、ご理解とご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、上下水道課関係では、安全、強靱、持続を基本方針とした将来の事業運営に向けて、官民連携や広域化の可能性について調査研究を進めてまいりました。

今年度は、水道事業では昨年度に引き続き、二股浄水場再整備に伴う官民連携の導入可能性調査を実施いたしました。令和8年度には、上下水一体ウォーターPPP導入可能性調査を実施する予定でございます。

また、下水道事業につきましては、白馬村浄化センター、し尿等投入施設整備事業において、環境負荷の低減や省エネルギーに配慮した施設の詳細設計が完了いたしました。来年度からは本格的に本体工事に着手してまいります。

次に、教育委員会関係、最初に教育課です。

まず、学校給食費についてであります。

近年の食材費高騰への対応に加え、国の小学校給食費軽減措置、いわゆる無償化の動向、さらには近隣市町村の状況等を総合的に勘案し、令和8年度からの給食費を改定いたします。

具体的には、保護者負担について小学生を無償とし、中学生については1食当たり230円に軽減いたします。子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの健やかな成長を支える給食の質を確保する観点から判断したものであります。

これに伴い、学校給食費徴収条例の一部改正を本定例会に提出しておりますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、教育大綱についてであります。

現行の教育大綱が今年度をもって計画期間を終了することから、現在策定中の第6次総合計画と

の整合を図り、令和8年度から5年間を計画期間とする第3次白馬村教育大綱を策定してまいりました。

人口構造の変化や教育を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、本村が目指す子ども像と教育の方向性を明確に示す内容としております。

本定例会の中で大綱案をご説明申し上げますので、ご意見を賜りたいと存じます。

次に、白馬中学校の部活動地域展開についてであります。

これまでに2回の部活動地域移行検討協議会及び部会を開催し、推進計画の策定に向けて検討を重ねてまいりました。

国の動向や他自治体の取組も踏まえ、今後はより実効性を高めるため、部活動地域コーディネーターを配置し、学校と地域、指導者との調整機能を強化いたします。子どもたちが安心してスポーツや文化活動に取り組める環境を維持しつつ、持続可能な体制への移行を着実に進めてまいりたいと考えています。

最後に、村内小中学校では、本定例会開期中に卒業式が執り行なわれます。

私も議員の皆様とともに、希望を胸に学び舎を巣立つ児童生徒の皆さんの輝く未来に心からの祝福を贈りたいと存じます。

次に、子育て支援課関係です。

初めに、新年度4月からの保育施設等の入所状況について申し上げます。

村内の受入施設である、しろうま保育園、白馬幼稚園、ファミリアhakuba、サンライズキッズ保育園白馬園におきまして、3歳以上児、未満児合わせて200名余りの申請をいただきました。

しかしながら、現時点で未満児約10名余りのお子様の入所希望にお応えできていない状況となっており、保護者の皆様のご期待に沿えないことを大変重く受け止めております。

待機児童の解消に向けましては、保育士確保を最重要課題と位置付け、人材派遣会社の活用、勤務形態の柔軟化、業務の見直しなど、様々な方策を講じながら、保育の質を維持・向上させつつ、受入れ体制の強化に努めてまいります。量の拡大と質の確保を両立させることが、本村の責務であると考えております。

次に、「白馬村こどもの笑顔応援条例案」についてであります。

本条例案は、白馬村の子ども・子育て支援の基本理念を明確にし、施策を総合的かつ継続的に推進するための理念条例として提案するものであります。

昨年度策定いたしました「第1期白馬村子ども計画」を理念面から支えるものであり、子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てできる地域社会の実現を目指すものであります。

子育て支援を一時的な施策にとどめることなく、村の基本姿勢として明確に位置付けるものでありますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、「物価高対応子育て応援手当」についてであります。

物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、児童1人当たり2万円を支給するもので、対象は632世帯、1,062名を見込んでおり、4月中旬から順次支給を開始する予定としております。

引き続き、子育て世帯が安心して暮らし、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに全力で取り組んでまいります。

最後に、生涯学習スポーツ課関係です。

1月15日から開催された「長野県スキー大会週間」につきましては、スノーハーブにおける雪不足の影響により、クロスカントリー競技を木島平村において分離開催することとなりましたが、関係者のご理解とご協力をいただき、全日程を終えることができました。

その後、降雪はあったものの、2月初旬に予定されていた白馬少年ジャンプ・コンバインド競技は、安全な大会運営が困難であるとの判断から中止となりました。苦渋の決断であったと思いますが、選手の安全を最優先したものであります。

また、2月末に開催いたしました「全国高等学校選抜スキー大会クロスカントリー競技」においては、コース確保のため雪入れ作業を実施するなど、関係者の多大なるご尽力により開催にこぎつけました。

今シーズンは全体として雪不足の影響を受ける厳しい状況でありましたが、その中であっても大会運営を支えていただいた関係団体、ボランティア、地域住民の皆様にご改めて感謝を申し上げます。

最後に、新年度予算についてであります。

令和8年度一般会計予算は、第6次総合計画前期基本計画の初年度にあたる重要な予算であります。各施策のさらなる推進を図るため、本村のありたい姿や目標、直面する課題等を踏まえ、新たな事業の構築及び既存事業の見直し・改善に取り組みました。

基本構想の基本理念である「共に生き、豊かさを育む 支え合いと幸せがめぐるBest Living Village」の実現に向け、持続可能な行財政運営を大前提に、効果的かつ効率的な事業執行に努めてまいります。

そのため、5つの重点施策を迅速かつ積極的・戦略的に実施することを予算編成の基本方針としたところであります。

予算規模は73億2,200万円となり、歳入では新たな観光財源として導入する宿泊税に1億4,400万円余りを計上し、固定資産税は評価額の大きな非木造家屋の建設等により10億円を超える見込みとなりました。

歳出では、子育て支援施設建設事業2億6,400万円の増、ごみ処理広域化施設整備や、維持管理に係る北アルプス広域連合負担金9,700万円の増、白馬村観光地づくり基金積立金1億1,200万円の増などから、前年度当初予算を2億3,200万円上回る大型予算となりました。

本定例会に提出しました案件は、報告1件、議案36件であります。

議案につきましては、いずれも上程の際、担当課長から提案理由の説明を申し上げますので、慎重なご審議、議決を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

△日程第5 予算特別委員会の設置について

議長（太田伸子君） 日程第5 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。この後議題といたします、日程第38以降からの議案第33号から議案第37号までは、いずれも令和8年度の予算に関する案件でありますので、この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第37号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査を行なうことに決定いたしました。

これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第6 報告第1号 損害賠償事件に関わる損害賠償額の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第6 報告第1号 損害賠償事件に関わる損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 報告第1号 損害賠償事件に関わる損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

村道上の事故に関わる損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

今回は3件の報告事案がございますので、一括してご説明させていただきます。

お手元の専決処分報告書、1枚おめくりください。

まず、専決第2号です。

資料の裏面を御覧いただきたいと思っております。

令和7年10月17日午前7時30分頃、白馬村大字北城265番73地先の村道0213号線上において損害賠償請求者が所属する車両が走行中、アスファルトの欠損箇所においてタイヤを損傷させたことから、村は損害賠償請求者に対して車両の修理代金4,965円を賠償したものであります。

次に、隣の専決第3号です。

資料の裏面を御覧いただきたいと思います。

令和8年1月16日午前11時15分頃、白馬村大字神城24194番63地先の村道0214号線上において損害賠償請求者が所属する車両が走行中、アスファルトの欠損箇所においてタイヤを損傷させたことから、村は損害賠償請求者に対して車両の修理代金2万1,263円を賠償したものであります。

次に隣の専決第4号です。

資料の裏面を御覧いただきたいと思います。

令和7年12月9日午前11時20分頃、白馬村大字北城3895番1地先の村道2202号線上において損害賠償請求者が所属する車両が走行中、道路脇に設置された縞鋼板により車体を損傷させたことから、村は損害賠償請求者に対して車両の修理代金6万8,129円を賠償したものであります。

以上3件、いずれも保険対応で支払いを行っておりますが、今後適切な施設の維持管理に努めてまいります。

報告第1号のご説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第6 報告第1号は終了いたしました。

これより、議案の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第7 議案第2号から日程第8 議案第3号までは会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は挙手によって行ないます。日程第7 議案第2号から日程第8 議案第3号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第2号から議案第3号まで委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第7 議案第2号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

議長（太田伸子君） 日程第7 議案第2号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第2号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,953万円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億3,606万5,000円とするものでございます。

6ページの歳入明細をご覧ください。

7款1項1目地方消費税交付金1,926万2,000円の増額は、実績によるものでございます。

10款1項1目地方交付税1億3,583万8,000円の増額は、再算定により追加交付されるものでございます。

14款2項国庫補助金2,053万円の増額は、物価高対応子育て応援手当補助金と新しい地方経済・生活環境創生交付金の追加交付によるものであります。

21款村債1,390万円の増額は、子育て支援施設建設工事費の増額に伴う借入起債額の増額であります。

続きまして、7ページ、歳出明細をご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費は、特定財源の国県支出金の増額によるものであります。

以降の事業につきましては、説明欄により説明をさせていただきます。

2目子育て支援施設建設事業2,502万5,000円の増額は、解体工事に当たり、廃棄物処理費用が増額となることによるものでございます。

7款2項2目除雪事業1億3,500万円の増額は、除雪の稼働実績や融雪剤が不足するため、それぞれ増額をするものであります。

8款1項4目防災事業2,950万5,000円の増額は、国の補正予算に伴う交付金を活用し、折りたたみベッドなど避難所における備蓄品を購入するものであります。

3ページにお戻りください。

第2表は、地方債補正ですが、子育て支援施設建設事業に係る限度額の変更でございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第2号 令和7年度白馬村一般会計

補正予算（第6号）を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第3号 工事変更請負契約の締結について

議長（太田伸子君） 日程第8 議案第3号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鈴木生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（鈴木広章君） 議案第3号 工事変更請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

次のとおり、工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

契約の目的ですが、令和7年度白馬ジャンプ競技場ノーマルヒル人工降雪機改修工事でございます。

変更前の金額は4,950万円で、変更増加額を346万5,000円とし、変更後契約額を5,296万5,000円としたいものでございます。

契約の相手方は、長野市岡田町157番地1、金澤工業株式会社代表取締役金澤久仁彦であります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。議案第3号 工事変更請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第4号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について

議長（太田伸子君） 日程第9 議案第4号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第4号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称は、白馬村白馬町交流センターです。2、指定管理者となる団体の所在及び名称は、白馬村大字北城1922番地3、白馬村白馬町区区長平林豊です。3、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

本施設の指定管理者の候補者であります白馬町区は、これまで白馬町交流センターの指定管理者として管理を行っており、指定期間終了に伴い再指定をしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第5号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について

△日程第11 議案第6号 白馬村農業用水小水力発電施設運営基金条例の制定について

△日程第12 議案第7号 白馬村農業用水小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の制定
について

議長（太田伸子君） 日程第10 議案第5号 飯田交流センターの指定管理者の指定について、
日程11 議案第6号 白馬村農業用水小水力発電施設運営基金条例の制定について及び日程第
12 議案第7号 白馬村農業用水小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の制定についての
3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 議案第5号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、1、公の施設の名称、白馬村飯田交流センター。

2、指定管理者となる団体の所在及び名称、白馬村大字神城22708番地2、白馬村飯田区区長下川啓一。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第6号 白馬村小水力発電施設運営基金条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例の制定につきましては、白馬村犬川小水力発電施設の設置に当たり、農業用水小水力発電施設の適切な管理運営することを目的に財源を確保する基金を設置するために条例を設置したいものでございます。

議案を1枚おめくりください。

第1条、設置目的でございます。

第2条は、積立てを規定、第3条は管理を規定、第4条から5条は運営益金の処理、繰替運用について、第6条は基金の処分について、第2項としまして、基金の充当は農林水産省の示す手引によることを規定、第7条は委任を規定しております。

附則において、本条例を令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第7号 白馬村農業用水小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例の制定の目的は、白馬村犬川小水力発電施設の設置に当たり、白馬村農業用水小水力発電施設の設置及び管理に関し、必要な条例を制定したいものでございます。

議案を1枚おめくりください。

第1条では条例の趣旨をうたい、第2条は発電施設の設置を規定、第3条は発電施設の名称及び位置を規定、第4条は施設の業務、第5条は施設の管理、第6条は委任を規定しております。

附属において本条例を令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより一括議案といたしました3件の議案について、それぞれ議案ごとに質疑を行ないます。なお、田中農政課長については、足のけがのため本会議において着席のままでの答弁を議長において許可いたしましたので、申し添えます。

議案第5号について質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第8号 白馬村環境基本条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第13 議案第8号 白馬村環境基本条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第8号 白馬村環境基本条例の制定についてご説明を申し上げます。

本条例は、環境の保全と創造に関し、時代的、社会的背景を認識するとともに基本理念を定め、村、村民、事業者が共同して取り組む決意と環境に関する取組の基本的な方向を示すために制定するものであります。

それでは、条例の概要を説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

まず、前文では、白馬村村民憲章を意識するとともに、令和元年の気候非常事態宣言、令和2年のゼロカーボンシティ宣言について触れることで、本村におけるこれまでの環境に対する思いを表した上で、自然風土を守り続け、次世代に引き継いでいくために地域特性、自然環境、産業構造等を総合的に勘案し、人と自然が共生する持続可能な地域づくりを推進していくためにこの条例を制定するものとしております。

2 ページ、第1章、総則では、第1条の目的は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としております。

第2条では、本条例で使用する主な用語の定義を規定しております。

3 ページにかけまして、第3条の基本理念では、「自然との共生」、「共通財産の継承」、「公平な役割分担」、「脱炭素社会の実現」、「恵沢の享受と継承」の5項目を掲げ、第4条から第6条までは、村、村民、事業者の責務をそれぞれ規定をしております。

4 ページ、第2章、基本方針では、第7条環境施策の基本方針として、各種施策の総合連携について規定をしております。

次に、第3章、環境の保全等に対する基本的施策では、第8条環境と景観に対する配慮、5ページの第9条及び第10条は、規制と誘導的措置、第11条は快適な環境の保全及び創造、第12条から6ページの第17条までは、資源の循環的利用や各種資源の保全などを規定しております。

第4章、地球環境保全の推進では、第18条、地球環境保全の推進、第9条、地球温暖化対策のための取組について規定をしております。

7 ページの附則を御覧ください。

この条例は交付の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第9号 白馬村鉱泉源振興基金条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第14 議案第9号 白馬村鉱泉源振興基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） 議案第9号 白馬村鉱泉源振興基金条例の制定についてご説明いたします。

地方自治法第241条の規定に基づき、白馬村鉱泉源振興基金を設置したいもので、同法第96条の規定により、基金条例の制定について議会の議決を求めるものです。

本村の観光振興に必要な鉱泉源の保護と安定した配湯施設への供給体制を確保するため、鉱泉源施設を所有管理する施設が実施する施設の更新や整備等に関する補助事業の財源の確保を目的に基金を設置するものであります。

この基金条例では、温泉資源の保護管理及び整備に資する事業の財源に充てるためという設置目的の外、積立額や管理運用基金の処理、基金の処分等を定めます。

なお、この条例の施行日は、令和8年4月1日としたいものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第10号 白馬村こどもの笑顔応援条例の制定について

△日程第16 議案第11号 白馬村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

△日程第17 議案第12号 白馬村特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

△日程第18 議案第13号 白馬村認定子ども園しろうま保育園担任手当に関する条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第15 議案第10号 白馬村こどもの笑顔応援条例の制定について、日程第16 議案第11号 白馬村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の制定について、日程第17 議案第12号 白馬村特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第18 議案第13号 白馬村認定こども園しろうま保育園担任手当に関する条例の制定についての4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中村子育て支援課長。

子育て支援課長（中村由加君） それでは、初めに、議案第10号 白馬村こどもの笑顔応援条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、白馬村の子ども・子育て支援に関する基本理念を定め、村、村民及び関係機関の役割を明らかにするとともに、子供が健やかに成長し、保護者等が安心して子育てできる地域社会の実現を図ることを目的として制定するものであります。

それでは、条例の概要をご説明いたします。

条例案1ページを御覧ください。

初めに、前文では、本村の豊かな自然や地域のつながりといった特性を生かしながら、全ての子供が健やかに育ち、子育てをする人が安心と誇りを持って暮らせる村を目指すという基本的な考え方を示しております。

次に、第1章総則では、本条例の基本的事項を定めております。

第1条で目的を規定し、2ページの第2条で、本条例で使用する主な用語の定義を規定しております。第3条では、子供の最善の利益を第一に考えること、家庭を基本としつつ、地域全体で子育てを支えること、保護者等の孤立を防ぎ相談体制を確保することなど、支援の基本理念を明確にしております。

第2章、責務と役割では、関係主体の役割を定めております。3ページ、第4条では、村が関係団体等と連携し、施策を総合的に推進する責務を規定しております。

3ページから4ページ、第5条から第8条では、村民、保護者等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの立場で安全安心な地域づくり、家庭環境の充実、相談支援への協力、仕事と子育ての両立に配慮した環境整備に努めることを定めております。

4ページ第9条では、子供自身が権利を理解し、互いを尊重しながら困り事を相談するなど、主体的に行動することの大切さを示しております。

5ページ、第3章、施策の基本的方針では、第10条において切れ目のない支援の充実、居場所づくりと交流の促進、支援が届きにくい家庭への配慮、防災安全対策の推進、学校、家庭、地域の連携による学びの支援など、村が計画的に進める施策の方向性を定めております。

第4章、推進体制では、第11条で計画の策定と総合的な推進について、第12条で白馬村子ども・子育て会議における協議について規定しております。

なお、附則につきまして、本条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第11号 白馬村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の制定についてご説明申し上げます。

近年、少子化や就労形態の多様化、家族の形の変化などにより、家庭における子育て環境は大きく変化しており、保育の必要性の有無に関わらず、未就園児の育ちを地域全体で支える仕組みの充実が求められております。こうした中、令和6年の児童福祉法の改正により、保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていない満3歳未満の乳幼児に対し、一定時間の預かりや保護者への相談支援等を行なう乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が新たに制度化されました。本条例は児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度を安全かつ適切に実施するため、国の基準を踏まえ、設備及び運営に関する最低基準を定めるものであります。

条例の概要をご説明いたします。条例案1ページを御覧ください。

第1章総則では、6ページにかけて、本条例の趣旨を初め、本事業の運営に関する基本原則として、利用乳幼児の人権の尊重や安全確保、衛生管理、非常災害対策、虐待の防止、秘密保持など事業を適切に実施するために必要な最低基準について定めております。

6ページから7ページの第2章、乳幼児等通園支援事業の第1節、通則では、本事業の実施形態を一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に区分することについて規定しております。

7ページから11ページの第2節、一般型乳児等通園支援事業では、事業の実施に必要となる乳児室やほふく室等の設備の基準並びに職員配置の基準、保護者との連携など、一般型事業の実施に必要な体制について定めております。

また、余裕活用型乳児等通園支援事業につきましては、既存の保育所や認定こども園等の利用定員に余裕がある場合に実施する事業として、当該施設に適用される設備及び運営の基準を準用することとしております。

12ページ、附則を御覧ください。

本条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第12号 白馬村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、先ほどご説明申し上げました議案第11号の条例と同様に、こども誰でも通園制度の実施に伴い制定する条例であります。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、給付事業として実施される特定乳児等通園支援事業について適正な事業運営及び利用者保護を確保するとともに、公費を財源とする給付の適正な実施を図るため、事業者の運営に関する基準を定めるものであります。

条例の概要をご説明いたします。

条例案1ページを御覧ください。

第1章総則では、2ページにかけて本条例の趣旨のほか、事業者は利用する子供の意思及び人格

を尊重し、良質かつ適切な支援の提供に努めること並びに地域や関係機関との連携、虐待防止等に
必要な体制整備に努めることなど、事業の実施に当たっての基本的な考え方について定めておりま
す。

2ページの第2章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準の第1節、利用定員に関する
基準では、事業者が1時間当たり及び1月当たりの利用定員を定めることについて規定しておりま
す。

3ページから12ページの第2節、運営に関する基準では、利用開始前の面談の実施、利用申込み
に対する適切な対応、利用児童の心身の状況等の把握、支援の提供内容の記録、費用の支払いに
関する取扱い、職員の勤務体制の確保、秘密保持、苦情対応、事故発生時の対応など、事業の適正
な実施に必要な運営上の基準について定めております。

15ページ、附則を御覧ください。

本条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第13号 白馬村認定こども園しろうま保育園担任手当に関する条例の制定について
ご説明申し上げます。

本条例は、しろうま保育園においてフルタイム会計年度任用職員がクラス担任業務を担う場合の
職責の重さに鑑み、担任手当を支給する制度を設けることにより、職員の職務意欲の向上及び保育
の質の確保を図るため制定するものであります。

条例の概要を説明いたします。

1ページを御覧ください。

第1条では、本条例の目的として、担任手当を支給することにより、職務意欲の向上及び保育の
質の確保を図る旨を定めております。

第2条では、担任手当の支給対象となる担任職員について、フルタイム会計年度任用職員のうち、
クラス担任業務に従事する者として村長が認めた者と定義しております。

第3条では、フルタイム会計年度任用職員が担任となる場合は、原則として、二人体制でクラス
担任業務に従事するものとする旨を定めております。

第4条から第6条では、担任手当の支給について支給額を月額2万円とすること及び支給方法に
ついて定めております。

第7条では、担任業務に従事しない期間や休職等により勤務しない期間などについては担任手当
を支給しない旨を定めております。

なお附則につきまして、本条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑を行ないます。

議案第10号について質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第14号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

△日程第20 議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について

議長(太田伸子君) 日程第19 議案第14号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第20 議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長(田中克俊君) それでは、最初に、議案第14号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本改正は公職選挙法施行令の一部を改正する政令を参酌し、昨今の物価変動等に鑑み、村議会議員及び村長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費の限度額を引き上げたいことから、条例の一部を改正するものでございます。

2ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第4条第2号アの選挙運動用自動車の借入代金の限度額を、一日当たり1万5,800円から1万6,100円に、同号イでは3ページにかけまして、燃料代の限度額を、一日当たり7,560円から7,700円に改めるものでございます。

第8条では、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の限度額を7円51銭から8円38銭に、4ページ、第11条では、選挙運動用ポスターの作成費用に係るポスター掲示場1か所当たりの加算額を525円6銭から586円88銭にそれぞれ改めるものでございます。

1ページの条例附則を御覧ください。

第1項この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、第2項では、適用区分として、この改正条例による条例の規定は、この条例の施行の日以後に告示される選挙から適用することを規定しております。

議案第14号の説明は以上であります。

続きまして、議案第15号白馬村課設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本改正は課の分掌事務の記載事項を改めたいことから、条例の一部を改正するものでございます。

2ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

総務課の分掌事務の「環境政策に関すること」を「地球環境保全に関すること」と「生物多様性に関すること」に改め、また、3ページ、住民課の分掌事務の「環境衛生及び公衆トイレに関すること」を「環境衛生及び資源循環に関すること」と「公衆トイレに関すること」に改めるものでございます。

1ページの条例附則を御覧ください。

この条例は、令和8年1月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑を行ないます。

議案第14号について質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第16号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第21 議案第16号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） 議案第16号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新旧対照表でご説明しますので、議案書の最終ページを御覧いただきたいと思います。大北医師会及び大北薬剤師会から報酬の増額について要望があり、大北市町村教育長会議において大北町村で報酬額を合わせることに決定いたしました。

改正の内容でございますが、学校医及び保育園医の内科医、歯科医、耳鼻科医、眼科医の報酬を

1 1万円から1 3万円に、薬剤師を7万円から9万円に改正するものでございます。

本条例の施行日は令和8年7月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第2 2 議案第1 7号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

△日程第2 3 議案第1 8号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

△日程第2 4 議案第1 9号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第2 2 議案第1 7号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第2 3 議案第1 8号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第2 4 議案第1 9号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 最初に、議案第1 7号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本改正は、会計年度任用職員に、新たに勤勉手当を支給すること及び令和7年人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、昨年1 2月一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を公布したのに伴い、フルタイム会計年度任用職員が運用する給料表を改定するほか、主要の改正を行なうものであります。

9ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第1 8条の2として、6か月以上の任用期間をもって任用されたフルタイム会計年度任用職員に対して、6月期と1 2月期にそれぞれ勤勉手当基礎額に1 0 0分の5を乗じて得た額に期間率及び成績率を乗じて得た額を支給するものであります。

次に1 1ページ、第5条関係、別表第一の給料表を引上げ改定するものでございます。

続いて1 7ページ、第6条関係の別表第2では、新たな職務として、部活動地域コーディネーターの職務を、1 8ページ、看護師（保育補助員）の職務を加え、また新たな職種として地域プロジェクトマネージャーを加えるものでございます。

8ページ、条例附則にお戻りください。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

議案第17号の説明は以上です。

続きまして、議案第18号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この改正も議案第17号と同様に、新たに勤勉手当を支給すること及びフルタイム会計年度任用職員の給料表の改定率を勘案し、定額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の上限額を改正するものであります。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。4ページをお開きください。

第7条の2として、6か月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員に対し、フルタイム会計年度任用職員と同様の基準で勤勉手当を支給するものでございます。

次に、6ページから7ページにかけて、第12条関係の別表第2では、定額で支給するパートタイム会計年度任用職員の各報酬上限額を引き上げるものでございます。

3ページの改正条例附則を御覧ください。

この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

議案第18号については以上です。

最後に、議案第19号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。本改正は、昨年全部改正した職員の旅費に関する条例につきまして、運用上改めたい事項が生じたことから、条例の一部を改正するものでございます。

2ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

宿泊手当を規定しております第15条に、新たな規定を設けるものでございます。

まず、第2項として、通常宿泊手当は1泊につき2,400円でございますが、宿泊費に朝食または夕食が含まれる場合は、その3分の2の額1,600円に減額をし、朝食と夕食が含まれる場合は、その3分の1の額800円に減額をして支給するものでございます。

次に、第3項では、移動中に宿泊する場合の規定で、運賃等に食費に相当するものが含まれる場合は、宿泊手当として2,400円の3分の1の額800円に減額をして支給するものでございます。

次に、第4項では、旅行中に住所または居所等に宿泊する場合は、宿泊手当を支給しないことを規定するものであります。

3ページ、第16条及び第17条につきましては、その他主要の改正をするものであります。

1ページの条例附則を御覧ください。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑を行ないます。

議案第17号について質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第25 議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

議長(太田伸子君) 日程第25 議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田税務課長。

税務課長(太田雄介君) 議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

この改正は、入湯税の申告納入期限を宿泊税に合わせ、両税の申告納入期限を毎月末日に統一するものです。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

入湯税の申告納入期限を規定する第145条第3項において、「毎月15日まで」を「毎月末日まで」に改めるものであります。

1ページの改め文に戻りまして、附則においてこの条例の施行日を令和8年4月1日と規定しています。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第26 議案第21号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長(太田伸子君) 日程第26 議案第21号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長(堤則昭君) 議案第21号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は国における子ども・子育て支援法の改正に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金の徴収が開始されること及び長野県が示す国民健康保険運営方針等に基づき、国民健康保険制度の安定的な運営と受益と負担の適正化を図るために、国民健康保険税の賦課体系及び税率等の見直しを行なうものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

9ページから10ページになります。

第2条で国民健康保険税の内訳である医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に加え、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を設けます。

同条第2項では、これら基礎課税額の賦課限度額を66万円から67万円に引き上げます。

10ページ下段から11ページ、同条第5項では、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円とします。

第3条以下では、基礎課税額について、まず所得割合を5.5%に、第4条で均等割合を1万9,900円に、12ページ、第5条で世帯別平等割額を各世帯の種別ごとに改正するものです。

13ページ、第6条では、後期高齢者医療支援金等課税額についてになります。まずは、負担軽減のため、所得割合率を2.5%に、第7条では、均等割額を9,300円に引き下げます。

第7条の2では、世帯別平等割額を各世帯の種別ごとに改めます。

第9条では、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額について、9,800円へ引き下げる一方、第9条の2で世帯別平等割額を7,200円へと調整いたします。

14ページ、第10条以降については、子ども・子育て支援納付金課税額について、第10条で所得割合率0.3%、第10条の2で均等割合1,090円、第10条の3で18歳以上被保険者均等割額110円を第10条の4で世帯別平等割額を世帯の種類ごとに定めたものです。

次に、17ページ、下段以降の第24条1項、こちらは、低所得者の判定基準額を緩和することで対象者を拡大し、物価高騰に直面する低所得者層及び中間所得層の税負担をより広範囲に軽減するものでございます。

18ページ以降、こちらの第1号で7割軽減について、21ページ以降、こちらの第2号で5割軽減について、23ページ以降、この第3号では2割軽減について、それぞれ基礎課税額、後期高齢者支援金、介護納付金、子ども・子育て支援納付金の各項目の減額を定めたものとなっております。

27ページ以降、こちらの第3項は出産される方について、子ども・子育て支援納付金の所得割、均等割18歳以上被保険者均等割を免除することで、出産世帯の経済的負担をより一層軽減し、子育て支援を強化するものでございます。

28ページ以降、こちらの第4項では、18歳未満の子供は、さらに子ども・子育て支援納付金の均等割を全額免除としてあります。

その他は、条例改正に伴う項ずれ等の修正になります。

以上、国が求める新制度は導入いたしますが、低所得者や子育て世帯には条例によるきめ細かな軽減、免除を組み合わせることで実質的な負担増が生じないように、最大限配慮する内容としております。

改め文附則に戻っていただきまして、附則として施行期日を令和8年4月1日とします。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第27 議案第22号 白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第27 議案第22号 白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） 議案第22号 白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する基本計画に定められた促進区域において、地域経済牽引事業のための施設を設置した者に対する固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めている条例になります。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条の課税免除の対象となる施設の設置期間について、平成35年3月31日を令和11年3月31日に改め、引用条文の条ずれがありましたので、これを改めるものであります。

1ページの改め文に戻りまして、附則において、この条例の施行日を公布の日と規定しています。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第28 議案第23号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第28 議案第23号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鈴木生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（鈴木広章君） 議案第23号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてご説明します。

この条例改正は、クロスカントリー競技場について使用料等の改正を行なうため、白馬村使用料条例の別表の改正をするものでございます。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

別表第2の白馬クロスカントリー競技場の使用料について、軽スポーツ等で1面を使用しない場合の使用料300円を定めます。

4ページにお進みください。

4ページ、備考欄になります。備考1で、村民利用の定義を運転免許等の提示で村の居住が確認できる場合とし、備考4を新設し、1回の使用料について、村民の使用料減額を設定するものであります。

2ページの附則にお戻りいただきまして、この改正条例の施行日を令和8年4月1日としております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第29 議案第24号 白馬村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第29 議案第24号 白馬村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） 議案第24号 白馬村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表でご説明申し上げますので、議案書の最終ページを御覧ください。

本改正につきましては、食材費の高騰によるもの、国の政策による小学生の給食費の軽減措置、いわゆる無償化によるもの、近隣市町村の状況、本村の子育て世帯への負担軽減策などを総合的に勘案し、令和8年度からの給食費を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、条例で定めていた給食費では賄えておらず、不足分を公費で補っていたことから、適正な給食費の設定、保護者負担額を国の政策や近隣市町村の状況等を鑑み、小学

生を無償に、中学生を1食当たり230円に軽減するものでございます。

本条例の施行日は、令和8年4月1日とするものでございます。

説明は以上となります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第30 議案第25号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について

△日程第31 議案第26号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第30 議案第25号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について及び日程第31 議案第26号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鈴木生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（鈴木広章君） 初めに、議案第25号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、ジャンプ競技場のリフト使用料について、白馬村の居住が確認できる場合の村民の使用料減額を設定するものでございます。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

別表で規定している一般と、小中学生の1人1回のリフト料金について新たに備考を設け、運転免許証等の提示で村の居住が確認できる場合に、一般270円、小中学生170円を減額するものです。

1ページ、附則にお戻りください。

この改正条例の施行日を令和8年4月1日としております。

続きまして、議案第26号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、ウイング21のトレーニングルームとランニングトラックの使用料等を改正するため、別表の一部を改正するものとなります。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

別表1の1の備考3、4ページに進みまして、別表1の2の備考3の「村民使用の定義」を、「運転免許等の提示で白馬村の居住が確認できる場合」に改め、5ページにお進みください。別表1の4で、トレーニングルームとランニングトラックの使用料を改めます。

また、備考におきまして、村の居住が確認できる場合の減額等を規定するものであります。

2ページの附則にお戻りいただきまして、この改正条例の施行日を令和8年4月1日としており

ます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑を行ないます。

議案第25号について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案26号について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第32 議案第27号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第32 議案第27号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中村子育て支援課長。

子育て支援課長（中村由加君） 議案第27号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この改正は、白馬村認定こども園しろま保育園における延長保育の利用実態や施設の運営体制を踏まえ、持続可能な保育体制を確立する観点から、延長保育時間の見直しを行ないたいものです。

3枚目の新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の1ページから2ページにかけてあります別表第2に定める認定区分のうち、教育標準時間及び保育短時間における延長保育の開始時間を午前7時30分から午前7時45分に改めるとともに、保育短時間における延長保育の終了時間を午後6時30分から午後6時15分に改めるものです。

また、教育標準時間における朝延長時間帯の利用料金につきまして、徴収単位を見直し、1回30分につき100円を、15分につき50円に改めるものです。

2ページの改め文にお戻りいただき、附則を御覧ください。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第33 議案第28号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第7号）

議長（太田伸子君） 日程第33 議案第28号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第7号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第28号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,078万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を77億5,528万2,000円とするものでございます。

10ページの歳入明細を御覧ください。

主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。

7款1項1目地方消費税交付金は、実績による増額であります。

12款1項3目農林業費負担金925万円の減額は、ほ場整備事業が減額となったことから、土地改良事業受益者負担金を減額するものでございます。

4目教育費負担金592万3,000円の減額は、給食提供日数等の実績により学校給食費負担金を減額するものでございます。

13款1項1目総務使用料954万5,000円の減額は、ジャンプ競技場リフト使用料の収入見込みの減額でございます。

11ページにかかけまして、14款1項1目民生費国庫負担金1,000万円の減額は、実績によるものでございます。

2項6目総務費国庫補助金1,613万8,000円の減額は、事業不採択によるものでございます。

15款1項1目民生費県負担金720万4,000円の減額は、実績による減額でございます。

12ページ、15款2項9目観光費県補助金2,174万7,000円の減額は、宿泊事業者へのDX補助金交付実績によるものでございます。

13ページ、17款1項1目一般寄附金9,000万円の減額は、主にふるさと白馬村を応援する寄附金の寄附実績による減額でございます。

18款1項1目財政調整基金繰入金5,147万7,000円の減額は、各種事業の実施状況などを鑑み、基金取崩しを抑えるものでございます。

20款5項1目雑入875万7,000円の減額は、主に白馬山麓事務組合負担金について、し尿処理に係る派遣職員の人件費分の収入を下水道事業会計で受けるため、減額をするものでございます。

14ページ、21款村債ですが、事業費確定に伴い減額をするものでございます。

続きまして、15ページからの歳出明細でございます。

主に事業費確定による減額ですので、それ以外の主な事業につきまして、説明欄により説明をさせていただきます。

18ページ、3款1項7目福祉医療費給付事業450万円の増額は、当初見込みよりも医療費が増加していることによるものでございます。

19ページ、3款2項2目子育て支援事業486万2,000円の増額は、主に令和6年度子ども・子育て交付金について、精算による返還金が生じることによるものでございます。

21ページ、一番下の段、7款1項1目土木総務事業526万5,000円の増額は、事業費精算に伴う負担金の増額によるものであります。

22ページ、7款2項2目道路維持補修事業100万円の増額は、道路上の穴など破損箇所を修繕するための原材料費が不足することによるものでございます。

25ページ、12款1項2目減債基金事業1,200万円の増額は、普通交付税の再算定において、臨時財政対策償還基金費が創設され、令和8年度において臨時財政対策償還元金に繰り入れることから、積立額を増額するものでございます。

5ページにお戻りください。第2表の繰越明許費を御覧ください。令和7年度から令和8年度へ繰り越す事業と金額を記載してございます。14事業で1億9,871万6,000円を繰り越すものでございます。

主なものについてご説明をいたします。

2款1項移住交流集落支援事業、その物価高騰対策生活支援給付金事業、3款1項物価高騰対応介護保険施設等支援事業、それと、2項の児童福祉総務事業、児童手当等給付事業、4款1項の物価高騰対応生活者支援事業、これらはいずれも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、物価高対応子育て応援手当補助金を財源として行なうものですが、年度内での事業完了が困難なため翌年に繰り越すものでございます。

6款1項山岳観光施設維持補修事業は、猿倉荘の雪害による工事の関係ですが、残雪の影響から工事着手が遅れまして、年度内に竣工ができないことから繰り越すものでございます。

6ページの8款1項防災事業ですが、国の補正予算による交付金を活用し、折り畳みベッド等の備蓄品を購入する事業でございますけれども、交付決定が3月下旬とされておりますことから、全額を繰り越すものでございます。

続きまして7ページ、第3表債務負担行為補正でございますけれども、白馬村保健福祉ふれあいセンターと白馬中学校の屋根に設置をいたしました太陽光パネルに係るリース料につきまして、工事範囲の見直し等により減額となりましたことから、限度額を変更したいものでございます。

次に、第4表地方債補正でございます。

事業費の確定に伴う限度額の減額が主な内容でございますが、土木総務事業に係る工事負担金が増額となりますことから、道路新設改良事業の限度額は増額としております。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する声なし)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第34 議案第29号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

△日程第35 議案第30号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議長(太田伸子君) 日程第34 議案第29号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)及び日程第35 議案第30号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長(堤則昭君) 議案第29号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)について説明します。

歳入歳出予算にそれぞれ288万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億4,835万6,000円とするものであります。

それでは、5ページをお開きください。

歳入で2款1項3目事業補助金288万5,000円の増額は、子ども・子育て支援事業に係るシステム改修に対するものです。

次に、歳出に移ります。

6ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目一般管理費288万5,000円、こちらは、ただいま説明しました子ども・子育て支援事業に係るシステム改修事業に対するものです。全額が補助対象になっております。

説明は以上になります。

続いて、議案第30号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について説明します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,234万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,671万6,000円とするものです。

5ページの歳入明細を御覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収、過年度普通徴収の各保険料の合計で、2,440万2,000円の増額です。

3款1項2目一般会計繰入金293万9,000円の減額は、基盤安定負担金の確定によるものです。

7款1項1目事業補助金88万3,000円の増額は、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修事業に係るものです。

それでは、6ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目徴収費88万3,000円の増額は、ただいまの子ども・子育て支援金制度のためのシステム改修で、こちらも全額補助対象となっております。

2款1項1目広域連合負担金2,146万3,000円の増額は、歳入で説明した保険料収入の増加によるものです。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑を行ないます。議案第29号について質疑はありますか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第30号について質疑はありますか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第36 議案第31号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

△日程第37 議案第32号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（太田伸子君） 日程第36 議案第31号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第37 議案第32号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

議案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第31号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入で1款水道事業収益に727万1,000円を追加し、4億155万4,000円とし、支出では1款水道事業費用に346万円を増額し、3億2,491万8,000円とするものです。

おめくりいただき、1ページを御覧ください。収益的収入で無線検針に係る白馬村上下水道DX推進事業の国庫補助金として727万1,000円を計上しています。収益的支出では、総係費で後納郵便料金の16万円と、令和6年度新規登録の有形固定資産減価償却費として330万円を増額するものです。

水道事業に関しては、説明は以上です。

続きまして、議案第32号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的収入及び支出の予定額を変更するもので、収入で1款下水道事業収益を571万4,000円減額し、4億8,590万3,000円とし、支出では、1款下水道事業費用

に37万2,000円を増額し、4億7,910万円とするものです。

第3条では、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億775万6,000円に改め、1款資本的収入を834万7,000円増額し、4億4,494万9,000円とするものです。

おめくりいただき、積算資料の1ページを御覧ください。

収益的収入の補助金571万4,000円の減額は、上下水道課より白馬山麓事務組合へ派遣している職員の人件費で、白馬村一般会計からの補助金での繰入れではなく、次のページ、2ページを御覧ください。資本的収入における白馬山麓事務組合から小谷村負担分も含めた負担金834万7,000円に振り替えるものです。

1ページにお戻りいただき、収益的支出では総がかり費の後納郵便料18万円の増額と資本平準化債の支払い利息で19万2,000円を計上しています。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑を行ないます。

議案第31号について質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案32号について質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号から議案第32号までは、お手元に配付してあります令和8年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第32号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

△日程第38 議案第33号 令和8年度白馬村一般会計予算

議長（太田伸子君） 日程第38 議案第33号 令和8年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 議案第33号 令和8年度白馬村一般会計予算についてご説明します。

一般会計予算書2ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73億2,200万円と定めるものであります。今回の予算編成に当たり、私は公約の着実な実現に向け、次のとおり5つの柱を掲げました。激動する社会へ柔軟に対応し、未来へつなぐ持続可能な行財政運営を確立するため、各事業を迅速かつ戦略的に展開してまいります。

1つ目は、農林業の振興と有害鳥獣対策の強化です。

安定的な農林業経営が行なわれるよう、良好な生産環境を確保するとともに、野生鳥獣の生息域の分離や生息頭数の適正化を図ってまいります。

8年度予算では、農地の集積・集約化により生産効率を高めるために、北城南部地区に加え、北城北部地区の圃場整備にも着手します。

また、昨年度に引き続き、農業機械等導入支援、電動草刈り機等購入補助金を計上するとともに、ICTを活用した熊管理用カメラを導入し、鳥獣被害対策を推進します。

2つ目は、児童福祉・高齢者福祉の充実です。

子供・子育て支援環境の整備と高齢者の社会参加促進のため、地域包括ケアを強化するとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進してまいります。

8年度予算には、子育て支援施設建設事業に3億600万円余りを計上し、本体施設建設に着手いたします。子供だけでなく、多世代が交流できる施設とし、また、白馬村の子育て支援の拠点施設として、世代間の交流の場づくりが行なわれる複合施設を3か年かけて建設し、令和10年度内の開所を目指します。

また、白馬村高齢者福祉計画の基本理念でもある「つながり支え合う豊かなむらづくり」を実現するため、村外から移住し、介護施設等に就業する者に対して支援金制度を創設し、介護福祉分野の担い手不足解消を図ってまいります。

そのほか、出産祝いに関する支援のさらなる充実や、長年要望のあった加齢性難聴者の補聴器等購入に対する助成も実施してまいります。

3つ目は、移住・定住施策の推進とコミュニティの活性化です。

コミュニティ組織を活性化することにより、魅力とにぎわいを創出する取組を本格化してまいります。

8年度予算には、関係人口創出事業のほか、デジタル地域通貨の運用を通して地域内経済循環の促進を図るとともに、事業者の協力を得て村民割引制度を普及し、住みやすい村づくりに取り組むとともに、住民同士の助け合いや健康づくり、環境保全等の活動にポイントを付与するといった実証事業を行ない、支え合う地域づくりを目指します。

また、近年のインバウンドを中心とした観光需要の高まりを背景に、開発事業、建築件数が増加しており、その現状を把握するとともに、土地利用及び建物用途等に関する規制等の方針を検討し、持続可能なまちづくりの形成を図ってまいります。

4つ目は、防災減災の村づくりと気候変動対策です。

あらゆる自然災害から住民の生命と財産を守る、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

8年度予算では、近年発生した大規模災害の教訓や社会構造の変化を踏まえ、地域防災計画を見直します。

また、地球温暖化対策事業では、白馬村気候非常事態宣言、白馬村ゼロカーボンシティ宣言及び白馬村ゼロカーボンビジョンロードマップにのっとり、脱炭素の取組や生物多様性の回復に向けた取組を推進します。

取組の一つとして、森林が吸収するCO₂量を金銭的価値のあるクレジットとして認証・売買し、森林保全と企業の排出量相殺、カーボン・オフセットを両立させる仕組みである森林カーボンクレジットについて、村有林の現状分析を実施し、発行可能なクレジットの創出量を調査します。

5つ目は、持続性ある観光地域づくりの促進です。

環境的持続可能性、社会的持続可能性、経済的持続可能性を意識した観光地域づくりを推進してまいります。

新たな観光財源として検討してまいりました宿泊税が、令和8年6月から課税となります。

宿泊税を財源とした白馬村観光地域づくり基金積立金を創設し、次年度以降、村民生活と調和した持続可能な観光振興を図る施策に要する費用に充てることとし、具体的な事業は、観光地経営の基本理念や観光地経営ビジョンといった使途の基本方針や法定戦略に基づき、白馬村観光地経営会議では、使途管理団体からの活用事業計画や事業実績の報告を受けて、その選定結果や実績の検証、評価について審議します。

また、入湯税を財源とした鉱泉源保護管理整備補助金を創設し、入湯税の使途の明確化を図るとともに、鉱泉源の安定確保と鉱泉を生かした観光振興を図るため、鉱泉源施設の所有者が行なう鉱泉源施設の保護管理及び更新整備事業に対し、補助を行ないます。

限られた財源を効率的かつ効果的に配分して最大の効果を上げるよう、これらの事業を全庁体制で推進する考えでございます。

以上、5つの柱を令和8年度の重点的に取り組むべき分野として予算編成を行ないました。

なお、予算の概要につきましては、総務課長から説明させます。

議長（太田伸子君） 田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 引き続き議案第33号について、その概要を説明申し上げます。

なお、先ほど予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行なうことが決定されましたので、詳細につきましては、予算特別委員会のほうでご説明を申し上げます。

それでは、歳入明細からご説明いたしますので、予算書12ページをお開きください。

12ページから13ページにかけまして、歳入の27.6%を占める1款村税は、20億1,866万3,000円でございます。

個人村民税は、個人所得の増加により、全体で1億7,000万円余りの増額、法人村民税は、法人税割の税率改正により、200万円余りの減額、固定資産税は、新築家屋の建築等により、9,800万円余りの増額で10億円を超える計上となりました。

13ページ上から3段目、今年度から新たに賦課徴収を開始する宿泊税は、1億4,400万円余りを計上しております。

その下の2款地方譲与税から、14ページの8款環境性能割交付金は、いずれも県の収入見込みや過去の交付実績から推計して歳入額を見込んでおります。

なお、13ページ下から2段目、2款2項地方揮発油譲与税と14ページの最下段8款1項環境性能割交付金は、それぞれ暫定税率、環境性能割の廃止に伴い減額としておりますけれども、その全額が15ページ上段、9款1項1目地方特例交付金で補填をされております。

次に、15ページ中段、歳入の27.7%を占める10款1項地方交付税20億2,650万円では、普通交付税は、村民税や固定資産税が増収となったことから減額を見込み、特別交付税は、過去の交付実績に加え、新しい地方経済・生活環境創生交付金等に係る措置分等により、4,700万円余りの増額を見込んでおります。

15ページ下段から16ページの中段まで、12款分担金及び負担金6,052万8,000円は、2,530万6,000円の減額であります。

16ページの下段から17ページにかけまして、13款使用料及び手数料8,265万1,000円は、183万4,000円の減額。

18ページ上段、14款1項国庫負担金1億7,096万1,000円は、1,509万3,000円の減額であります。

18ページの下段から19ページ上段にかけまして、2項国庫補助金4億1,059万1,000円は、9,086万2,000円の増額であります。

20ページの下段から22ページの上段にかけまして、15款2項県補助金1億7,733万5,000円は、2,800万9,000円の増額であります。

22ページの下段、3項県委託金9,229万7,000円は、1,211万3,000円の増額。

23ページ、16款1項財産運用収入3,022万7,000円は、681万2,000円の増額であります。

23ページの下段から24ページ上段にかけまして、17款1項寄附金は、今年度の実績から5億2,200万円を見込み、1,139万円の減額であります。

24ページ下段から26ページ上段にかけまして、18款1項基金繰入金は5億1,246万

5,000円で、2,902万5,000円の減額であります。

なお、ふるさと白馬村を応援する基金繰入金は、次年度以降の基金活用事業の継続と平準化を考慮し、4億円を上限といたしましたが、重点施策や実施計画記載事業の実施のため、財政調整基金から1億円を繰り入れることとしております。

26ページ中段、19款繰越金は、3,000万円であります。

26ページ下段から28ページにかけて、20款諸収入全体では、1億6,897万4,000円であります。

29ページ、21款村債は4億7,410万円で、4,780万円の増額であります。子育て支援施設建設事業や一般廃棄物処理事業、道路新設改良事業などに借入れを予定しております。

続きまして、30ページから始まりますけれども、歳出明細を説明いたします。

1款1項1目議会費7,516万7,000円は、議員報酬と手当、事務局職員の人件費などあります。

30ページ下段、2款1項1目一般管理費、説明欄の一般管理事業2億6,084万円は、32ページにかけまして、特別職と総務課及び会計室の職員、障がい者枠も含めました会計年度任用職員の人件費などを計上しております。

33ページ、2目財産管理費、説明欄の財産管理事業8,804万4,000円は、庁舎等の維持管理費が主なもので、庁舎空調設備等リース料2,357万円余りのほか、その下の多目的研修施設及び庁舎のトイレの改修工事費3,000万円などを計上しております。

34ページ、4段目、6目企画費、説明欄の企画一般事業7,341万1,000円は、地域公社プロジェクト可能性調査委託料に3,000万円、35ページ、北アルプス広域連合の経常経費に係る負担金が1,658万円余り、協働のまちづくり推進補助金1,100万円などを計上しております。

35ページ、6行目、情報化対策事業3,035万7,000円は、LGWAN系端末の更新のため、ハード・ソフトウェアリース料に699万円余りなどを計上しております。

36ページ、6行目になります、ふるさと納税事業2億4,743万7,000円は、寄附見込額を5億200万円として計上しております。

その下の白馬高校支援事業1億521万3,000円は、地域おこし協力隊の人件費と白馬山麓事務組合負担金が主な内容でございます。

その下の移住・交流・集落支援事業5,354万8,000円は、37ページ中ほどの小谷村との連携事業として導入した地域通貨「アルプスPay」の運用支援業務委託料として1,200万円を計上しております。

38ページの上段、8目電算業務費、説明欄の電算事業5,070万6,000円は、庁内で使用いたします電算機器リース料やシステム委託料などを計上しております。

同じく38ページ、9目環境政策費、説明欄の地球温暖化対策事業2,544万5,000円は、白馬村ゼロカーボンビジョンロードマップにのっとり、森林カーボンクレジット発行可能性調査のための委託料99万円余りや給水スポット設置工事に50万円を計上しております。

39ページ、2項1目税務総務費、説明欄の税務総務事業7,162万2,000円は、職員及び会計年度任用職員の人件費が主なものでございます。

下段、2目賦課徴収費、説明欄の賦課徴収事業5,605万1,000円は、賦課収納業務電算委託料1,490万円余りや宿泊税対応総合行政システム等改修委託料1,485万円が主な内容でございます。

40ページの下段、3項1目戸籍住民基本台帳費、説明欄の戸籍住民基本台帳事業5,046万3,000円は、41ページ、住基・戸籍に係る電算委託料に1,200万円余り、戸籍コンビニ交付システム等使用料1,050万円余り、住基ネット・戸籍システム共同サーバーの運用経費として北アルプス広域連合負担金に400万円余りが主なものでございます。

次に、44ページの下段、7項1目スポーツ事業総務費、説明欄のスポーツ総務事業2,656万円は、職員の人件費が主な内容でございます。

2目施設管理費、説明欄のスノーハープ維持管理事業4,867万8,000円は、45ページにかけて、施設の維持管理に係る燃料費、光熱水費、施設の管理委託料のほか、管理棟に空調設備を設ける施設改修工事費2,376万円が主なものでございます。

その下の白馬ジャンプ競技場維持管理事業9,656万1,000円は、施設の光熱水費、修繕費のほか、施設管理等委託料6,750万円余りが主なものでございます。長野県の管理委託金5,108万円余り、ジャンプ競技場のリフト使用料2,774万円を主な財源としております。

46ページ、3目スポーツ事業振興費、説明欄のスポーツ振興事業2,202万5,000円は、スノーハープクロスカントリー大会、スキー選手育成事業等の各種補助金や負担金が主な内容であります。

その下のスキー大会推進事業1,600万円は、白馬少年スキー大会と全国高等学校選抜スキー大会、全日本スキー選手権大会等の大会負担金であります。

47ページ下段、3款1項1目社会福祉総務費、説明欄の社会福祉総務事業6,120万6,000円は、職員の人件費のほか、白馬村社会福祉協議会に対する運営補助金2,340万円余りが主なものでございます。

2目老人福祉費、説明欄の老人福祉事業1,475万6,000円は、養護老人ホームに入所されている方の老人福祉施設措置費1,192万円余りが主なものでございます。

48ページ、介護予防・地域支え合い事業1,717万5,000円は、高齢者や障がい者の配食サービス事業委託金432万円余り、デイサービスセンター岳の湯指定管理料402万円余りを計上しております。

その下の乗合タクシー運行事業2,697万9,000円は、デマンドタクシー運行委託料2,415万円余りが主な内容でございます。

49ページ、3目障害者福祉費、説明欄の心身障害者福祉事業1億9,725万1,000円は、重度訪問介護事業やグループホームの共同生活援助など障がい者サービスの自立支援給付費1億7,251万円余り、障がい児に対する放課後デイサービスなどの児童福祉給付費1,578万円が主な内容でございます。

50ページの下段、5目介護保険費、説明欄の介護保険事業2億29万1,000円は、北アルプス広域連合への介護保険事業負担金が主な内容でございます。

その下の地域包括支援センター・地域支援事業4,960万4,000円は、地域包括支援センター職員の人件費のほか、51ページ、介護予防・日常生活支援総合事業委託料956万円余り、社会福祉協議会負担金1,510万円余りが主なものでございます。

6目住民総務費、説明欄の住民総務事業3,036万6,000円は、職員人件費のほか、保護司の活動などの経費であります。

その下の住民国保事業1億662万1,000円は、52ページにかけまして、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金、52ページ、後期高齢者医療事業1億3,940万6,000円は、療養給付費負担金8,816万円余り、後期高齢者医療特別会計繰出金3,455万円余りが主なものでございます。

次に、7目福祉医療費、説明欄の福祉医療費給付事業4,449万1,000円は、福祉目的の医療費給付であります。

53ページ、2項1目児童福祉総務費、説明欄の児童福祉総務事業2,379万5,000円は、職員の人件費、1つ飛ばしまして、児童手当等給付事業2億9,804万9,000円は、施設型給付費6,789万円、地域型保育給付費7,311万円余り、児童手当1億5,317万円余りが主な内容であります。

2目子育て支援費、説明欄の子育て支援事業3,714万円は、54ページにかけまして、職員の人件費と子ども第3の居場所事業補助金2,160万円、子育て支援施設建設事業3億650万1,000円は、新子育て支援施設建設に係る工事請負費と施工管理委託料が主な内容でございます。

3目保育所費、説明欄のしろま保育園運営事業1億6,667万1,000円は、55ページにかけまして、職員人件費のほか、給食等賄材料費1,104万円余りが主なものでございます。

56ページ、子育て支援ルーム運営事業1,888万円は、地域子育て支援拠点事業などにおける人件費が主な内容でございます。

次に、57ページの下段、4款1項1目環境衛生費、説明欄の環境衛生事業3,081万8,000円は、職員人件費のほか、葬祭場の運営に係る北アルプス広域連合負担金385万円余

りが主なものでございます。

58ページ、合併処理浄化槽整備事業1,531万8,000円は、下水道処理区域外に設置される合併処理浄化槽に対する補助金で、38件の設置を見込んでおります。

2目保健予防費、説明欄の保健予防事業5,951万9,000円は、職員人件費のほか、健診等委託料3,560万円余りは、健診と高齢者予防接種の委託料であります。

59ページの下段、4目母子健康費、説明欄の母子健康事業4,398万1,000円は、60ページにかけまして、保健師等の人件費のほか、医薬材料費618万円、健診等委託料1,106万円余りが主な内容でございます。

60ページの下段、2項1目塵芥処理費、説明欄の塵芥処理事業3億7,157万7,000円の主な内容は、61ページ、塵芥処理委託料4,773万円余りは、ごみの収集運搬、処分等に要する費用、北アルプス広域連合負担金3億165万円余りは、ごみ処理施設の運転、維持管理及び施設整備に係る負担金であります。塵芥処理事業は、ごみ処理量の増加に加え、大町市の最終処分場第3期工事に係る負担金が大きく増加しまして、9,472万円の増額となっております。

2目し尿処理費、し尿処理事業6,176万2,000円は、クリーンコスモ姫川の維持管理に係る白馬山麓事務組合負担金であります。

62ページ、5款1項2目農業総務費、説明欄の農業総務事業4,706万3,000円は、職員人件費のほか、大北農業振興協議会負担金として、JA派遣職員負担金が主なものでございます。

3目農業振興費、説明欄の農業振興事業3,576万9,000円は、会計年度任用職員の人件費、63ページにかけて、農業機械等導入支援補助金500万円、有害鳥獣被害防止対策事業負担金734万円余りが主なものでございます。

下段の4目農地費、説明欄の多面的機能支払交付金事業3,509万2,000円は、64ページにかけまして、農業の多面的機能維持の地域活動や営農活動支援のため、村内12の団体に交付をするものでございます。

64ページ、中ほどのほ場整備事業2,450万円は、北城南部地区負担金と北部地区測量設計及び換地業務の負担金であります。

おめくりいただき、66ページの下段、3項1目地籍調査事業費、説明欄の地籍調査事業3,278万1,000円は、職員人件費のほか、現在調査中の大出地区の数値測量業務委託料に1,843万円余りが主な内容でございます。

続きまして、67ページ、6款1項1目観光総務費、説明欄の観光総務事業3,578万3,000円は、職員人件費のほか、白馬の夏祭り協賛金など、観光総務関係負担金に248万円余りが主なものでございます。

2目観光施設整備費、説明欄の下のほうの山岳観光施設維持補修事業2,447万1,000円は、黒菱・鎌池遊歩道デッキの改修修繕165万円を含む山岳観光施設の修繕費に370万円、

68ページ、令和7年度債務負担行為事業で、新たなPPP、PFI手法の調査、事業スキームの決定、参入可能性調査及び新たな事業収支の算定など、新手法の制度設計に係る支援業務委託料として1,124万円余りが主なものでございます。

3目観光宣伝振興費、説明欄の21観光戦略事6,001万2,000円は、白馬村観光局負担金3,700万円、HAKUBA VALLEY TOURISM運営負担金を含む観光振興負担金に2,167万円余りが主なものでございます。

その下の観光地経営事業4,051万5,000円は、宿泊税の導入に伴う宿泊事業者向けシステム改修のための宿泊事業者DX補助金1,500万円、鉱泉源の安定確保と鉱泉源を生かした観光振興を図るため、鉱泉源施設の所有者が行なう鉱泉源施設の保護管理及び更新整備事業に対して補助金を交付する新たな制度であります、白馬村鉱泉源保護管理整備補助金として2,501万円余りが主なものでございます。

その下の新しい地方経済・生活環境創生交付金事業5,000万円は、69ページにかけまして、国の交付金事業を活用して令和6年度から取り組むDXによる地域観光業の持続可能性向上事業、ふるさと納税のリフト券活用事業の3年目、最終年の事業負担金の支出でございます。

70ページ、中段、2項1目商工振興費、説明欄の商工振興事業3,404万9,000円は、長野県制度資金融資に係る信用保証料補給負担金600万円、白馬村商工業振興条例に基づきます商工会が実施する経営改善普及事業補助金846万円余り、産業振興と雇用推進及び定住促進を図るための企業支援事業補助金500万円が主なものでございます。

下段の3項1目公共交通費、説明欄の公共交通事業5,563万1,000円は、通年運行する日中のAIオンデマンドタクシーと、冬季間の夜間に運行するナイトデマンドタクシーに係る運行委託料4,985万7,000円が主なものであります。

続きまして、71ページの中段、7款1項1目土木総務費、土木総務事業5,615万7,000円は、職員人件費のほか、白馬駅前無電柱化工事に伴う県単事業の負担金1,225万円などが主なものであります。

下段の2項1目道路橋梁総務費、72ページ、説明欄、道路台帳等デジタル化事業5,443万9,000円は、新規事業として委託料を計上したものであります。

その下の2目道路維持費、説明欄の道路維持補修事業3,550万5,000円は、村道維持補修工事費1,900万円などが主なものであります。

説明欄、その下の除雪事業2億9,170万5,000円は、除雪委託料2億5,181万円余りが主なものでございます。

73ページ、3目道路新設改良費、説明欄の2つ目の事業、村道改良国庫補助事業2,104万4,000円は、国からの交付金を財源として毎年行なっており、橋梁の修繕工事、点検などに係る経費を計上しております。

その下の道路改良起債事業1億3,161万6,000円は、舗装の個別修繕計画に基づく工事やトンネル照明の修繕など、工事請負費1億2,510万円が主なものでございます。

74ページ、4項1目都市計画総務費、説明欄の都市計画事業のうち、持続可能なまちづくり形成事業委託料は、開発規制等を含めたまちづくり全般を検討するための費用として、新たに578万円余りを計上しております。

3目公共下水道事業費、公共下水道事業3億2,839万3,000円は、下水道事業会計への補助金及び出資金が主な内容であります。

続きまして、75ページの下段、8款1項1目非常備消防費、説明欄の非常備消防事業3,376万7,000円は、消防団員の報酬、公務災害補償費の掛金、退職報償金などを計上しております。

76ページ中段、2目広域常備消防費、常備消防事業は、北アルプス広域連合への負担金など1億7,658万6,000円を計上しております。

76ページの下段、4目防災費、説明欄の防災事業1,841万4,000円は、77ページにかかけまして、災害時の衛星携帯電話などに係る通信運搬費や新防災情報システムの保守委託料のほか、防災計画更新に係る委託料748万円を計上しております。

77ページ、9款1項2目事務局費、説明欄の教育委員会事務局一般事業6,894万4,000円は、教育長と教育課職員等の人件費が主な内容であります。なお、退職手当組合負担金680万円余りは、9款教育費で給与を支出する職員について、一括こちらのほうで計上をしております。

78ページ、下のほうでございますけれども、学校環境整備事業4,874万1,000円は、中学校ランチルームへのエアコン設置等の工事請負費2,170万円余り、小学校タブレット端末更新の備品購入費1,419万円のほか、両小学校PTA所有施設の改修等の補助金が主な内容でございます。

80ページ、2項2目教育振興費、説明欄の南小学校教育振興事業2,182万6,000円は、白馬南小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師3名ほかの人件費と学校教育に係る消耗品などの経常経費を計上しております。

81ページ、北小学校教育振興事業4,655万7,000円は、82ページにかかけまして、白馬北小学校の教育振興に係る費用で、学習支援の講師4名、学習支援員1名などの人件費と学校教育に係る消耗品などの経常的な費用でございます。

82ページ、中ほどのスクールバス運行事業4,605万円は、スクールバス運行に係る経費で、令和7年度と同様に6月から3月までの期間、運行を予定しております。

83ページ、3項2目教育振興費、説明欄の中学校教育振興事業4,598万8,000円は、84ページにかかけまして、中学校の講師4名などの人件費と学校教育に係る消耗品等の経常経費であります。

84ページ、下段、4項1目社会教育総務費、説明欄の社会教育事業1,719万4,000円は、

社会教育委員の報酬、職員の人件費のほか、85ページ、環境防災ツーリズム委託料204万円と、ウイング21芸術文化実行委員会の自主公演負担金200万円が主なものであります。

86ページ、3目図書館費、説明欄の図書館事業1,803万6,000円は、図書館の運営に係る経費で、図書館司書の人件費や蔵書システムに係る経費と図書等の購入費が主なものでございます。

87ページの下段、5項1目保健体育総務費、説明欄の保健体育事業2,102万3,000円は、スポーツ推進委員の報酬と、88ページ、職員人件費、スポーツ少年団助成金とスポーツ協会補助金が主なものであります。

下段の2目体育施設費、説明欄の体育施設維持管理事業5,437万2,000円は、南部、北部トレーニングセンター及びグラウンドとB&Gプール等の体育施設の維持管理費用でございまして、光熱水費や管理に係る各種委託料のほか、B&Gプールの大規模改修に伴う工事請負費を3,929万円余り計上しております。

89ページ、ウイング21維持管理事業4,116万5,000円は、施設の受付や維持管理の人件費、光熱水費、管理に係る各種委託料のほか、トレーニングルームに空調を設ける工事請負費490万円余りが主なものであります。

下段の3目学校給食費、説明欄の学校給食センター事業1億2,650万4,000円は、90ページにかけまして、給食センターの運営に係る費用で、栄養士1名と常勤調理員11名などの人件費、施設の光熱水費、賄材料費や施設保守委託料が主なものでございます。

91ページの中段、11款1項公債費6億7,032万7,000円は、長期債償還の元金及び利子、一時借入金の利子であります。

91ページ下段から93ページの上段にかけまして、12款1項基金費3億9,958万2,000円は、91ページ、1目及び2目、財政調整基金利子及び減債基金利子に基づく積立金、92ページにかけて、3目のふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金に2億7,426万9,000円、92ページ、4目白馬村地域情報化施設基金積立金718万8,000円、5目ふるさと白馬ひとづくり基金利子に基づく積立金でございます。

93ページの6目白馬村観光地域づくり基金は、宿泊税の導入により新たに創設する基金で、宿泊税1億1,282万円を積み立てることとしております。

予算書のほうですが、お戻りいただきまして、2ページを御覧ください。

第2条の債務負担行為の期間及び限度額につきましては、予算書のほう、9ページを御覧いただきたいと思っております。

9ページの第2表、新規の債務負担行為といたしまして、令和9年度から10年度にかけて、子育て支援施設建設事業8億4,800万円を施設の建設費用として設定するものでございます。

続いて、3条の地方債の目的等につきましても、引き続き、9ページ、第3表を御覧ください。

主なものでございますけれども、3、子育て支援施設建設事業に1億3,790万円、4、北アルプス広域連合が施工する大町市グリーンパーク第3期工事業に係る白馬村負担金分に6,850万円、6、道路新設改良事業に1億4,380万円など、合計4億7,410万円の借入れを予定しております。

起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行で、利率は3.5%以内であります。

再び、2ページのほうへお戻りください。

第4条で定めます一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定めております。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第39 議案第34号 令和8年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

△日程第40 議案第35号 令和8年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長（太田伸子君） 日程第39 議案第34号 令和8年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計及び日程第40 議案第35号 令和8年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第34号 令和8年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明させていただきます。

第1条、国民健康保険事業勘定特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,145万6,000円と定めるものです。

第2条、一時借入金の限度額を5,000万円と決めました。

それでは、10ページの歳入明細を御覧ください。

1款1項国民健康保険税は2億9,690万円で、前年度比7,330万円の増額となりました。

9節子ども・子育て支援納付金分現年課税分は、議案第21号で提案させていただきました白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係って新設されたもので、940万円を計上しています。

3款1項県補助金6億3,890万6,000円は、医療給付費へ充当される交付金で、こちらは前年度比1億3,242万1,000円の減額となりました。

それでは、11ページ、5款1項一般会計繰入金1億662万1,000円で、前年度比1,063万1,000円の減額となりました。

それでは、12ページ、2項基金繰入金は、127万9,000円を計上しました。保険税収入

の大幅な伸びを反映し、前年度より1,425万1,000円の減額となっております。

それでは、歳出のほうに移らせていただきます。

14ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目一般管理費2,195万2,000円は、電算化共同処理事業等委託料などが主なものです。

2項1目賦課徴税費346万6,000円は、国民健康保険税の賦課徴収に要する費用。

15ページで、2款1項1目一般被保険者療養給付費は5億1,900万円、3目一般被保険者療養費は600万円、2項の高額療養費は1億円を計上しております。

続いて、16ページで、4項出産育児一時金は500万3,000円、6項は精神給付金100万円を計上しております。

それでは、17ページ、3款国民健康保険事業費納付金は、県に支払う納付金で、1項医療給付費分は2億3,182万4,000円、2項後期高齢者支援金等分は9,809万円、18ページの3項介護給付金分が3,214万4,000円、4項の子ども・子育て支援納付金分963万9,000円は、歳入でも説明しました議案第21号に係って新設されたものになります。

4款1項1目特定健康診査等事業は1,001万3,000円で、健診実施機関への委託料が主なものです。

19ページ、2項1目疾病予防費573万9,000円は、若年健診に係る実施機関への委託料と人間ドック補助金が主なものです。

20ページ、6款1項1目償還金及び還付加算金は300万円で、精算等によって発生する還付金に対応するものです。

説明は以上になります。

続いて、議案第35号 令和8年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算の説明に移ります。

第1条、白馬村後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,060万円と定めるものです。

第2条、一時借入金の限度額を1,000万円と決めました。

それでは、32ページの歳入明細を御覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、1億4,563万円を見込んでいます。

3款1項1目一般会計繰入金は、495万2,000円、2目の保険基盤安定繰入金は、2,960万1,000円を計上しています。

それでは、35ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目徴収費315万2,000円は、保険料徴収に要する費用。

2款1項1目広域連合負担金1億7,524万3,000円は、村が徴収した保険料と保険基盤安定繰入金を長野県後期高齢者医療広域連合へ負担金として支払うものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第34号について、質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第35号について、質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第41 議案第36号 令和8年度白馬村水道事業会計予算

△日程第42 議案第37号 令和8年度白馬村下水道事業会計予算

議長（太田伸子君） 日程第41 議案第36号 令和8年度白馬村水道事業会計予算及び日程第42 議案第37号 令和8年度白馬村下水道事業会計予算の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第36号 令和8年度白馬村水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の38ページをお開きください。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入の水道事業収益を4億1,620万9,000円、支出の水道事業費用は3億4,801万4,000円を予定しております。

39ページを御覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入を945万円、支出は2億102万9,000円で、不足する額1億9,157万9,000円は、地方公営企業法の定めにより、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

予算の実施計画を説明いたしますので、57ページの明細書を御覧ください。

収益的収入では、水道事業収益として4億1,620万9,000円を見込んでいます。

主なものは、営業収益で水道使用料、加入分担金となっております。

また、営業外収益として有価証券利息と、補助金として国庫補助金4,039万円を計上しております。

58ページを御覧ください。

収益的支出では、営業費用の1目浄水費6,745万4,000円で、二股浄水場の維持管理に要する費用を計上しております。

令和8年度では、二股浄水場再整備事業の官民連携に向けた発注支援業務で1,760万2,000円を計上しております。

2目配水及び給水費7,303万6,000円は、配水管、配水池、送水ポンプなど水道施設の維持管理に要する費用で、正職員1名、会計年度任用職員2名分の人件費も含まれます。

60ページを御覧ください。

4目総係費6,829万8,000円は、水道料金の賦課徴収に係る経費で、各種システムや検針に係る費用が主なものです。正職員2名、会計年度任用職員1名分の人件費も含まれます。

令和8年度の取組では、国庫補助率100%の上下水道事業一体の官民連携、上下水道一体ウォーターPPP導入可能性について調査費用を855万8,000円計上しています。また、今後の人材不足や企業会計など専門分野の知識を補い、事業の効率化を図るために、企業会計システムと料金システムの再構築費用、水道事業負担分の2,042万7,000円を計上しています。

61ページ、中段、6目減価償却費は、1億1,057万4,000円を計上しております。

62ページを御覧ください。

資本的収入、1款1項分担金及び負担金は、白馬駅前無電柱化に伴う管路移設の工事負担金等で、945万円を見込んでおります。

63ページでは資本的支出です。

1目配水設備工事費1億3,953万7,000円は、管路の布設替え、機械及び装置の更新工事等で、工事請負費1億2,646万円が主なものです。

2目営業設備費2,911万9,000円は、計量法の規定により行なう水道メーターの交換に伴うメーターの購入費用と無線検針用機材を見込んでいます。

水道事業の説明は以上です。

続きまして、議案第37号 令和8年度白馬村下水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の66ページをお開きください。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入を5億449万7,000円、支出は5億119万6,000円としています。

67ページを御覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入を7億7,225万1,000円、支出は8億2,260万6,000円で、不足する額5,035万5,000円は、地方公営企業法の定めにより、損益勘定留保資金で補填することとしております。

第5条は、企業債の限度額を3億円と定めています。

68ページを御覧ください。

第6条では、一時借入金の限度額を4億円と定めています。

第9条では、他会計から補助金としまして、一般会計から1億540万9,000円の補助を受ける予定でございます。

予算の実施計画を説明いたします。

84ページの明細書を御覧ください。

収益的収入では、下水道事業収益として5億449万7,000円を見込んでいます。主なものは営業収益で、下水道使用料2億632万2,000円、営業外収益の一般会計からの補助金と長期前受金戻入が主なものでございます。

85ページを御覧ください。

収益的支出では、営業費用1目管渠費1,608万5,000円、下水道管路やマンホールポンプなどの維持管理に要する費用です。

2目処理場費8,360万6,000円は、浄化センターの維持管理に要する費用です。農業集落排水野平処理場の維持管理も含まれます。

86ページを御覧ください。

3目総係費5,554万2,000円は、下水道使用料の賦課徴収に係る経費で、各種システムや検針に係る費用が主なもので、正職員2名、会計年度任用職員2名の人件費も含まれます。

令和8年度の取組では、上下水道事業一体の官民連携、上下水道一体ウォーターPPP導入可能性について調査費用、下水道事業負担分855万8,000円と企業会計システムと料金システムの再構築費用、下水道事業負担分1,009万2,000円を計上しています。

87ページでは、4目減価償却費2億9,859万9,000円を計上し、営業外費用は支払利息と消費税及び地方消費税として4,272万4,000円を見込んでおります。

88ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の関係でございます。

資本的収入の主なものは、1項企業債2億7,730万円、2項補助金として、社会資本整備総合交付金を1億9,042万4,000円、3項負担金として、し尿等投入施設整備に係る工事負担金6,812万5,000円を見込んでおります。

4項の出資金は、一般会計より2億2,000万円を計上しています。

89ページを御覧ください。

資本的支出の主なものは、1項建設改良費4億4,586万7,000円で、主なものは、1目管路建設改良費のし尿等投入施設整備に係る事業、2目処理場建設改良費では、委託料として浄化センターの再構築、詳細設計を見込んでおります。

2項企業債償還金は、3億6,273万9,000円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第36号について、質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第37号について、質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日3月3日を休会とし、定例会会期日程表のとおり予算特別委員会を行ない、明後日3月4日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、明日3月3日を休会とし、定例会会期日程表のとおり予算特別委員会を行ない、明後日3月4日10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時01分

令和8年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和8年3月4日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和8年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和8年3月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	堤 則 昭
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	田中洋介	参事兼建設課長	矢口俊樹
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊社

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和8年第1回白馬村議会定例会、第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。

本日は、通告された方のうち4名の方の一般質問を行ないます。質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第6番内川史朗議員の一般質問を許します。第6番内川史朗議員。

第6番（内川史朗君） 第6番内川史朗。質問を今回したいということでありますので、させていただきます。

質問事項については、まず、農業用水路の水の管理についてということで、本当にありきたりのことではありますけれども、非常に、村内で農業をされている方、大変な苦勞をなされて水の管理をしているんですけども、どうしてもその辺が、上のほうからの水が来ないとかいろいろありますので、農作業について日頃から村としてもお手伝いをしていただいておりますけれども、それについては本当に感謝しておるわけですが、農業をするためには、施設や環境の整備が大事だと考えております。それについて4つほどの質問をさせていただきたいと思います。

この件につきましては、1問につきずつ返答をいただければありがたいなというふうに感じておりますけれども。

1つ目、白馬町において、冬期間の農業用水路に水がないのはなぜなんですか。また、もろみになつてしまうとよく聞きますけれども、冬でも水路に水を流しているところがあるので、流しているところと流さないところが、ひとつその理由をお聞かせ願いたいなというふうに思います。

2番目として、春一番で苗代の時期、代かきが始まる4月の頭ですね。この頭に必要な水が来ておりません。このことについて、どのような対策をしてもらえるのかということでございます。

それから、3番目として、秋の農作業についても同様に水が止まってしまいます。畑にも水は必

要ですが、村は米農家だけのために水を流しているのかということです。どうして水を止めるのか、お伺いをしたいと思います。

それと、4番目として、白馬町と深空の土地改良区については、側溝が結構できておりますけれども、水下のほうが土側溝であるために、水の流れがどうしても悪くなってしまいます。詰まりやすくなってしまったというその部分について、U字溝の設置とかをしないのかなというふうに考えておりました。また、これについて、ぜひご答弁をよろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問1日目、よろしく願いいたします。

内川議員からは、農業用水路の水の管理について4項目のご質問をいただきました。

内川議員におかれましては、畑作を中心に農業振興に取り組んでいただいております、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

それでは、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の白馬町において冬期間農業用水路に水がないのはなぜか。流しているところと流さないところがある理由はとのご質問でございます。

農業用水路の通水の有無は、水路の利用目的や地域ごとの維持管理体制と密接に関係しております。水路の日常的な維持管理は、行政区や耕作者等の関係者の皆様が協力して担っていただくことが基本であり、それぞれの地域の実情や必要性に応じた運用がなされていることから、冬期間においても通水する区間と通水を行なわない区間が生じていることが大きな理由となります。

あわせて、河川法の仕組みについて申し上げます。

河川の流水は公の資源であり、その管理は通常、国または県が担っております。河川の水を利用する場合には、河川管理者の許可を受ける必要があり、これがいわゆる水利権でございます。目的に沿って一定の水量を、許可の下、利用することが、河川法の基本原則であります。

白馬町を流れる水路のうち、議員ご指摘の水路は、姫川水系一級河川松川から取水しており、河川管理者は国土交通省でございます。また、長野県が許可水利権を有しておりますが、県内には多数の水路が存在するため、実務上は市町村が地域の調整役となり、地域や行政区等の皆様が年間を通じて維持管理にご協力いただく体制が一般的であります。

村内30の行政区におきましても、地区役員や消防団の皆様が水路管理を担っていただいている例が多く、特に水路が複数地区にまたがる場合には、大変なご苦勞をいただいております、敬意と感謝を申し上げます。

役場には、水路管理・水利利用に関する様々なご相談やご意見が寄せられております。とりわけ下流域の皆様から上流域の管理に関する案件が多く、その調整に苦慮する場合もございますが、地域間の円滑な連携が図られるよう丁寧な調整に努めているところであります。

水利権につきましては、先ほど申し上げた許可水利権のほか、歴史的経緯に基づく慣行水利権が

ございます。いずれも主な用途は、農業用のかんがい用水と火災時の防火用水であり、主要な水利施設については、年間を通じた取水が認められているものでございます。

こうした制度の枠組みの中で、地域の実情に応じた運用がなされていることをご理解いただきたいと思っております。

次に、2点目の代かき時期の水不足についてですが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、村は、地域との調整役としての役割を担っております。水が十分に行き渡らない主な要因としましては、水路内に土砂や流木等が堆積し流れを阻害する場合や、ごみ詰まり等により通水不良が生じる場合が上げられます。

1点目の答弁と重複しますが、日常的な水路管理につきましては、行政区や耕作者等の関係者の皆様により支えられており、多くの行政区では、農繁期の前後に、自助・共助の精神に基づく普請等の環境整備を実施していただいております。こうした地域ぐるみの取組が重要な対策であるとともに、安定した用水確保につながるものと認識しております。

また、近年はゲリラ豪雨の発生が増加しており、松川の新堰取水口に大量の土砂等が堆積するといった事案が年に複数回発生しております。これに対しましては、用水の安定確保と地区役員の皆様の負担軽減を図る観点から、村としても可能な限り迅速に土砂上げ等の対応を行なっているところでございます。

次に、3点目の秋の農作業時期に水が止まる。畑にも水は必要とのご質問でございます。

1点目で答弁を申し上げましたとおり、日常的な管理とともに、河川法に基づくかんがい用水は、一般的に秋以降は非かんがい期となることから、取水量を減少することになっております。このように、時期により通水量が変動するものであり、議員ご指摘のような、米作という特定の農家のみを対象とした運用を行なっているものではございません。制度に基づく運用であることについて、ご理解を賜りたいと存じます。

補足いたしますと、本村を含む北アルプス地域は、古くからの水田単作地帯として、農産物全体に対する米の生産割合が突出しております。

本村は、昭和期以降、圃場整備事業に取り組んできたことはご承知のとおりでございます。現在は、白馬町・深空・瑞穂地区を中心に、県営事業として北城南部圃場整備事業が進められており、地域実行委員会の皆様の多大なる協力の下、用排水路の更新や畑地化も進められております。

一方、過去に整備された地域では、施設の老朽化に伴い用排水路機能が低下していることから、農業法人が中心となり、転作田としてソバや大豆の作付を行なうことで、耕作放棄地化を防いでいただいている農地も多くあります。

また、用水路のない農地に大規模な畑地化事業を取り入れた事例では、各農家が創意工夫により散水するなど、地域の実情に応じた営農が行なわれております。

最後に、4点目の白馬町と深空の土地改良区には側溝があるが、水下にU字溝を設置しないのか

とのご質問でございますが、白馬村土地改良区の受益地内の対応につきましては、まずは地区の理事や総代の皆様と十分にご相談いただきながら、地域の実情に即した方向性をご検討いただければと存じます。

村としての土地改良事業の観点から申し上げますと、毎年、村単土地改良事業として、村内全域を対象に予算を計上しております。多くの地区から改良のご要望をいただいていることから、地区役員の皆様から丁寧にお話を伺い、緊急性や営農への影響などを総合的に勘案しながら、計画的に対応を進めているところでございます。

また、各地区におきましては、国・県事業の多面的機能支払交付金事業の活用が図られており、現在、村内12組織に活動していただいております。未実施の地区に対しましては、説明会の開催などにより制度の周知を図ってまいりました。

また、令和6年度からは、村単の多面的機能支払交付金事業を創設したところであり、白馬町区を含む2地区で事業を実施していただき、そのうち1地区では組織化に向けた準備が進められております。白馬町区におかれましても、今後の地域づくりの一環として、組織化についてご検討いただければ幸いに存じます。

上流の北城南部圃場整備エリアにつきましては、用排水路の整備が順次進められております。一方で、事業エリア外には未整備の土側溝なども多く存在しておりますが、優先度を見極めながら、段階的に対応を検討してまいります。

先ほど申し上げた多面的機能支払交付金事業のご検討とともに、地区からの継続的なご要望を踏まえ、必要に応じて材料支給等の支援も含め、今後も対応してまいりたいと考えております。

水路管理につきましては、これまで各地区において多大なるご尽力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

村では、国の制度を活用した集落支援員制度もございますので、これら制度も活用しながら今後も地域と行政が協力し、持続可能な管理体制の構築を図ってまいりたいと存じます。

以上、内川議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。内川議員、質問はありますか。内川議員。

第6番（内川史朗君） 再質ではありますけれども、冬の間ですけれども、水量は、減らすというのはお聞きしましたけれども、全く来なくなったというような経緯がございます。また、今現在も流れておりません。そんなところから、地区だけで対応をするのは非常に難しいなというふうに考えております。

私も、白馬町の区の長もやらしていただいたんですけれども、やっぱり、この水のことについては非常に、区の三役に対しても、ご苦勞を願っているところでございますけれども、元が来ないことには非常に都合が悪い。元が来ないことにはどうにもならないということでございますので、ぜひとも。

この秋にですけれども、松川の水位が下がった、低かった、もしかしたら土砂崩れ等の災害で水が減ったのかなと思うんですけれども、ある程度、やっぱりその水を流すような方向をまずつくってもらいたい。そんなふうを考えておるわけですが、その辺についてはいかがかなというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） すみません、ちょっと負傷のため座ったまま答弁させていただきます。

ご質問ありがとうございます。

秋の水が来ないということでございますが、先ほどの村長の答弁でありましたように、非かんがい期ということになりまして、決められた水量が減ってしまうというようなことがございます。一番多いときに比べまして3分の1程度になってしまうこともありますので、村としては、決められた水量は新堰の取水から流すように配慮をしております。

その下の末端のどこの水路に流れていくかというのは、役場でも調整いたしますが、ぜひ、地区の皆様と農家の皆様と役場でまた調整さしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありますか。内川議員。

第6番（内川史朗君） ありがとうございます。

水を下の地区、いわゆる使われる地区において必要な、冬の間というのは非常に問題でして、ここに水が流れていることによって緩和される水があるということなんですけれども、この途中なかのことにについてですけれども、たまたま汚い水が流れているというようなことがありまして、最近ですが、臭いものには蓋をしたという形になりました。

目では見えないものなんですけれども、臭いは幾ら蓋をしても出てくるわけです。この辺は農政だけではなく、やっぱり村としてどんな対応をしていただけるのかなというふうに考えております。ぜひ、いいご返事をいただければというふうに思いまして、再質問ですけれども、させていただきます。いいですか。

議長（太田伸子君） 質問について、はっきりとどういうことか聞いていただいていたいいですか。

第6番（内川史朗君） いいですか。

たまたまですけれども、近所で下水がまだ整っていない家がある。この辺をいかに、水のことにについてなんですけれども、いかに臭いがない。30年くらい前に、議会ではないですけれども、お聞きをしたことがあるんですけれども、これについては法律がというふうにお聞きをした件があります。

したがって、法律があるのにもかかわらず、こうやって今現状で下水が整備された。しかも、本管のすぐそばなんですけれども、これがまだしっかり、その個人に通知が行なっているのか行かな

いのか、その辺は分かりません。

でも、そうやってやって、水が流れていればいいですよというふうに30年ぐらい前にお聞きしました。でも、その30年前からこっち、途中で水が来なくなりました。それまではある程度流れていたんですけど、最近になって頓に流れなくなったというのが私の質問の元なんですけれども、ぜひ、そんなところをお伺いいただければありがたいなと思っています。

議長（太田伸子君） 廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） お答えします。上下水道課の廣瀬です。

議員おっしゃっているのは、恐らく雑排層からの処理水がそこに流れているというところでおっしゃっていると思います。当然、下水道の区域内でありますので、下水の加入に関しましては、広報、ダイレクトメール、直接通知分を送付しております。

一応、下水道法では、下水道が整備されてからは、速やかに下水道につなげという指示は出ておりますが、何せ個人負担がかなり多くかかる、そういった状況の家屋になりますので、無理やりそれを工事しろという、今、強制的なことができていない状態です。

なので、下水への加入というのは、うちの課も引き続き続けてまいりますし、その雑排層の管理に関しまして、必要があれば村のほうから出向いて指導するというようなことは、何年か前にも一度、住民課と上下水道課と県の方と一緒に尋ねた経緯もございますので、その辺は引き続き加入に関しては続けていきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。内川議員。

第6番（内川史朗君） 申し訳ありません。また似たような再質問になりますけれども、よく水の取り口、いわゆる、私が言っているのは、松川からの新堰への取り入れの件なんですけれども、確かに冬の間は、水は少なくともいいというようなお答えでしたが、ある程度流してもらわないと困るのかなと思います。

ぜひ、これだけはお願いをしておきたいなというふうに思いますので、もし返事ができるようでしたら、ご返答願います。よろしく願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 先ほども少し申しましたが、松川からの取水の新堰の場所なんですけれども、非かんがい期は、秋から冬にかけて非かんがい期というような、極端に水を取ってもいいよと決められている量が少なくなっておりますので、それが多きときの3分の1程度になってしまいます。

村は、その決められた量はきちんと流すようにはしていますので、決められた以上の量を流すということは不可能ですので、決められた量についてはきちんと流したいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。内川議員。

第6番（内川史朗君） ありがとうございます。

ぜひ、これから冬の間もある程度水を流してもらうことによって、消雪ができ、また、4月の頭に行なう代かきができるような、今年はたまたま水量がなくても、雪の量が減っていたので、雪消しには必要ない水だったというふうに考えておりますけれども、例年ですと、大体水を流し始めて最低でも3日から1週間程度かからないと下まで水が来ないです。

その辺は、前もって水揚げの期間を、今、4月からというふうに多分考えているかと思うんですけれども、ぜひ、3月の中旬からは下まで水が来るような方向性を持っていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上をもって、私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第6番内川史朗議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから10分間休憩といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時36分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丸山和之議員の一般質問を許します。第10番丸山和之議員。

第10番（丸山和之君） 第10番、丸山和之でございます。前の方が早く終わりましたけれども、私の時間は変わりませんので、ゆっくりやるというわけにはいきませんので、早速始めさせていただきますと思います。

本定例会の冒頭の村長挨拶でもありましたけれども、途中経過とはいえ、前年を上回る状況でお客様がスキー場をご利用いただいたということで、どのくらいの経済効果があったかは、これからだと思いますけれども、少なからず周辺市町村には同じような効果があったのではないかというふうなことが推測されるわけです。

そういった形でも注目されている本村ではありますが、民間は活性化しているわけですが、村のほうがそれに対して追いついていけないというような状況を感じますので、そのことも含めて、今回は宿泊税についてお伺いいたします。

6月から宿泊税が導入されます。インバウンド効果もあり、観光はコロナ禍から順調に再興しており、地域の観光施策の財源として法定外目的税に着目する自治体は増えています。宿泊税は地方の観光業の持続可能性を支える自治体独自の財源として重要度が高いものと感じています。一方で、納税者に対する理解や納得度の向上は必要であり、また、使途に対する不透明感は、地域住民の間に戸惑いや疑問を持たれるといった課題もあるかと思えます。

しかし、我々のような小さな自治体としては、観光資源の開発やインフラ整備、またオーバー

ツーリズム対策などの必要性が今後高まることが想定されますので、観光振興の充実を図ることは重要であり、そのための独自財源を確保することは不可欠なものと考えています。そこで次のことについて伺います。

1、宿泊税については、事業者以外の地域住民にはまだまだ理解されていない部分もあるかと思えます。そこで、改めて宿泊税を導入するに当たっての経緯と、県に準ずる形を選んだ理由について伺います。

2、宿泊税の納税者は利用者であり、地域住民とは異なりますが、税収の使い道が不透明だと理解が得られないこともあるかと思えます。そこで使途の決定はどのような形で決めていくのか、また、その使い道の透明性の確保はどのようにされているのか伺います。

3、宿泊税はあくまでも宿泊行為に対して関わるものと理解していますが、その支払い方法は様々であります。そのことによって、宿泊事業者の事務負担という懸念が出てくると考えます。そこで徴収に関しての問題点はどのようなものがあり、今回の事業者に対するシステム改修によって、そのようなことは解決されているのか伺います。

4、宿泊税は法定外目的税であります。徴収すれば、そのまま自治体の収入になるので、観光関連の財源としては有効なものとしてされています。そこで、観光関連に有効な法定外目的税は、宿泊税以外にどのようなものが考えられるのか、また、今後、交付税に頼らない独自財源の確保が必要となってくると考えますが、財政構造を見直していくようなお考えはあるのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 丸山和之議員からは、宿泊税について4項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

1点目の宿泊税導入の経緯と県に準ずる形とした理由についてですが、まず、宿泊税の検討過程を含めた導入の経緯についてお答えします。

白馬村観光の現状や課題、今後の方向性を踏まえると、ハード・ソフトの両面から多様な観光振興施策に継続的に取り組む必要があります。しかしながら、高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加に加え、教育、子育て関連経費、道路、水道、ごみ処理など、社会基盤の維持管理費の増加により、村財政の硬直化が懸念されています。その結果、既存財源のみでは観光振興に必要な財源を安定的かつ継続的に確保することが困難な状況となっています。

このような認識の下、平成30年5月に白馬村観光振興のための財源確保検討委員会を設置し、検討を開始いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により一時休止した期間はありましたが、令和6年10月、同委員会から、法定外目的税である宿泊税の導入により観光振興のための財源を確保すべきとの答申がなされました。

その主な理由は次のとおりです。人口減少・少子高齢化が進む中、白馬村が観光立村として持続的に発展していくためには、官民を問わず観光施策へ継続的に投資していくことが不可欠であるこ

と。その財源については、国や県の交付金などの依存財源ではなく、自主財源により必要な規模を安定的かつ持続的に確保することが重要であり、施策決定において迅速性が求められる点からも、自主財源の確保が有利であること。また、自主財源の手法としては、法定外税が適切であり、その一つである宿泊税については、既に多くの自治体で導入され、全国的に検討も進められていること。地域の魅力を求めて来訪される方々に対し、その魅力の維持・向上への負担をお願いすることや、来訪に伴う環境負荷への一定の負担を求めることは、社会的にも十分理解が得られていることが上げられております。

これらの検討を経て、令和7年3月定例会に白馬村宿泊税条例案を提出し、議会において可決をいただきました。その後、令和7年9月30日付で宿泊税の新設について総務大臣の同意を得て、宿泊税の導入が正式に決定したところであります。

次に、制度を県に準ずる形とした理由についてお答えします。村税と県税は課税対象及び納税義務者が同一であり、宿泊者は両税を合算した額を負担することになります。そのため、宿泊者及び宿泊事業者にとって分かりやすく、事務負担の少ない制度とする必要があります。このことから、税率を定額制とする点をはじめ、課税免除や免税店などの制度設計について県制度に準じた内容としたものであります。

宿泊税については、住民の皆さんにも理解を深めていただきたく考えており、このため、広報はくば3月号におきまして、「宿泊税のご案内」と題した記事を掲載する予定としております。記事では、宿泊税導入の目的をはじめ、税収の使途、税率など、制度の概要について分かりやすくお知らせすることとしております。

次に、2点目の宿泊税の使途の決定はどのような形で決めていくのか、また、その使い道の透明性の確保はどのようにするのかのご質問についてお答えします。

令和7年3月に可決された白馬村持続可能な観光地経営に関する条例では、本村の観光地経営に必要な財源の確保と、その使途の基本方針を定めており、この条例の目的は、持続可能な観光地経営に資する施策を計画的に推進し、もって村民にも来訪者にも魅力ある活力に満ちた地域づくりを成し遂げ、本村経済の健全な発展と村民生活の向上に資することと定めています。そして、この条例において、目的を達成するための施策の計画的な推進を図るために、白馬村観光地経営ビジョン、以降経営ビジョンと言わせていただきます、を定めることとするとともに、白馬村観光地経営会議、以降経営会議と言わせていただきます、を宿泊税の使途を審議する機関として位置づけています。

また、宿泊税の使途は、本条例で3つの基本理念として掲げた、(1)観光によって地域を活性化し、村民の生活の場として次世代に自信を持って引き継ぐことができる観光まちづくり、(2)観光で地域の魅力をさらに磨き上げ、高い誇りを持って世界中から来訪者を迎えることができる観光まちづくり、(3)村民の平穏な生活との調和を重視し、村民と来訪者が共に安心して、安全かつ快適に過ごすことができる観光まちづくりにのっとり、経営ビジョンで定める基本戦略の範囲内

の事業・施策とすることを条例の基本方針としてうたっています。

その経営ビジョンについては、議会冒頭の招集挨拶で申し上げたとおり、白馬村ならではの独自の視点を踏まえ、日本版持続可能な観光ガイドラインに準拠した形で策定され、先日、完成報告があったところです。

この経営ビジョン策定に当たった経営会議の委員には、これまでの観光関連組織の代表者に加え、国連世界観光機関が認定するプロジェクトのベストツーリズムビレッジで認められた白馬村の価値である山岳、民宿、農業、スキー、里山といった歴史・文化に携わる代表者や、公募住民の皆様にも参画していただき、確固たる目指すべき将来像とその戦略が示されたものと認識しています。

この経営ビジョンの基本戦略が示されたことで、宿泊税が活用できる事業領域、施策範囲の大枠が決定したこととなります。また、今後の具体的な活用事業の募集や選定といった事業主体となる団体等との実務については、今年度、関係組織を招集して協議・決定した今後の村内における観光組織の役割分担のとおり、白馬村観光局へ宿泊税の使途管理団体としての機能の責任と権限を委譲し、本村の観光地づくりの司令塔としての役割を発揮していただくとともに、経営ビジョンの基本戦略を先頭に立って実現してほしいことを期待しているところです。

一方、経営会議においては、使途管理団体からの活用事業計画や事業実績の報告を受けて、その選定結果や実績の検証、評価を審議して、村長へ答申することとなります。また、その答申を受けた村は、宿泊税を積み立てた観光地域づくり基金から予算を繰り入れて予算編成を行ない、毎年の議会承認を得ることや、宿泊税を活用した事業を取りまとめ、毎年公表するといった流れとなります。

以上のとおり、宿泊税の使途決定については、関係条例に基づいて決定されるスキームとなっており、その透明性が担保されているものと認識しております。

次に、3点目の徴収に関する問題点とシステム改修補助金による解決についてお答えします。

令和6年度に開催した宿泊税検討部会及び事業者向け制度説明会においては、特別徴収義務者の負担や課題として、主に2点が指摘されました。第1に、宿泊施設の事務的・経済的負担についてです。宿泊客への制度説明、税の徴収、申告、書類の作成・保存など、新たな事務負担が発生することに加え、システム改修費等の新たな経費負担が生じる点が上げられました。

第2に、制度の適正な運用についてです。公平で混乱を生じさせない素泊まり料金の明確な算定基準の整備、免税店及び課税免除の適正な運用、さらに経営形態や経営主体を問わず、漏れのない賦課徴収の徹底が必要であるとの意見が示されました。これらの負担や課題に対しては、システム改修補助金の活用により、宿泊施設のシステム化を促進し、事務の効率化を支援することで、負担軽減及び課題解決につなげていく考えです。

加えて、補助事業とは別に、特別徴収義務者における毎月の徴収、申告、納入事務の負担を踏まえ、電子化による正確性の確保と事務負担の軽減を図る必要があると認識しています。そのため、

事業者にとって操作性が高く、先行自治体においても評価の高い電子申告システムを導入し、特別徴収義務者の電子申告環境を整備してまいります。これにより、電子申告の普及を進め、賦課徴収事務の正確性向上と事務負担の軽減を図ってまいります。

最後に、4点目の観光関連に有効な法定外目的税は宿泊税以外にどのようなものが考えられるか。今後、財政構造を見直していく考えはあるかのご質問にお答えします。

観光関連の法定外目的税として、他自治体では遊漁行為に課税する山梨県富士河口湖町の遊漁税、駐車行為に課税する岐阜県高山市の乗鞍環境保全税などがあり、法定外普通税としては、駐車場利用に課税する福岡県太宰府市の歴史と文化の環境税、船舶による訪問に課税する広島県廿日市市の宮島訪問税などがございます。

1点目の答弁でも申し上げましたが、本村では平成30年度から観光財源の確保に関する検討を開始し、コロナ禍で一時中断したものの、令和5年度から議論を再開して、白馬村観光振興のための財源確保検討委員会等で様々な可能性を検討してまいりました。国内外の事例も参考にしながら、法定外目的税に限らず、様々な種類の財源を検討した結果、有力な候補として、宿泊税、登山協力金、リフト利用者課税、家屋敷課税の引上げ、別荘等所有税、駐車行為への課税、観光事業税が上げられ、長野県の状況も踏まえて、まずは宿泊税を先行して導入すること、登山協力金の位置づけで環境省の北アルプストレイルプログラムを実施することを決定したものであります。

丸山和之議員ご指摘のとおり、特に財政構造の見直しについては、人口減少に伴う村税の減収や社会保障費の増大などにより、財政環境が極めて厳しい局面につながることを懸念されるため、重要となります。国からの地方交付税に過度に依存する構造から脱却し、自立した行財政運営を行なうために、独自の財源確保と聖域なき財政構造の見直しが急務であると認識しております。

そこで、まずは第一に、先ほども触れました独自財源のさらなる確保についてです。今後は宿泊税のみならず、法定外目的税に限らず、本村の持つ多様な観光資源の受益と負担の在り方を再考いたします。現時点では具体的な内容について申し上げることはできませんが、抱えている課題や方向性について、既に行政学に精通する有識者に、その可能性について事前にご相談しており、令和8年度予算において検討に必要となる経費について計上させていただいております。

第2には、これまで同様に、単なる歳入増にとどまらず、既存事務事業の徹底したスクラップ・アンド・ビルドを断行しなければなりませんし、公共施設の集約化やDXによる業務効率化並びに官民連携や民間委託のシフトにより、経常経費の削減を図ることも必須です。

これらの取組により、交付税の動向に左右されない強靱な財政体質を構築し、将来世代に負担を先送りすることなく、持続可能な行政サービスを提供できるよう、全庁一丸となって取り組んでまいります。

以上、丸山和之議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） それでは、通告に沿って再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で導入の経緯と理由を説明していただきました。この宿泊税では、まず定率制か定額制かというのが議論の話題になるわけですが、本村では料金形態に極端に金額の幅がありますので、定額制の中でも料金に応じた税額を上げる段階的定額制ということになっております。この場合の税収を試算すると、2億5,000万円くらいという金額が出ておりましたけれども、仮に定率制にした場合は、どのような金額になるのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） 仮に定率制にした場合の税収についてなんですけれども、令和6年度の財源確保検討委員会において、定額制の場合と定率制にした場合の比較した経過があります。その中での資料をご説明させていただきます。

その当時、定率制は2%の倶知安町だけでしたので、定率制は2.5%として計算いたしました。また、長野県も定額制でということ、その当時、公表されておりましたので、長野県は定額制で白馬村は定率制、その定率制の中に長野県税を含むというような形で試算した結果であります。その結果、全体で3億七千万余り、これが県税を含む額です。そこから県税分が約1億1,000万円ですので、村税としては2億6,000万円でありました。

ただ、最近、定率制の導入を検討したりとか、条例を検討して条例が可決されたようなところでは、3%とか3.5%とかいう税率があります。その辺りの試算というのは、まだしていないんですけれども、2.5に比較すると確実に大きな税収になるといってよいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 近頃、東京都が定額制から定率制に変更するということがありました。

これは3%ということで、これで定率制に変更するということで、今まで定額性の場合69億という金額が、定率制にした場合、190億円になるという試算がされております。同じ段階的定額制の京都市の場合ですと、京都市も定額制の最高額を1万円に引き上げるということで、現行の3段階から5段階へ変更するということになって、この場合も現行の倍以上の年間126億円という試算がされております。自治体規模は違いますし、来られる人の人数も違うわけですが、これを比較するということはどうかと思っておりますけれども、どちらもオーバーツーリズム対策の影響によって、その税額を見直し、検討するということが必要になったということでもあります。ただこの変更によって、宿泊事業者の事務負担という懸念がまたさらに出てくるということでもあります。答弁の中にもありましたけれども、長野県も宿泊客や事業者への負担を配慮して、税額を抑えた定額制にしたということは理解できるわけですが、今後必要となるといいますか、もう既に必要なものかもしれませんけれども、オーバーツーリズムへの対策、物価高騰の上昇などによる事業環境の変化に対応できる定率制の導入も真剣に検討すべきではないかというふうに考えますが、まだ6月

から始まるのでまだ始まっていないわけですがけれども、始まってから今の段階的定額制の上限額の引上げも含め、また3年ごとの見直しでしたか、3年ごとでしたっけ、その見直しのタイミングも含めて定率制についてのお考えをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

定率制については、国際的にも元々そちらが主流であったことから、以前からも財源確保検討委員会においても定率制を採用すべきといった声もございまして、また議員おっしゃるように全国的にも定率制を導入する例が非常に増えてきております。また、現状の白馬の状況に鑑みましても、やはり高価格帯の宿泊施設というところが増加してきている中で、そういったところは一部屋幾らといったような形で出しているといったところもありますので、いわゆる応能の原則によって、負担能力がある宿泊客に高額を負担いただくことによって、先ほどの課長答弁のとおり、財政的にも財源確保につながる、定率制は現状に適しているというふうな言い方ができるかと思えます。一方でなんですけれども、導入から3年間の間、県のほうと一緒に200円、また3年後は300円という額がありまして、独自課税自治体の場合は、半分の、最初の3年といたら100円、3年後で言うと150円がそのまま入ってくるんですが、長野県側のほうで宿泊税の最低額についてこの200円、3年後の300円を下回ることはできないというふうにしております。それで何が起こるかという、現在免税点であります6,000円のところの宿泊施設を例に挙げますと、定率制でもし3%にした場合には、6,000円のところで180円となりますので、200円を切ってしまう形になります。そうすると県ではそれを今認めないという形にしております。例えば3年後であると6,000円で300円にしないといけないので5%にしないといけなくなります。この点私のほうからは、県には独自課税の自治体に関する独自課税自治体のいわゆる取り分というんですかね、半分の部分に関しては県が決めることは適切ではないという意見をさせていただいているんですけれども、現在県が譲らない状況でございます。

そうした中で、今回野沢温泉が後から出した形ですけれども、その額に満たす形で3.5%、3年後に5%という率を制定しまして、総務省の同意を得たという形になります。この場合なんですけれども、例えば3年後に1万円の宿泊施設で考えますと、500円の宿泊税がかかるということになります、5%。入湯税がありますと、さらにそこに150円がかかりますので、現在円安等によって海外の方の旅行者と国内旅行者の間で価格に対する温度差みたいなのが出ている中で、それをさらに助長するような形にもなりかねないということで、この5%というところまで持つていくことが果たして本当にいいのかというところは少し慎重に検討する必要があると思うんですけれども、一方で3%であれば、現在のいわゆる段階定額も3年後には1万円が300円になりますので、同額であるので比較的パーセンテージとしては、私たちも想定がしやすいというところがありますので、ただ現在の県の状況ではそれを認めてくれない状況ですので、まず県に対してはこの部

分の考え方に関して、制度を変えるように要望を続けていくとともに、私たちとしても定率制でどういったパーセンテージが適切なのかといったところを検討しながら、導入を考えていきたいというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） しっかりと要望していただきたいというふうに思います。

次に、使途について伺います。使途の決定の形については、先ほど答弁で説明ございましたけれども、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

白馬村観光地経営会議の規則の中に、協議するものとして、宿泊税の使途に関する審議というふうになってあります。ですので、私の理解からすると、ここで決定された使途についてDMOが資金の優先順位をつけて割り振りするというふうに思っておりました。今回の観光地経営ビジョンの説明ですと、そうではなくて、DMOの中で宿泊税使途計画審議委員会を組織して、全てを一括して任せるといった形になっておりましたが、これだとDMO、観光局の内部で構成されるということになりますと、メンバーが利害関係者ばかりの組織になってしまって、そこで果たして公平性というか、透明性が確保できるのかというふうに周りの人からは見られてしまう。そういった懸念が出てしまうというふうに考えます。これが例えば、この財源に関しては、観光局事業には一切使いませんよということでしたらいいわけですが、恐らくそうはいかないというふうに思いますので、この辺について観光局としてお考えをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 丸山和之議員からは観光局に対してのご質問ということですので、私のほうで答えをさせていただきたいと思います。

まず、DMOが使途管理団体という部分については、先ほどの村長答弁にもございましたとおり、それぞれ類似の団体、DMOであるとか村観光課がそれぞれの責務をどういうふうにするのかという点に基づいて、ある程度区分されたという答弁をされたと思います。それを受けて観光局で現在検討しておりますのは、管理団体としてなる以上、3つの要素について現在執行理事会や理事会の中で協議を進めているところです。

まず1点目は定款について、今の現状の定款で読み取れるという部分もあったり、その考え方については理事の意見も踏まえながら定款についての検討を進めたいというのが1点、それと使途管理団体としてどういうものに使っていくのかという、現在、丸山和之議員のご指摘のあったとおり、どういうものやっていくのかという部分については、局の中でその組織を事務局だけということではなく、調整組織をもってどういうことに使うべきものなのかというものを決める組織を定める要項であるとか、規定であるとか、その作業が2つ目になります。

3つ目は委員として参画してもらう方がどういう方になるのか、こちらも作業のほうを進めていかなければいけないということで、通年ですと、定時社員総会が5月に開催されますので、それに

向けて一応4月の理事会ぐらいまでにはめどを立てようという話をしております。

先ほど村長の答弁にもありましたとおり、観光地経営会議の中では、それに対する評価であるとか、それに対して諮問をするという附属機関として、既に条例化されている組織としての体制がありますので、それについてはその使途としてどうだったのかという評価については、逆に言うと観光地経営会議が第三者的に評価をしていただくということになろうかと思っておりますので、メンバーの選出については重複しないような形、また、いわゆる観光地としての白馬村としてどういう形態の方に入っていただくのか、この辺については意見交換をするというところまでは理事会の中でも決定しておりますので、現時点で申し上げますことは、その3点について現在協議を進めているということでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 私も、決して観光局が悪いと言っているわけではなくて、そういうふうに見られてしまうというのは、村民にとっても局にとってもお互いよくないことなので、しっかりと分かるような説明をしていただいて、これから地域DMOとしても独立してしっかり責任を持った形でやってもらわなければいけない組織でありますので、その点についてはしっかりと村民の皆さんにも分かりやすく見えるような形で説明をお願いしたいなというふうに思います。

それで、経営ビジョンの説明の中で、当面は行政が伴走していくという形を取るということになっているんですけれども、この行政が伴走していくということは、どのような形で伴走していくのか、行政はそれについてどのような役割を持ってやっていくのかということについて伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

村長答弁にもありましたとおり、宿泊税の使途に関する条例、それから条例にひもづく経営ビジョンの内容の理解、あとは優先的に実施していくアクションプラン的なものの計画といったものが、この使途管理団体に任された重要な任務ということになってまいりますので、ここの事業を円滑に進めていくためには、現行の観光局の人員体制が手薄であるということもあります。そういったところを円滑に進めていくためにも、これまでの条例、あるいは計画、それから中身について進めてきた観光課が所管となり、使途管理団体の運営業務全般を補佐して、一緒に伴走していくという役割を担っていくというところで、おおむね3年程度、観光課と局と一緒に体制を築いていきたいという意味であります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 県のほうでも宿泊税活用計画というのが公表されました。基本的な考え方、目指す姿、あるいは目指す方向性などが示されておるわけですが、宿泊税というのは税

金でありますので、やはり納税していただいた方が納得できる形が一番望ましいのかなど。納税していただいた方が、次に来村されたときに、こういうところがよくなったとか、こういったことが便利になったとか、あるいは交通の便が以前よりはよくなったとかというふうに感じられて、また白馬に来たいなというふうに思ってもらえるようなことに使っていただくというお金だというふう
に思っておりますので、使途に関しては使い道を限定して、流用を防ぐ仕組み、白馬村独自の創意工夫が最大限生かせる制度設計をつくる必要があるというふうに考えますが、ご見解を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

先ほどの副村長答弁でもありましたけれども、経営ビジョンの中において、4つの基本区分、それから18の項目で、使途として使える大枠な基本戦略というものは決まっています。ここを今度は観光局使途管理団体において、優先的にまず手がける事業、アクションプランを策定しながら進めていくというところまではおおむね決まっているので、ここから先のことが、想定になるんですけれども、使途管理団体で当然活用する審議委員会の設置規則みたいなものを設置しながら、そこでこういう事業はビジョンと合っているから進めていけるよねというようなところの審査で選択をしていくという流れになるかというふうに思っております。

行政側としてもそこをしっかりとチェックをしていくのは当然ですし、使途管理団体も当然観光地経営会議にはその内容と実績についてを報告をするということになっているので、経営会議では改めてここを審議し、村長に報告するという段取りになるかと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） それでは、次に徴収に関しての問題点が2つぐらいあるという答弁でございました。このところでちょっと基本的なことをお伺いしたいと思います。

徴収に関してのことですけれども、事前のカード決済の場合は、どのように徴収するかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） お答えします。

徴収の仕方は宿泊事業者の方それぞれによるんですけれども、大きく2つあると思います。事前に宿泊料金に含めてカード決済する方法、それから宿泊料金のみカード決済して、宿泊税は現地で支払う方法。その現地で支払うのは現金またはキャッシュレスの方法があると思うんですけれども、この2つになるだろうというふうに考えております。これらのこれまでの説明会とか検討委員会の中での議論を踏まえての解答になります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 小さなお子さんから一律に徴収するのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） 宿泊税の場合は、年齢要件というのがありませんので、宿泊施設において寝具を使って泊まる方に対しては、課することになります。6,000円以上の宿泊料金に限り
ます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） キャンプや登山などのテントで宿泊する場合は、どのように徴収するのか、あるいはこれは宿泊行為とは見なさないのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） 白馬村宿泊税条例におきまして、宿泊税は宿泊施設において、宿泊料金を受けて行なわれる宿泊に対し課するというふうになっております。この中の宿泊施設というのは、旅館業に係る施設または白馬村ではないんですけれども、住宅宿泊事業に係る住宅というふうに規定されておりますので、今ご質問のテント、それから車中泊等は該当いたしません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 先ほどの答弁の中で、駐車場に関する税みたいなことのお話がございましたけれども、駐車場での車中泊はどのように理解すればよろしいでしょうか。お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） すみません。先ほどの答弁ちょっと先走ってしまいました。

車中泊も旅館業または住宅宿泊事業に係る住宅には該当いたしませんので、宿泊税を課税することはできません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 例えば私のところは1泊2食付で3万円です。夕食は豪華なフルコースで、そのうち2万円です。朝食は贅沢なビュッフェスタイルで5,000円です。なので、宿泊代は5,000円となりますという場合は、宿泊税はいただきませんということになると思うんですが、段階的な課税範囲を決めたとしても、そのような問題点みたいなこともあるかと思いますが、宿泊料金の何%が食費なんだとかというような決まり事があるのか、事業者に対してそのような説明もしているのか、そのようなことがないのであれば、今後そういった宿泊料金に対して食費は何%だというようなことを検討されていくお考えはあるのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） お答えします。

先ほどのケースですと、素泊まり、税抜き5,000円ということですので、6,000円未満に該当することから、宿泊税は課されないこととなります。そういったケースもあるということも心配されるという声が聞かれております。これまでも説明会、また宿泊税特別徴収事務の手引きの中でも記載しているんですけども、宿泊施設において、食事料金相当額を適切に控除した額を宿泊料金とさせていただきますというお願い、それから明示をしてありますので、それにのっとった形で宿泊事業者のほうで運用していただくというのが基本となります。

それと、パーセンテージで食事料金を定義できないかというようなご質問ですけども、他の自治体において、そういった定義をしている自治体もあります。その自治体は税率自体が定率性の自治体になりますので、そういったことをやっていますが、定額性を採用している自治体において、食事料金をパーセントで規定しているというケースはありません。

したがって、白馬村も同じような状況に来たんですけども、今後、先ほど村長答弁したとおり、定率性というものを導入するに当たっては、食事料金をパーセントで規定するということが検討しなければならないのかなと考えているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 何でもかんでもがちがちに取れと言っているわけではありませんので。

ただ、税でありますので、不公平感を持たれないような形でしっかりと説明を地域住民の方にはしていただきたいなというふうに思います。

次に、観光関連の財源について伺います。

その前に、基本的な部分を伺いますが、前回の定例会で固定資産税分の税収が増えた分、交付税が約3億円減額になりましたといった説明がありました。今後、交付税に関してはこのようなことが想定されます。こっちが上がれば、こっちが下がるといったような形ですので、そういったことが想定されると思います。

今度の政府で、食品に限った形ですけども、消費税の減税を言っております。令和6年の決算ベースですと2億4,200万円程度の地方消費税交付金があるわけですけども、2年間に限定はされますけれども、全体の食料品の部分を何%に見るかによって、具体的な金額は出ないと思いますけれども、どの程度の影響があると見通されているのかについて伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、私のほうからお答えします。

今おっしゃるとおり、政府与党のほうでは、食品に係るいわゆる軽減税率の8%分、これを2年間にわたりゼロにするということがございます。令和7年度の国の一般会計の予算書を見ますと、消費税全体、これは地方消費税ではなく国に入る消費税ですけども、25兆円というふうに

言われております。今回8%をゼロにすることによって、約5兆円が減収になるというふうに言われておりますので、これを単純に計算しますと、約20%減収になってくるということになります。

令和8年度の白馬村の地方消費税交付金は、今2億5,000万円を見込んでおりますので、これを同様に20%減額になるというと5,000万円の影響が出てくるということになっております。

今のところ当然決まってもいませんけれども、政府与党のほうでも、その財源措置をどうするのか、例えばガソリン減税みたいなものにつきましては、原資を補填金で全て賄われているということでもありますけれども、その辺の情報がまだ一切ないというところで、全国の自治体、非常にそこらは注目しているというところがございます。我々も今の国会あるいは今後の国の動向を注視してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 給食費の無償化の部分についても伺います。

国は給食費無償化を決めましたけれども、これは国が全額見るということではなくて、上限額が決まっていて、それを超えた部分については自治体負担となっておりますが、その部分についての影響はどのくらいというふうに想定しているのか、また、中学生の給食費も無償化になったときも含めて、その場合の影響について伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） お答えします。

国の補助金ですけれども、令和8年度につきましては、月5,200円の11か月、一応8年度予算ベースでお答えしますと2,059万円ほどの補助がございます。ただ、小学生無償化したときに予算ベースで行きますと、2,448万円かかっておりますので、不足分としては388万8,000円が不足しているというところで、今回この予算と条例でお出ししてございますが、小学生は無償化というところで、村で388万8,000円を補填しているという状況です。

さらに、中学生を無償化にいたしますと、全体で国、県の補助金を入れまして、不足している金額としては689万8,000円が不足することになるので、一応こちらを村のほうで負担することによって無償化ができるというような状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 次に、個人村民税に影響する年収の壁の問題があります。今の政府では、非課税枠が178万円が合意されております。以前に同僚議員がこれについて質問されています。そのときの答弁では、個人村民税の減収見込額は1億3,000万円というふうに答弁されています。

また、先ほどの総務課長の答弁にもありましたけれども、ガソリン税の暫定税率の廃止によって、県内77市町村では、ガソリン税で計4億円の減収が見込まれております。なので、少なからずその影響もあるかと思いますが、これは働く人々にとっては、税負担が軽減されるということで喜ばしいことではあります。一方で、地方財政は厳しくなるというふうを考えております。

先ほど総務課長もおっしゃっておられましたけれども、地方代替の財源がまだ決まっていない、方向性が見えていない現時点ではございますけれども、国の動向や景気も関係してくると思っております。もっと言えば今、中東情勢もまた変わってきておりますが、今後の全体的な財政の見通しはどのようになっているのかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 丸山議員、宿泊税について質問されておりますので、次からは質問を元に戻していただくようお願いいたします。

答弁を求めます。答弁できますか。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 財政の見通しというところですので、現在、今後どういうふうになっていくかというところを、私たちの今感じているところという形でご答弁させていただきますけれども、実質公債比率、今県内でも非常に高くなっていて、悪い状況にある中で、今後様々な施設計画もあるんですけれども、やはりいわゆる自主財源もそうですし、交付税算定に影響しない財源の確保をしっかりとしていかないと、かなり厳しい状況にあるというふうに思っております。

ただ、それも見越した上で、基金等の積立では行なってきておりますけれども、決して楽観的な状況にはございませんので、新たな財源確保といったところを全庁的に取り組んでいかないと厳しい状況であるという認識でおります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は答弁も含め、あと4分30秒です。質問はありませんか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） いろいろとお考えをお伺いしましたけれども、いろんな形で財政的に影響があって厳しい状況が続くというお話であります。

ですので、宿泊税のような独自財源が必要なんだということでお伺いしたわけですが、これ、最後、村長にお伺いいたしますけれども、そういった自己独自財源を必要となるわけですが、譲渡所得の落としどころですとか、観光振興について、規模の小さな自治体での限界を超えた部分での支援体制なんかは、ぜひしっかりと国と県にお願いをしていただきたいということと、本村もそのためにも観光が持続可能なものになるように、今よりさらに具体的な観光振興施策というものを打ち出していく必要があるかと思っておりますけれども、重点分野の5つ目の持続可能性ある観光地域づくりの促進という部分の、地域住民へ配慮したビジネスモデルの構築というふうにごうたわっておりますけれども、その地域住民に配慮したビジネスモデルの構築というものは、どのようなものをイメージされているのかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 昨今、特にインバウンドの増加によりまして、いわゆる地域でお金が回らないというか、外に流出してしまっているようなものがあつたりですとか、あとは、価格が上がることによって、地域住民が生活していく上で、サービスを受けている者に対しても価格が上がっているような状況があるというふうに認識をしております。

前者に関しましては、丸山議員おっしゃるとおり、国、県等への要望をしていかないと、なかなか本村だけで解決できないものもありますが、一方で、地域通貨などの導入によって、我々としてできる対策をしていきたいというふうに考えております。

2点目のほうも、昨今、二重価格といったようなところもありますけれども、やはり事業者の協力なしでは成り立たないというふうに思っているんですが、私たちとしても先ほどお話ししました地域通貨の導入ですとか、また、ガイドラインのようなものを作成して、地域でお金が回っていくような状況をつくり上げるといったこと、また昨今は、事業の承継といったところも課題になっておりますので、こうしたところも村として優先的に取り組むべきものとして、より今まで以上に強い体制で取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。あと1分ですが、丸山議員、質問はありますか。丸山議員。

第10番（丸山和之君） 常々、村長、言われておりますけれども、気候変動環境対策という点では、環境税みたいなことも考えられるのではないかなというふうに思いますし、それに関しても広域的な対応も出てくるかと思っておりますけれども、今、本村は、かなり外から注目されておりますので、最先端なことを打ち出している本村だからこそ、前もった対応やこれからの仕組みづくりに期待をしております。

私の一般質問を終わります。

議長（太田伸子君） 下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） すみません。先ほどの給食費の答弁で誤りがございましたので、ちょっと訂正をさせていただきます。

小中学校、中学生を無償化にするとどのくらいの財源が必要かというところで、先ほど680万というお話をさせていただきましたが、これ誤りでして1,988万8,000円が公費負担になるということでございます。

以上になります。

議長（太田伸子君） 訂正が入っておりますので、ご承知おきください。

質問時間が終了しましたので、第10番丸山和之議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第1番丸山宏充議員の一般質問を許します。第1番丸山宏充議員。

第1番（丸山宏充君） 第1番丸山宏充です。よろしくお願いします。

先月5日、6日と河津町のほうに、研修に議会として行ってまいりました。

ちょっと桜の時期には早かったんですが、桜まつりの準備が着々となされていたわけですが、今回、白馬村議会として、あちらのほうに伺った一つが防災について、あちらの皆さんと意見交換をするということで行ってまいりました。

それですね、あちらはやっぱり桜まつりの時期に一日1万人ぐらいの観光客の方が来るそうです。宿泊施設というのはいらないので、ほとんどの方が日帰り、公共交通機関ですとか、車、バスを使って来られるということなので、ちょっと白馬の観光とはちょっと違うんですけども、やはり観光客の方をどういうふうに避難させるかというのが、村とちょっと似ているかなということで、そういうことも含めながら、少し質問をさせていただきたいと思います。

では、早速質問に入ります。

本村は北アルプスの麓に位置し、四季を通じて多くの人々が訪れる観光地であると同時に、住民の暮らしの場でもあります。豊かな自然に囲まれる一方で、地震や豪雨、土砂災害などの自然災害リスクを常に抱える地域でもあります。

近年では海外からの観光客が増加し、繁忙期には人口構成が大きく変化する状況になっています。

こうした中で、災害が発生した場合、住民のみならず、土地勘がなく日本語による情報取得に不慣れな滞在者の安全確保も村として極めて重要な責務であると考えます。

防災対策は、災害が起きてから対応するものでなく、平時から備えと体制づくりが何より重要と考えます。

そこで、本村における防災マニュアルや災害対応体制について、現状と課題を整理し、今後の防災対策の充実に向けた考え方をお伺いします。

まず1点目、本村には防災観光マニュアルがあるが、行政の責務として住民の生命と財産を守るという観点から、住民をどのように位置づけ、観光客との関係性について行政としてどのように整理し、考えているかをお伺いします。

2点目、繁忙期には住民数を大きく上回る滞在者がいる中で、災害時の避難誘導や安否確認など、防災マニュアル上、どこまで想定されているかお伺いします。

併せて、住民と観光客が同時に避難所を利用する場合の避難所運営の考え方や、備蓄物資の確保、配分について、どのように整備されているのかをお伺いします。

3、宿泊施設における災害時の初動対応や情報伝達について村として統一した対応方針やマニュアルはあるのかお伺いします。

4点目、災害時の多言語での情報発信について、防災無線、SNS、アプリ等を含め村としてどのような体制を整えているのかお伺いします。

5点目、観光地、山岳地という特性を踏まえ、現行のマニュアルを今後どのように見直し、実効性を高めていく考えか、村の見解をお伺いします。

6点目、現在村では総務課が防災業務を担当しているが、今後、防災課の新設や防災監の配置など体制強化について検討しているかお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 丸山宏充議員からは観光防災マニュアルについて、6項目のご質問をいただきましたので、順次答弁をいたします。

まず、1点目の行政の責務として住民の生命と財産を守るという観点から住民をどのように位置づけ、観光客との関係性について、行政としてどのように整理し考えているかのご質問についてお答えします。

初めに、白馬村観光防災マニュアルは大規模地震などによる自然災害が発生した場合に、観光客と来訪者への必要な対応策と対応方針を示した手引書であり、本村の地域特性を踏まえて、白馬村地域防災計画を補完するものとして位置づけています。

このマニュアルでは住民と観光客との大きな違いの定義として、観光客は地域の土地勘がほとんどない上に、この地域での過去の災害経験に対する知識が乏しく、事前の避難訓練もできないため、災害時の対処の仕方が分からないこと、さらには安全が確保された段階で帰宅支援が必要になることの大きさはこの2つの違いを前提に、来訪者に必要な対応策は何か、また、来訪者に対する地域の役割分担は何かを示しています。

また、地域防災計画における観光地の予防計画において、円滑な災害対策が実施できるよう土地勘のない旅行者に対して、地域住民による自主防災組織の支援体制について充実を図ることを言及しているものであります。

これらのことから、災害発災時の対応段階においては、災害の種類や規模にもよりますが、万が一、住民と来訪者の両方が共に地域防災計画で定める指定緊急避難場所や指定避難所への避難や一時滞留を余儀なくされるような災害が発生したときは、指定避難所等が想定の上乗人員を超え、あふれ返ってしまうことも最悪の事態としてはないとは言えません。

そうした最悪の事態を想定すると、観光防災マニュアルにもあるとおり、指定緊急避難場所や指定避難所以外にも、来訪者が帰宅できる環境が整うまでの間に避難する一時滞留場所や、宿泊施設や観光施設の活用による一時収容施設としての確保が必要となりますので、平時から起こりうる災害を想定し、住民と来訪者の避難誘導がスムーズに行なえるよう、行政、DMO、常設観光協会及び観光事業者等の組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備を整備するとともに、避難訓練が

必要であると認識しています。

次に、2点目の繁忙期における災害時の避難誘導や安否確認など、防災マニュアル上どこまで想定しているのか、また、住民と観光客が同時に避難所を利用する場合の避難所運営の考え方、備蓄物資の確保、配分についてどのように整理しているかのご質問にお答えします。

最初に、観光防災マニュアルで示す災害時対応の基本的な考え方は、発災から3日間の行動目標と役割分担を定めることが重要という視点から、発災直後の第一段階では、まずは来訪者の安全を確保するという観点から、一斉に帰宅行動を開始することによる混乱や二次災害を避けるため、被害状況や公共交通の運行状況が明らかになるまで安全な場所に留まってもらうことが重要です。

次の段階として、発災から3-6時間後の段階では、大規模災害の場合は公共交通が運休し、道路の寸断が発生しているような場合は滞在施設の被害が軽微であるときは各施設に待機すること、施設の被害が大きいときには一時滞留場所となる指定緊急避難場所や、安全確保ができるオープンスペースへ誘導することとしています。

その後、発災からある程度の時間が経過し、道路や交通状況に関する情報が整理された段階で、自力では帰宅が困難な来訪者を確認し、そうした帰宅困難となっている来訪者については、1点目でも触れましたとおり、休憩や宿泊ができる施設、観光施設や公共施設等を活用した収容施設へ誘導することとしています。

次に、避難所運営の考え方、備蓄物資の確保・配分についてですが、本村の地域防災計画及び避難所運営マニュアルでは通常住民数を基準として計画しており、宿泊者数や日帰り観光客数を踏まえたピーク時想定人口に基づく計画となっていません。

特に、備蓄品の算定根拠としては、長野県が平成27年に公表した第3次長野県地震被害想定調査報告書における地震想定被害の2,100人を基準に備蓄量の目標を設定しており、水・食料に関しては自助で賄えない3日間を目安に備蓄することとしています。

また、毛布、簡易ベッド、パーティションテント等につきましても、2,100人を基準として実際の年齢構成比率に応じて整備する方針としています。

したがいまして、万が一の際には、災害対策本部において村内各避難所等に備蓄する物質の移動利用、さらには近隣市町村、長野県及び災害時応援協定の締結先等に応援を要請し、対応することになるかと思えます。

次に、3点目の宿泊施設における災害時の初動対応や情報伝達について、統一した対応方針やマニュアルはあるかのご質問についてですが、観光防災マニュアルでは観光施設等における初期対応の考え方を示していますが、特に宿泊施設を含む観光事業者の皆様は観光客と現場で直接接していることから、初期対応において重要な役割を担うことになります。

マニュアルでは、発災後はまず、それぞれの施設に訪れている観光客の安全を確保すること、けが人の有無を確認し必要な処置を行なうとともに並行して自施設の被害状況を確認します。

次に、自施設の被害が軽微な場合は、被災した観光客には各施設内で待機することを基本とし、その上で施設の被害状況、観光客の人数、けが人の有無、病人や障害者など特別な措置を必要とする人の人数を把握し、あらかじめ定めておいた観光協会等の関係窓口へ連絡することなどを想定しています。

その後、観光協会や村からの指示に従って、状況に応じて観光客を一時滞留場所や収容施設に誘導します。一時滞留場所へ誘導した後は、村等の指示に従って被災した観光客の帰宅支援を行いません。

こうした観光事業者の役割を担うため、平時から有事を想定して可能な食料や物資の備蓄、施設の防災対策、事業継続計画の策定と訓練などが求められます。

また、地域防災計画の応急対策計画では、特に外国人旅行者の安全確保を定義しており、村ではこの計画にのっとり通訳ボランティア等を避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行ない、駅、ホテル等の多くの観光客が集まる場所においては外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語等により外国人旅行者に配慮した情報提供や避難誘導を行なうこととしております。

一方、情報伝達方法について、観光防災マニュアルの中では、村からの情報発信の方法の内容や、DMOや観光協会内における情報伝達方法の内容とそのメリット、デメリットを例示しておりますが、そうした情報ツールの特性も把握した上で、各地区・各組織における連絡体制の整備・構築とそのルールの設定・確認・訓練を行なうことで有事に備えることが重要といえます。

次に、4点目の災害時の多言語での情報発信について、どのような体制を整えているかについてですが、災害時に村からの情報発信をスムーズに伝達するための考え方として、大きく3つの視点を踏まえて体制を整備しています。

1つ目の視点は、日常的にも使用できる情報伝達手段であること。

2つ目は、被災状況に合わせて複数の方法を選択できるように、その手段を検討すること。

3つ目は、それぞれの来訪者が必要な情報を個別に取得できるような周知方法を検討することにあります。

具体的な情報発信の手段としては、防災行政無線、防災アプリ、行政公式ホームページ、公式フェイスブック、公式LINEが村が管理する主な手段ですが、その他の伝達手段として白馬村観光局や白馬商工会といった観光団体等の組織内のメーリングリストを活用した伝達方法も活用の1つの手段として想定しています。

災害時に発信する内容は高齢者等避難、避難指示、村内の被災状況、施設の被災や復旧情報、交通機関や道路の被害復旧情報、避難施設の開設情報など、幅広い情報発信が必要となりますので、その伝達手段の機能と情報を受け取る対象者の特性を踏まえた方法で発信に努めることとしています。

地域防災計画では災害時に、外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進することとしており、それぞれ伝達手段において多言語化を図っております。防災アプリではスマートフォンやタブレット端末の所有者の言語設定により自動翻訳が可能になります。

対応している言語は日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語で、これら以外の言語設定の場合は、英語で起動します。

防災無線の情報も文字情報として防災アプリで閲覧することができることから、この情報もアプリ中の翻訳機能によりそれぞれの言語に変換することが可能であります。

次に、5点目の現行のマニュアルを今後どのように見直し、実効性を高めていくか村の見解をとのご質問についてお答えします。

観光防災マニュアルの視点は、作ることも使われることが本質でなければなりません。また、特に本村のように多くの訪日外国人が訪れる地域では災害時の対応は地域の信用リスクでもあることを認識しなければなりません。

具体的実効性を高めるポイントとしては、誰が、いつ、何をすることが時間単位で明確になっていること、観光事業者と地区、行政の連絡体制が即時に起動できること、多言語と複数の情報伝達手段に対応していること、そしてマニュアルと訓練がセットで地域に根付いていることが何より重要なことと考えております。

今後、よりマニュアルの実効性を高めていくために、訓練回数を高めること、そして観光事業者や観光団体の現場の危機管理と連携させながら、より実動的なマニュアルへアップデートしていくことは大切な視点であると考えています。

最後に、6点目の防災課の新設や防災監の配置などによる体制強化についてお答えします。

防災業務とは災害対応のみならず、平時の予防、啓発、自主防災組織の拡充や地域防災計画の策定など、多岐にわたります。

しかしながら人口9,000人規模の本村において、防災課を独立して設置した場合には課題が生じると考えております。

まず、大規模災害時には、全庁的な対応が不可欠です。限られた職員数の中で特定の課を設置して人員を固定することは、観光産業を主とすることから生じる環境整備やインフラ整備といった本村の特殊事情となる重要施策への人員配置を圧迫する原因となります。

これまで、豪雨災害や地震災害が発生した際に、主として総合対応してきた所管課となる総務課において、庶務や連絡調整機能を一括管理するほうが、指揮命令系統の集約化及び災害対策経費といった財政面において効率的であったと考えます。

その一方で、近年の災害の激甚化、頻発化を鑑みれば防災に関する高度な専門性と部局を横断して調整を行なうリーダーシップが必要であることは十分認識しております。

そこで、現状では組織としての課は新設せず、専門的知見を備える防災監を配置する手法は、本村の自治体の規模としては適していると言えることから、今後においては自衛隊や警察、消防等での経験者や防災に関して専門知識を有する人材を防災監として任用し、各課を強力に統制、調整する役割を担っていただくことも考えられます。

これにより組織を肥大化させることなく、実践的な指揮系統を確立し、小規模自治体ならではの迅速な防災体制が構築できるよう、具体的な任用条件や職務権限等について研究を進めてみたいと思います。

以上、丸山議員への質問に対する答弁とします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） 通告に従いまして、再質問させていただきます。

今日はここに防災マニュアルを持ってきましたが、これは令和2年の3月に作成されたというふうに書いてありまして、これ、村のホームページから抜き出してきたものでありますけれども、中の数字等、2018年当時の数字をそのまままだ用いているということで、少しちょっと古いのではないかと思うんですが、その辺を担当課なり、庁内でアップデートというか、更新されているかどうかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、策定時は令和2年の3月、当時私、担当係長で作成したときの当時のものです。

指定避難所等の収容人数については、現在の収容人数と変わっていないところがほとんどであります。

ただし、岩岳のホワイトプラザみたいところで、今既に機能していないところもございますので当然この変更は必要だと考えておりますが、先ほど村長答弁でもありましたとおり、地元との連絡体制、あるいは訓練の体制を見直しながら、段階的にバージョンアップしたいという考えは持っておりますので、そこら辺の改正に合わせて数値の見直し等々は考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、本年度予算では5つの柱ということで、防災のことも少したわれているんですが、その中に「地域防災計画」という計画を更新するというので予算を付けられているんですが、この地域防災計画と、この防災マニュアルの関係性というか、どういうふうになっているのかを少しご説明をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、私のほうからお答えします。

地域防災計画に関しましては、本村のいわゆる防災の全ての根幹をなすべきものでございます。

当然、国の法律あるいは県の計画、これに沿った形で作っているというもので、地震だけではなくて、豪雨災害ですとか、風の災害、全ての災害に通じた計画となっております。

国のほうの法律等も改正になりまして、この令和8年度においては全体的な見直しということで予算計上したところでございます。

この観光防災マニュアルに限らず、この地域防災計画の下には様々な計画がございます。

避難所の計画ですとか、備品、備蓄品の計画、こういったものが全て地域防災計画に基づいて作っておりますので、令和8年度に地域防災計画を見直すこととなりますと、その下についている計画、先ほど、数字が古いというようなお話もございましたけれども、この観光防災マニュアルを含めて、全てのマニュアルについて各課で見直しを図っていくというようなことになろうかと思えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） 何か聞いていると、いろいろなマニュアルがあるような、というふうにならうと聞かされてくるんですが、そうすると、いざ発災すると何かいろいろこんがらがるといふか、いふのが出てくるのではないかと思うんですが、その辺をどう整理をされているんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 災害対策本部ということは聞いたことがあるかと思うんですけれども、この災害対策本部の中には、それぞれのいわゆる災害対応における部がございます。

実質的には、庁内の各課、課長がそれぞれの部長になっているわけですがけれども例えば総務で言いますと財政的な面もあるでしょうし、いろいろな面もある、それぞれの担当課に大体関連つけたところが、部門別の部になっていると。

その部によって、自分たちの動き、実際、災害が起きた時にはどんな動きをすればいいのか、まさしくマニュアルでございます。基本的な考えの下に基づくマニュアル、実際の行動マニュアルみたいなものを各課、いわゆる各部のほうで作っているということが基本でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） ありがとうございます。住民の方たちがしっかり分かるような計画をこれからも立てていただきたいと思えます。

それでは、私も観光というか、宿泊施設を運営していたという経験があるものですから、そちらを中心にちょっと質問をしていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

先ほど答弁にもありましたけど、このマニュアルにもありますが、宿泊施設というのは準避難所というふうに位置づけられていると思うんですが、各宿泊施設でいろいろな備蓄品なども備えられているとは思いますが、これ義務ではないので、なかなか宿泊施設によっては水とかいろいろなものを備蓄されていないということもありますけれども、そういうことに関して、村として支援をするというようなお考えはありませんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

宿泊施設におきましては、宿泊客との契約期間を超えてまで受け入れをしなくちゃいけないという義務はございませんので、発災時には、ただ、発災時には公助が行き届かない場合も当然想定されます。

そういったときに、それぞれの施設において、要は自助と共助の取組を実践をしていただきまして、自らの施設が待機できる状態であるならば、受け入れたお客さん、観光客の皆さんを待機させるといったようなこと、さらには長引くようであれば当然備蓄品の確保、情報の提供、帰宅支援に関する情報の提供も含めて行なっていただくというのが、行政とそれから常設の観光協会、それから、事業者との連携に基づいて行なっていく体制がよろしいのではないかとということも、マニュアルにはうたわらせていただいているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 今、ご質問の中で準避難所という言葉がございますので私のほうからも答弁させていただきます。

村のほうでは、災害対応のために協定というものを各業界と結んでおります。

長野県旅館ホテル組合白馬支部とはですね、いわゆる村の指定避難所ではなく、今おっしゃった準避難所、いわゆる臨時避難所という協定上、言い方しておりますけれども、そういう協定を結んでおります。

これにつきましては、神城断層地震もそうでしたし、黒豆沢の土砂災害もそうでした。避難所ではなく、そういった旅館等で避難をしていただくということを目的にしておるものです。

この臨時避難所につきましては、国の災害救助法に基づきますお金というものは払われますので、避難所と同様にですね、仮に施設のほうに、そういった旅館のほうに所属された場合には国のお金プラスはみ出た分は村のほうで負担するというような形で支援をしていくというのが現状でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） これ、備蓄品に関しましては、先ほど村長からも答弁がありましたけれど

も、数の根拠というのは県の数字だということとして、宿泊者数、白馬も年間290万人で、速報値ですと12月から1月までも56万人も観光客の方が来ているんですが、その方たちの分まで行き渡るような備蓄を用意するようなお考えはないのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 先ほど村長答弁にもございましたが、今、村の備蓄計画の中で持っている、いわゆる備蓄食、食につきましては3日分ということで、5食分を用意してございます。

その根拠となっている数字というのは2,100人、いわゆる2,100人の3日分の食事を年齢別に応じて備蓄をするという計画になっております。

したがって、観光客の皆様、ピーク時には相当な人数が入ってくるわけですが、その皆様の分の備蓄はないというものでございます。

それにつきましては、先ほど観光課長も申し上げましたとおり、自助ということで各事業所、顧客の皆様のためのサービスということで備えていただく、あるいは、備えがなくなったときには公助ということで我々が持っている備蓄品を村内からかき集めてそこへ持っていき、それも足りなければ関連近畿の市町村あるいは県、また農協ですとか、あるいはコープ、ザ・ビッグ等と協定を結んでいるところもありますのでそういったところに要請をしていくと、そんな順番になるのかなと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） これ、大規模災害が発生した場合、公共交通機関も駄目だ、それから道路も駄目だということになると、基本的には防災マニュアル、どこもそうですけれども、3日分の初動体制ということになっていきますけど、自助、共助という話もありますけれど、宿泊施設でもライフラインが止まったりとか、そういうことになると大変なことになるのかなというふうに思うんですが、これ、大規模災害発生したら全員が被災者になるわけですから、なかなか難しいんですけれども、であれば、6月から宿泊税も始まりますし、そのようなものを用いて、ある程度の補助を宿泊業者にできないかなということも、もう1回伺いますが、お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

先ほど、午前中の答弁にもありましたけれども、宿泊税の用途については、観光地経営ビジョンに基づいた4区分18項目の中で用途が使われるんだよという話をしました。

その中には、当然地域防災に関する観光客へのところもありますので、ここについてはリスクマネジメントを踏まえた事業計画が上がってくる段階で、審査委員会での選択審査、それから経営会議での報告と評価みたいところで、宿泊税を活用することはあり得るというふうに想定しています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） 前向きな答弁をいただきましたので、ありがとうございました。

では、次の質問に移りたいと思いますが、この防災マニュアルを作られた当時から今はホテルだとかコテージだとかいろいろなものが多く、当時より観光客の数もそうですが、多くなっているわけですが、特に貸別荘ですとか民泊等の無人型施設ですね、誰も管理する人がいないというところの安否確認や避難誘導ということは村としてどういう考えを持っているのかお聞きいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

今、議員おっしゃるとおり、確かに貸別荘、一棟貸しみたいところで、いわゆるフロントがない宿泊施設も目立ってきていると聞いております。

ただ、村といたしましては宿泊税の徴収開始に伴いまして、今税務課によっては6,000以上の対象者になり得る施設については、特別徴収事業者の登録申請書で調査が行なうことができます。

この中では、宿泊施設数は、数はもちろんでありますけれども、施設の形態、あるいは客室数、一棟貸しの場合はその棟数、それからフロント業務があるかないかというところまで調査できるようになってきています。

また、観光局におきまして、今年度、今、村内の宿泊施設の実態調査を進めているところであります。旅館業法で村内に登録のある件数は何件であるのかという調査と、それに基づかない村内で実際に足を運んで調査しなければならないところの今照合を行なっているところですので、そういったところの見極めによって、ある程度今までよりは状況が、行政でもつかみやすくなってきているというふうに考えています。

こういったことも踏まえながら、収容人員の把握をしつつ、状況を踏まえていかなくちゃいけないというふうに考えているわけでありまして。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） これ、作られた当時から外国資本の施設もたくさん増えておりまして、その外国資本の施設に対しては、村としてこのマニュアルにはどのように対応しているんでしょうか。

現地確認をしていたときに、こういうものを見せて説明するとか、そういうことがなされているかどうかちょっとお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

そこまでの、直に、直接行政がこのマニュアルを一件、一件周知するようなことは行なっており

ませんので、訓練時、あるいは協会の加入時に周知をしていただくというような体制であります。
以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） 外国資本であっても、防災上の責務は本当に同様に課されなければならないと、私も考えているんですが、その辺、本当に観光協会に加入していればいいんですけども、そういうふうにしていないとか、そういう施設もあるわけですけども、そういう施設に対しての監督ですとか、そういうことをどう考えているかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

改正されました旅館業法あるいは住宅宿泊民法のところの法律上では、緊急時に適切に対応できる体制が必要であるため、おおむね10分程度では必ず従業員が駆けつけなければならないという法律で決められています。

したがって、有人のフロントであっても無人のフロントであっても、この法律だけは守らなきゃいけないということがありますので、ここはしっかりと事業者側もわきまえていただいた上で、万が一の有事には避難誘導と安全確保に努めていただくということになります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 周知の部分もご質問にありましたので、お答えさせていただきますけれども、やはり白馬村に最初に来た段階で、ある程度のこちらも案内をしたいと思っているのですが、なかなか窓口できめ細やかな対応ができない部分も現実、数が多かったりする部分でございまして、現在、例えば転入の段階で新たにムービーで啓発をしたりですとか、今回、観光事業者向けガイドラインという中にこの防災マニュアルのことも盛り込んでありますので、そういったものをコツコツ周知していくしかないかなというふうには思っておりますけれども、これに関しては消防等とも連携を取る中で、より周知に心がけていきたいというふうに思いますので、議員おっしゃるとおり、今本当に新たに白馬に来て事業される方、非常に増えておりますので、丁寧にそういった方たちに周知できるようにこちらとしてもさらに努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） これは旅館とかですと、消防法で年に2回、消防の訓練を行なえばいいんですけども、村としては、多分9月頃に大きな避難訓練とかを行なうと思いますけれども、その中で外国資本の宿泊施設の方たちがどのくらい今、参画されているのか、把握されているのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 2年に1度、地震総合防災訓練、その合間にも訓練を行なっておりますが、特段うちのほうから外国資本の事業者に対して参加を求めるといことは行なっておりません。一般的な周知だけでございますので、統計等とはっていないですけれども、私の見る限りですね、そういった方が参加しているという姿は見受けられません。

ただ、先ほどの答弁からもございますけれども、白馬村内に住んでいる村民、あるいは白馬を訪問される方、この方たちを災害のときに守るのは我々職員の使命ですし、また逆に、この白馬のフィールドを使って営業されている皆さんにつきましては、法律もそうですけれども、村のそういった地域防災計画に従ってもらうというのが当然のことですので、そういう部分を含めまして、より強い周知あるいは訓練への呼びかけというものはしていかなきゃいけないかなと、今改めて思い直したところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） ぜひこれからですね、外国資本の施設の方、たくさんいます。夏の間はちょっといない施設もありますが、ぜひそういうところに参画していただくような施策をしていただければいいなと思っております。

それではですね、これあのやっぱりしつこくなるようですが、本村は観光立村ですので、宿泊事業者というのは単なる民間事業者ではないと思うんですよ、発災時にはそういう地域避難所的になるとか、宿泊者を受け入れるような、防災の重要なパートナーであると考えているんですが、これ、役割と責任というのはちょっとあんまり明確ではないんですけども、その辺を明確にして、これから防災マニュアルもまた更新していくと思うんですが、その中で制度として整理していくべきという考えは村にあるでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

防災、今の現在の観光防災マニュアルの中にも、関係者別の備えという考え方を一応示してはありますけれども、実際の発災時に備えまして、観光事業者それから観光組織、行政が連携した訓練を充実させながら、備えの実効性を高めるための取組を拡充していかなければならないということは感じておりますので、先ほどの答弁でも重なりますけれども、そういった訓練を通じて、マニュアルのバージョンアップもしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） ありがとうございます。

次の質問に移りますが、発災時の多言語の対応ですね、先ほど村長からも答弁ありましたが、今現在、海外から来た方に対しては、このようなことがすぐに分かるような体制になっているという

ふうに、村長のほうでお考えですか、そのへんお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 観光客の海外の方というところでは、一番分かりやすいところでは、うとまず一つ、SNSがございます。

そちらは、現在は日本語で書いても自動翻訳機能がついておりますので、その人の言語なりで見れるような状態になっておりますので、しっかり発信さえすればできますしあと、先ほど答弁で申しました防災アプリ、こちらを入れていただくと各言語での対応に自動でなるようにはなっております。

ただ、これはダウンロードしていただかないと入りませんので、やはりそこに関しての周知というのは、今後も我々のほうもそうですし、先ほどと繰り返しになりますけれども、事業者向けガイドラインの中でも、特に宿泊事業者の皆さんですとかは、お客様にこれをダウンロードするようにお勧めをしてくださいといったようなものを盛り込んで、周知の依頼というところをしておりますので、こういったものがきちんと入っていれば情報は人が分かる言語で出るという認識でおりますけれども、ツールがなかったりですとか、SNSも見えていないということになると、今は実際に防災無線等で流れているのは日本語になりますし、それを今度英語でということになると、普段から自動で全て英語で流れるようなことになってしまうと、それはそれで情報過多というところもあるので、研究の余地が必要ですが、この間の黒豆沢土砂災害あたりを見るときには、その日はそこまでのエリアにたくさんまだ観光客が来ていない時期でしたけれども、いわゆる宿のオーナーの方の外国人の方も含めて、あのときには情報は一通りいっていたかなという認識ではおりますけれども、今後はさらなる周知が必要だというふうには思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） いろいろな情報発信の手段があって、なかなか村民の方でもちょっと分かりづらいというところがありまして、その外国から来た観光客の方たちがすぐに分かるかなというのはちょっと疑問なところなんですけど、今後改善していただいて、観光客の方たちが安心していただけるような体制をつくっていただければなと思います。

最後ですが、先ほど答弁で防災課は難しいが、防災監など配置したいというお考えは聞きましたが、具体的にどのような形で配置を考えているのか、先ほど地域防災計画とかいろいろありますが、どの位置でどういう体制になるのかお考えがあれば、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、防災監という名称でご質問いただきましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

地域防災計画の策定につきましては、令和8年度は委託業務ということで、先ほど議員おっしゃ

った防災監でいくと監修的な位置づけになろうかなというふうに思いますが、先ほど村長答弁にもありましたとおり、そういう人員の登用については研究し、どういう処遇でやるのかという部分については、これから研究する部分があるというところになります。

近年では機構改革等行なっておりませんし、この先いつという部分、現時点ではお答えすることはできませんけれども、防災監として、例えば答弁の中にありました総務課の中に配置する、例えば近隣に行くと課の中の室として配置をして防災監、この近隣に行くと監督の「監」ではなく、「幹」の中心的役割的な職責の方もいらっしゃると思いますので、そこら辺も踏まえて少し研究を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） いろいろお伺いしてきましたが、やはり災害はあってはならないんですけども、いつ何時大きな災害があるか分かりませんので、平時からの体制というのが本当に大切だと考えております。

役場の職員の皆様もいざ発災になると被災者になるわけですが、そういうことも考慮しながら、この防災マニュアル等もいろいろ更新していきながら、しっかり考えていただければなと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第1番丸山宏充議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時58分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第5番酒井洋議員の一般質問を許します。第5番酒井洋議員。

第5番（酒井洋君） 5番酒井洋です。今回も引き続き、社会資本、インフラ関係に関わることにについて質問してまいりたいと思います。

本日最後でございますが、もうしばらくよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、始めます。

人口減少、これほどこの市町村でも同じでございますが、税金、また人手も細ってまいりました。こういった状況で公共のインフラを維持するということは、多くの自治体で課題になっているわけでございます。

長野県は新年度の予算のポイントとして、「未来を創る改革継続予算—社会の基本設計をアップデートする—」というタイトルをつけ、公共インフラの下支えに力を入れることを明確にいたしました。長野県が主体的に支えるという姿勢を明確にしました。

当村の公共インフラ、社会資本を維持するためにも、構造そのものを組み替える発想が必要にな

と思います。今後の取組等について、考えを伺います。

1つ目です。

長野県は、公共、社会資本、インフラの下支えの最たる分野として、交通、医療、農業インフラを掲げています。当村におけるそれぞれの課題、また重点的な戦略があればお聞かせください。

2つ目、国及び県は、都市基盤施設の適正な管理（インフラマネジメント）と冗長性（リダンダンシー）という言葉を使い強調しております。インフラの考え方そのものを変える方向性を示しています。

一見矛盾する考え方ですが、インフラを賢く管理し、守るべきところは二重化・多重化して強くする方向性に舵を切りました。

全部を維持するのではなく、必要なところだけを冗長化させ、メリハリをつける方向性です。どこを撤退縮小し、どこを冗長化させるべきか、具体的な優先順位、重みづけに関する考え方を伺います。

3番目です。

人口が減少すると、道路、上下水道、公共施設といった主な施設を同じように維持していくというのは誰が考えても不可能です。今後はやはり撤退・集約といった計画を立て、制度化するようなお考えはないでしょうか。

4番目です。

道路の管理の主立ったもの、除雪とか舗装修繕、橋梁点検等の共同発注、また上下水道やデマンド交通の広域運行等、公共インフラの維持管理を広域化し、スケールメリットを出すというような考えはありませんでしょうか。

また、5番目でございます。

公共インフラ、今まではやはり人手、手間暇をかけて維持するということをやってまいりましたが、こういった発想から、デジタル技術を使って監視・最適化するような発想で軽量化するような取組はないでしょうか。

6番目、企業版ふるさと納税を活用した道路施設整備や、観光収益の一部をインフラの維持基金として積み立て、いずれ観光、産業、インフラを一体的に構築するような予定はないでしょうか。

以上についてお答えください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 酒井議員からは、社会経済の急速な変化に伴う公共インフラの維持について、6項目のご質問いただきましたので順次答弁いたします。

議員おっしゃるように、公共インフラの位置づけは、全国的な人口減少、少子高齢化の下、健康で快適な生活環境を実現するために、財政面及び経済面において持続可能な自治体経営をすることがまちづくりの大きな課題となっています。

こうした中、交通・医療・福祉施設、商業施設等や住居がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれら施設にアクセスできるなど、福祉や交通などを含めて町全体の構造を見直すといった、コンパクト・プラス・ネットワークの考えで進めていくことが重要視されるようになっていきます。しかしながら、この考え方で自治体経営が理想どおりにいかないことが地方部の町村の課題であります。

それでは、1点目の県が公共インフラの下支えの最たる分野として挙げた交通、医療、農業インフラにおけるそれぞれの課題と重点戦略についてお答えします。

最初に交通の分野ですが、公共インフラの下支えという観点からは、村民の生活と最も密接な関わり合いのある道路網を将来にわたって適切に維持していくことは、重要なテーマの一つと考えております。一方で、長野オリンピック前後に整備された道路網は、各所で耐用年を迎えていることに加え、積雪地であるがゆえに除雪作業や凍上による道路の損傷度合が大きいことも本村の課題といえます。

そういった点からも、近年の道路整備については、路線の拡張よりも現道の維持保全に重点を置いた取組をしており、令和8年度におきましても、国の国土強靱化施策に伴う財源も活用しながら、道路舗装の修繕計画、橋梁の長寿命化計画等にのっとり事業を展開してまいりたいと考えております。

また、交通インフラのもう一つの課題としては、人口規模に対して、訪日客の増加による国際リゾート化、観光需要の季節変動が大きいことなどを踏まえると、ピーク時における移動需要の爆発的増加に対して通常期の基礎交通容量が不足・逼迫しているため、一時的な交通混雑による住民満足度の低下、観光と生活の摩擦が生じているため、繁忙期の需要は世界水準ですが、インフラは地方山村水準という構造的なギャップが生じていることにあります。

こうしたギャップをできる限り小さくしていくため、白馬村観光地経営ビジョンの基本戦略や白馬村地域公共交通計画に掲げる計画目標の実践により、本村における交通インフラの最適化を図っていきたいと考えますが、これには行政はもとより住民、観光事業者、交通事業者、応援いただける民間事業者など、それぞれの立場・領域において意識の醸成と着実な取組の実践が不可欠でありますことから、引き続き関係機関のご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医療の分野でございます。

本村における医療の課題は、第1に、冬季における観光需要の増加に伴う医療需要の急増により、救急医療体制が逼迫する点であります。これに対しては、広域的な救急医療体制の連携強化を図るとともに、冬期間においてはスキー傷害等に白馬村独自の診療体制を構築し、その充実に努めてまいります。

第2に、医療・介護人材の不足であります。これについては、介護未経験者等を対象としたマッ

チング機能事業の試験的实施やスキー場ホームページ等を活用した医療人材の募集など、多様な人材確保策を推進していくこととしております。

そして、第3は、高次医療機関や専門診療科へのアクセスの確保であります。かかりつけ医の推進を図るとともに、重症化予防の取組を強化して、地域内で完結できる医療の充実と適切な受診行動の促進に努めることとしております。

その一環として、本年度、村内診療所に対し、透析機器更新に係る補助を実施いたしました。透析医療は継続性が不可欠であり、設備の安定稼働は患者の生命に直結するものであります。このたびの支援は、地域で安心して治療を継続できる体制を確保するための重要な基盤整備と位置づけております。

最後に、農業の分野であります。農業インフラとしては、農地、農道、用排水路、頭首工、揚水機などが該当します。これらの課題につきましては、いずれも老朽化に伴う設備更新でございます。

農地、農道、用排水路は現在、北城南部ほ場整備事業で継続中で、今後、北城北部地区にも着手する予定で準備を進めております。また、神城地区の圃場では、老朽化により営農に支障が見られる箇所があるため、大きな費用を伴うものは県へ要望をしております。さらに、犬川用水につきましては、飯田区からの要望と地区の皆様のご協力により、ゲートの電動化が完了しました。

頭首工、揚水機は、白馬村土地改良区と連携した管理を行っておりますが、平川頭首工につきましては耐用年数を大きく経過していることから、県が主体となって補修工事を実施する方向で調整を進めております。

次に、2点目のインフラマネジメントにおいて、どこを撤退縮小し、どこを冗長化すべきか、優先順位と重みづけに関する考え方と、3点目の公共施設の撤退・集約計画を策定し、制度化する考えはないかとのご質問は関連がございますので、まとめてお答えします。

最初に、インフラマネジメントにおいて、どこを冗長化すべきかという点につきましては、議員ご指摘のとおり、限られた財源の中で全てのインフラを一律に冗長化することは現実的ではありません。したがって、住民の生命、安全、社会機能の維持に直結する分野を優先的に冗長化するという観点が重要であると考えております。

一般的には、上下水道等のライフライン系インフラ、役場庁舎や避難所等の防災・危機管理機能、緊急輸送道路等の広域交通・緊急輸送ネットワーク、病院や高齢者福祉施設等の医療・福祉関連施設などを重点対象とすべきとされていますが、優先順位の考え方としては、1、住民の生命に直結するか、2、停止時の影響範囲が広域か、3、代替手段が存在するか、4、費用対効果は適切かといった視点でリスク評価を行ない、選択と集中を図ることが重要であると思われま。

次に、道路、上下水道及び公共施設の撤退・集約計画についてですが、この計画は、人口減少や高齢化、また施設の老朽化に伴い、インフラの維持コスト削減や災害リスクの低減を目的として検

討されるものと認識しております。

本村では、平成29年3月、向こう30年間を計画期間とした白馬村公共施設等総合管理計画を策定し、村で保有する全ての公共施設及びインフラを対象に各施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に推進するとともに、公共施設保有総量で15%を縮減する目標を掲げました。

また、この方針を基にして、それぞれの施設に対する個別具体的な実施計画となる公共施設個別施設計画を策定することを定めております。ある意味、議員が提案される撤退・集約計画は、この公共施設等総合管理計画を上位計画とした各個別施設計画に位置づけられるものと考えております。一方で、令和3年に策定しました立地適正化計画に基づいた公共事業の取捨選択と配分につきましても、撤退・集約計画の上では重要な要素になってくるものと思われまます。

しかしながら、立地適正化計画による誘導区域外についても、多くの村民が居を構え生活している現状を鑑みますと、現段階ではこの計画の線引きのみをもって公共事業を撤退・取りやめていくという方針を示すことは現実的でないと考えます。

上下水道事業におきましては、施設のダウンサイジングや施設規模の適正化がこれに当たるものと認識しております。人口減少に伴う料金収入の減少と施設の老朽化、技術職員の不足など深刻な危機に瀕しており、全国的に集約・統合・撤退を含めた構造転換が進んでおります。

現在、上下水道課では、広域化や官民連携などの可能性を調査するとともに、水道ビジョンでも課題に挙げている施設規模の適正化により更新や維持管理の費用削減を図っております。議員のおっしゃる制度化について、現段階では考えておりませんが、水道ビジョンや各事業の経営戦略等で示していきたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、既に人口減少社会が到来している中では、公共事業の撤退・集約化は避けて通れない課題であることは認識しておりますし、国では、誘導区域の内外において公共投資の差別化、具体的には財政支援措置の格差づけなどを行なってくることも想定されますので、こういった国の動きも注視しながら、今後の公共投資の在り方について研究すべきものと考えております。

さらに、施設の撤収や集約は地域住民の皆様の生活や愛着に深く関わる問題です。そのため、一方的な決定ではなく、情報の透明化となる施設の維持コストや利用状況を数値で可視化することや、地域の将来像を住民自らが考える場を設けるなどといった、納得感を醸成するといったプロセスも必要な要素と考えます。

次に、4点目の公共インフラの維持管理について広域化によるスケールメリットを出す考えはないかのご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、内容によっては広域化によるメリットが享受できる業務もあろうかと思えます。例えば道路管理の分野で申しますと、橋梁などの点検業務などは広域処理による経費の削減や事務負担の軽減などのメリットが考えられます。また、舗装工事や除雪業務の発注に関しては、近年の業者の人手不足の観点からも有効であると考えられる一方で、この分野では村内業者の育成やきめ

細かな除雪の必要性という点からはさらなる検討の余地もあります。

また、上下水道関係では、令和元年10月施行の改正水道法により、長野県が策定した水道広域化推進プランの中で県内を9圏域に分割し、圏域ごとに協議を継続している状況です。下水道についても、大北地域下水汚泥等広域処理促進協議会を通し、5市町村で検討の場を設けています。

しかし、スケールメリットについては、施設統合や各種業務の共同化についても、地形等の条件により、実現に至っておりません。

次に、デマンド交通の広域化でございますが、長野県が令和6年6月に県と県内77市町村が共同で策定した長野県地域公共交通計画で示す基本的な方針を踏まえて計画の目標としている、1、日常生活における自家用車から公共交通への利用転換、2、通院、通学、観光に必要な移動の保証、3、公共交通におけるサービスの品質保証といった計画目標の実現に向けて、県の役割と自治体の役割区分を明確にするための考え方の整理を進めているところです。

議論の大まかな進捗状況としては、通院、通学、観光の保証すべきサービスの品質保証を踏まえた上で、いわゆる主要幹線と呼ばれる市町村をまたぐ広域拠点間の移動保証については県が関与する部分として、それ以外の市町村内における移動手段の維持・確保は市町村単位で主体的な役割を担う方向で議論が既に進んでいます。

こうした協議の進展も踏まえつつ、北アルプス管内の自治体とも連携し、あるべき交通ネットワークの体制整備や運行効率の最適化に向けた連携協議を進めていくことが必要になってくるものと考えています。これらの件に関しましては、広域化を進める前提に立てば、北アルプス広域連合において、構成市町村の意見も集約しながら今後の方向性を検討していくことになろうかと思っております。

次に、5点目の公共インフラをデジタルで監視・最適化する発想で軽量化する取組はあるかのご質問にお答えします。

最初に、農政課関係では、北城南部ほ場整備事業において、自動給水栓を設置いたします。また、今後着手する北城北部ほ場整備事業においても、自動給水栓の設置やラジコン草刈機を有効的に活用できるような圃場整備を目指し事業を進めていきたいと考えております。さらに、水門ゲートの更新時は、事業費にもよりますが、電動化が主流となってくるものと推察しています。

次に、建設課関係では、現状ではGPSを活用した除雪管理システムの導入により、発注者、事業者側双方で事務手間の削減につながっている事例がございます。また、AIカメラによる道路路面の状況把握や除雪業務への活用なども今後導入に向けた検討の余地もあろうかと思いますが、この分野は日進月歩で技術革新も進んでいますことから、費用対効果も見極めながら情報の収集に努めてまいります。

上下水道課関係では、上下水道施設の集中監視、水道施設台帳・下水道施設台帳のデジタル化、無線検針の導入がデジタル化に当たります。

さらに、全ての公共施設の維持管理分野において、デジタル技術の活用余地があるものと認識しております。具体的には、空調設備や給排水設備の遠隔監視、温湿度センサーによる自動制御、さらには修繕履歴のデータベース化などを通じて従来の事後対応型から予防保全型の維持管理へ転換を図ることにより、維持管理費の平準化や職員の業務負担軽減につながるものと考えております。

こうした取組につきましては、個別施設ごとの対応にとどまらず、公共施設全体の管理の在り方として村全体で統一的に検討していく必要があることから、今後、庁内各課が連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、6点目の企業版ふるさと納税の活用やインフラ維持基金を創設して、観光産業とインフラを一体で構築する予定はないかとのご質問にお答えします。

企業版ふるさと納税につきましては、国が認定した地域再生計画に記載された事業が対象となりますが、白馬村では総合計画と地方版総合戦略を一体的に策定し、それらを包含して地域再生計画として認定を受けています。

第6次総合計画におきましても、基本目標「まち」の中で、道路整備や上下水道の安定的なサービス提供などインフラの維持について記載していることから、企業版ふるさと納税を財源として事業を実施することは可能です。

ただし、寄附金の使い道につきましては、ご寄附いただく企業の意向を尊重することとしており、現時点では環境や観光、教育、スポーツ等への活用を希望する企業が多い状況です。インフラ整備の財源としても活用したいという思いはありますが、企業の意向を踏まえると既存事業や定型業務には活用しにくい部分もあるため、新規事業や重点事業の財源として企業版ふるさと納税を募り、足元を支えるインフラの整備には国の交付金や有利な起債、既存の歳入を充てていく形が現実的かと思えます。

一方で、従来の発想にとらわれず、道路・路線や道路施設のネーミングライツなど様々な視点で手段や財源を模索する姿勢は大切なことと考えております。

次に、インフラ維持基金の創設についてであります。これまで答弁してきましたとおり、本村におきましてもインフラの老朽化が進行しており、計画的かつ持続的な維持管理財源の確保は重要な課題であると認識しています。

しかしながら、特定目的基金の創設につきましては、将来負担の平準化、計画的な修繕・更新の実施といった効果が期待できる一方で、基金積立に伴う現年度財源の圧迫、他の政策需要との優先順位の整理といった課題もございます。

また、本村では過去において幾つかの災害が発生し乗り越えてきましたが、災害時には国からの支援はあるものの、一時的に災害対策経費は立て替えなければなりません。このことから、特定目的基金とのバランスも必要不可欠となります。

したがいまして、現時点におきましては、直ちに特定目的基金を創設する考えはございませんが、

将来的な大規模更新需要の見通しや財政調整基金との関係について慎重に検証した上で、その必要性と有効性を見極めてまいりたいと考えます。

いずれにいたしましても、インフラは村民生活と地域経済を支える重要な基盤であります。持続可能な財政運営との両立を図りながら、将来世代に過度な負担を残さない形で計画的な維持管理を推進してまいりたいと考えております。

以上、酒井議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。酒井議員、質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 最初に交通の関係から行きたいと思いますが、県の方針を聞きますと、「公共交通の維持・発展と公共ライドシェア等を活用した移動利便性の向上」というテーマになっております。自家用車に頼らない社会ということが目標でございます。

こういったところで、当村のデマンド交通の関係は、新年度から一部は健康福祉課のほうで所管するというふうにお伺いしておりますけれども、以前、同僚議員が大町の病院に通うに当たっては、このデマンドがせめて大町の平の、築場のほうのバス停のところまで延ばしてもらえないかと、そうすれば大町のデマンドに乗って大町病院に通えるんだというような質問をして、検討するというような返答をいただいたところでございますが。

私思うに、この際ですから全部——ちょっと質問が横断しちゃうんですけども——広域化して、なにも白馬は白馬、大町は大町って考えずに、白馬から大町病院行くようなデマンド交通走らせちゃったらいんじゃないでしょうか。

要は、大町市と共同でやって、白馬の駅前から乗れば、白馬の至る所通りながら、大町市の平通りながら、最終的には大町の駅、大町病院まで行っちゃう。あわよくば池田のそこまで行っちゃったらどうかくらいなことをやっぱり考えて、広域化というような考えでデマンドも考えていただければどうかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） ただいまのデマンドの広域化というお話がございましたので、そちらに対して答弁を申し上げたいと思います。

先ほど村長答弁の中で、県の公共交通計画の中で全市町村、圏域の中の横断部分については長野県が主となりやるというお話は、先ほど答弁したとおりです。

昨年、広域のほうの事務処理の見直しの項目があるのかという打合せ会議がありまして、その点で私も、公共交通に関してそういう考えというのを広域のほうでも持つてくべきじゃないかという話を出した経過もあるんですけども、やはりその時点で、その話については、要点についてはよく分かるんですけども、それは県のほうの交通計画の中で、北アルプスの圏域でいくと縦断的という言葉になるかと思っておりますけども、それをしっかりと計画については県の役割としてやっていくということで、事務分掌に加えるという部分については一旦見送りとなったという経過はございます。

ですので、酒井議員のご指摘のとおり、それは全く認識してないという部分ではなくて、ある意味、県がそれを担うということで、期待をしているというところでご理解いただければと思います。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。酒井議員、質問ありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） ありがとうございます。やはり今回、県が公共交通の下支えという、知事が大きな方針を出してますので、私どもの要望もしっかり通していくように、しっかり知事が記者会見で言ってることでございますので、こういった縦割りでなく、しっかりこの地域の広域ということを考えて県にやっていただけるよう、しっかりお手伝いしていただけるように、引き続き要望活動していただければありがたいかと思えます。

次に、公共のライドシェアという考え方でございます。

このライドシェアの考え方ですけど、今年、今もやってると思うんですが、地元の白馬交通さんが実証実験ということでライドシェア事業をされてるわけですが、まだ結果が出てるわけではございませんが、中途の経過としてお分かりになることがありましたらお答えください。まだ終わってわけではございませんので、それ以降ということであれば、それで結構でございます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

この冬から、民間申請による公共ライドシェアが始まっています。まだ、議員おっしゃるとおり、この冬まで運行していますので、結果自体はうちのほう、まだ把握してる状況ではありませんけども、民間事業者が申請した導入の背景というのは、昨冬の観光需要の増加に伴って、村内の交通移動手段が少ない、確保できないというところから、民間事業者によって、タクシーの増車あるいはUberタクシーへの増車と併せて、ライドシェア取り入れたというところであります。

格段に昨年よりは需要に対して供給が増えたというところもあるので、村のナイトデマンドタクシーのほうの利用者数もかなり減っている、あるいはキャンセル率も少なくなっているというところがうかがえていますが、年ごとに観光需要の動きというものが変わってきている状況の中で、これでいいという体制はなかなか難しいというふうに感じています。

この辺も、いずれにしてもデータの分析もしながら、公共として何をしなくちゃいけないかというところは常に考えていかなきゃいけないというふうには考えていますので、最終的な結果を踏まえつつ、次年度の対応考えていきたいと思えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 県は、このライドシェアとかデマンド交通に新規事業として数千万の予算を今回初めて計上しておりますので、そういった予算——なかなか当初の予算というのはどこの自治体も手を出しにくいという部分はあるのかもしれませんが、私どもはもう先進的にそういっ

た取組をされているわけですので、県の知恵等々もお借りしながら、よりよいライドシェアの構築に努めていただきたいというふうに思うところであります。

同じくやっぱりライドシェアの関係なんですけども、私たちの隣町——白馬岳を挟んでですけども——隣町の富山県朝日町でございますが、こちら非常にライドシェア、きっちりやっております、当然、地方創生の交付金なんか活用しながらやっているということで、我々議員も朝日町の議会と懇談会等も設けているところでございます。実際、その後の意見交換会等にも村長や副村長にも参加いただいて、朝日町との交流というのは長年続いているところでございます。

ここで行なっているライドシェアで、ノッカルというようなのは皆さん御存じだと思いますけども、先だって議員の方にお話をお伺いしたところ、もともと朝日町ってのは、町民同士で送り合いの文化ってのがあるんだよと。でも、それは白馬村だって、お互いにちょっとそこ行くから乗ってくかいなんて話はよくある話で、その文化は私どもの村にもあります。

既に朝日町も周遊バスなんか走らせて、そういった形の回数券を使ってそんなライドシェアをやっているというようなことで、非常に、議員さんがおっしゃるには、そこそこうまく行っているんだよというふうなお話を聞いておりますが、この朝日町取組について、思うところがあったらお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

ノッカル取組に関しましては私達も把握しておりまして、2年ほど前に、実際にこちらでも活用できないかということで、詳細を私のほうで直接伺った背景があつて、担当課ともつないだ経緯があるんですけども。

やはり、白馬村、観光客というところが大きく異なる構造がございまして、殊、住民のみのことだけを考慮して導入するというのであれば似たようなものができるかもしれないんですけども、やはりそこが大きく異なるということで、ちょっとほかにも幾つか理由があつたと思うんですが、すいません、今、手元に資料がないので、そちらの部分は、ただ、同じような形ではなかなか白馬村では導入ができないという経緯があつたということがございますので、私のほうからは、現段階ではそういう認識しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） やっぱり村長、現地のほう見て、されているんだろうなどは思っていました。

やはり、うまく行っているという話が聞こえてきております。これは全国版のいろんな地方自治体向けの冊子等でもやっぱり紹介されているということで、非常にいい取組だというふうに私は傍目では見ているんですけども。

ここはぜひ、関係する職員を派遣してでも、具体的などんなところがよかったのか、悪かったのか、極端なことというと本当に夜まで、一緒になって本音を話ししながら情報交換をするということも大事ではないのかなというふうに思っています。

数年前までは朝日町さんと職員の交流事業がございまして、数週間だったか数か月だか忘れましてけれども、お互いの職員が行き来して、それぞれの自治体のよいところを勉強し合うという制度もされていた時代がございまして、ぜひそのようなものを活用していただいて、しっかり職員を派遣して、よいものはしっかりまねるといとなかなかいけませんけども、取り入れるというふうな姿勢を持っていただければいいかと思います。

実際、普段は役場職員含めて7名くらいで運行されているらしいんですけども、町民のドライバー60人くらい登録してるらしいですね。結構、替えがいて、いろんな方で対応できるというふうに聞いておりますので、そのような取組をお願いしたいというふうに思っております。

続いて、すいません、バスの関係です。

先だって12月の、私、一般質問、長野白馬線の高速バスの料金が上がっちゃってみたいな話を質問させていただきました。なかなか、民間企業がやっているの、運賃補助は難しいという答弁をいただいたところではございますけれども。

今回、県のほうでは、市町村をまたぐ広域路線バス支援ということで、これには非常に大きく県のほうも関与して手厚い補助をするという話が聞こえております。

私、前回もご提案させていただいたんですが、なにも全部が特急バスでなくていいんだから、白馬の各駅停車に近いような形でいいので、そういったバスを長野市まで走らせれば、通常の運賃でよいのではないかなというような話も、朝晩くらい走らせていたらどうというような話を提案させていただきました。村長からの答弁は、またアルピコ交通との事業者とも懇談する機会があるので、そんな話もしてみたいというふうにおっしゃっていました。まだ3か月しか経っていませんので、そんな時間もなかったかとは思いますが。

長野県は、こういった広域に対してしっかり助成すると、もううたっているわけです。ということは、前回も言いましたけども、白馬村を出たバスが大町市の旧美麻村を通り、小川村を通り、旧中条村を通り、七二会を通り、小田切口を通り長野駅まで行くという、こういう路線でございます。

現在も、アルピコ交通で長野高府線という路線があるんです。ただ、これはアルピコ線、やっぱりもう廃止対象になってまして、3月いっぱいだったかな。4月1日くらいで廃止になるんですが、長野市はこの路線に取って代わる路線として、長野市営バスを走らせるということを発表しております。

このバス停の起点、もともと長野高府線をそのまま継承するわけですけども、起点は初引というところなんです。初引というのは、ちょうど美麻村と小川村の境のところ。広いバイパス道路があって、大きな待避所があって、近くでヤギさん飼ってるところありますよね。ちょうどあそこ

が初引という場所なのですが、そこがバス起点でございまして、小川の村なかを通り、中条を通り、長野駅行くというバス。これ、長野市さんが、聞いたところによりますと9便、市営バス走らせるんだそうです。

朝6時台も2便走らせるわけですから、そこに追いつくように白馬からバスを向けてやれば、そこで乗り換えても結構ですし、その長野市営バス、長野市さんに少し負担金でも払って白馬まで来てもらえばどうかというふうに思うのですが、そういったことを長野市とお話合いをするようなお考えはございませんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

今の答弁の前に、1つ訂正をさせていただきます。

先ほどの公共ライドシェアのところですけども、公共ライドシェアには、公共ライドシェアと日本版ライドシェアと2つありまして、白馬村の場合には日本版ライドシェアの民間事業者申請なので、これは国交省に民間事業者が直接申請をして許可が出ているもの。朝日町のノッカル等々については、行政が申請する公共ライドシェアですので、ここちょっとすいません、私もごっちゃになって答弁一緒になったかと思えますけども、訂正させていただきます。

ただいまの質問でありますけれども、今、まだ、白馬村と長野市の双方で提案があったり、具体的な話が進んでるという経過はございません。

なので、議員おっしゃるとおり、そういった余地があるのか。観光の連携協定自体は、松本市も含め、協定を結んでいるところもありますので、そういった可能性があるかとか、そういった議題を載せながら検討していくというところはできなくはないというふうに考えておりますので、一旦、宿題として預からせてください。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 先ほどの続きになるんですけども、長野市営バスの、バスの時刻表見ますと初引から長野駅前まで55分です。現在の特急バスの時刻表、白馬から長野駅まで約1時間15分、その差20分。白馬から千見まで特急バスだとやっぱり20分なので、時間的にはほぼ同じです。それで、広域連携する県の目標とするようなのを満たすのではないかというふうに私は思っておりますので、ぜひ一度協議をしていただくようお願いしたいと思います。

それでは、すいません、次のほうに入らせていただきます。

ごめんなさい。まだちょっと観光のほうで少し言いたいことがあったんで、もうちょっと言いたいと思います。すいません。

スキー場でいつもシャトルバス出したり、あとホテルの送迎、そういったバス、民間事業者さん出してるんですけども、これ活用するような方策って何かお考えになったことありますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

スキー場間のシャトルは、HAKUBA VALLEY TOURISMが運行していますHVTシャトルがあります。それから、各スキー場で送迎をしている村内のシャトルがあるということは承知しています。

ここの統合について、実は令和2年、元年くらいですかね。地域の公共交通としてひとまとめにならないかというところで、関係者間を集めて、行政も入りまして、1度企画をしたところがございいます。

結論から申しますと、最終的には、少し費用の問題もかかって、なかなか各事業者が考えるニーズも満たせないというところもあり、一旦はその時点で解散と、それ以上進めないというところで一旦ご破算にした経過がございいます。

今、また各事業者、それから組織が運行しながら村内の足を確保しているわけでありまして、村が運行する観光の分野のデマンドタクシーも含めて、本当に事業者が、何に乗ってどこへ向かってどういうふうになっているのかというところは、今年度、実はゼロ予算でデータ分析をしているところもあります。

こういったデータは各民間事業者とも共有しながら、村内にとってどういう移動手段がいいのかというところは、今、検討しているところでありますけれども、もう一回その議論を再開させて、一つにするかどうかというのはちょっと別の話ですけれども、そういった効率化を図っていききたいという思惑で情報共有はしているということをご理解いただきたいと思ひます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） ありがとうございます。引き続き、いろんな方面からの検討をお願いしたいところでございいます。

次は、2つ目です。医療の関係なんですけれども、それぞれ課題もあり、解決の方策等々もあるんですが、最近、オンライン診療というのが出ているわけなんですけれども、これ、変な話ですけど、定期的に通っている病院だったら、単純に、血圧のチェックをして、どうだねくらいな話で薬もらって帰ってくるみたいな、実は医療のために大町まで通っているというような患者さんもいるわけですが、高齢者がオンラインって難しいかどうか分かりませんが、そういった意味で、オンライン診療を標準化させるような取組で何かお考えはございいますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 健康福祉課の工藤です。

今、酒井議員からご提案いただいたオンライン診療は、特に過疎地域を中心に、全国でも幾つかの市町村、地域のほうで取組を始めているところなんですけれども、残念ながら、まだ白馬村、大北管内では、なかなかそういった取組が実用化なされていないというのが現状でございいます。

1つは、病院側の体制の問題、オンラインシステムの導入といったようなところに向けてのシステムの問題と、それからもう一つは、それを利用する側の高齢者が利用できる体制にしていくという、大きく分けてその2つを取り組んでいかないと、このオンライン診療というのはなかなか進んでいかないのかなというふうに思いますが、少なからず、これから先、医療のほうも、ベッド数が減ってきたり病院の数が減ってきたりということが将来的に予測されますので、広域的に検討していかねばならない重要な課題だとは思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） ありがとうございます。DXという形がありまして、そういった取組も進めていくようお願いしたいと思うところでございます。

あと、医療の関係では広域医療の連携というようなのがテーマになろうかと思うんですけども、当然、大町病院や池田のあづみ病院とは、そういった大病院との連携はされているというふうには分かっているんですけども、最近、聞いたところによると、同じ厚生連でも篠ノ井病院に行ったりとか、長野の日赤行くという患者さんも多いんです。確かに、車運転したり移動距離を考えると、ああ、厚生連の篠ノ井病院のが近いなと思うときもあったりするんですけども。

どうしても広域って考えると大町、北安曇で考えがちで、その2つの病院が中心になっちゃうんですが、長野地域の大きな総合病院との広域連携というような形で連携強化するというような考え方はございますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 健康福祉課、工藤です。

今の北北管内以外の地域に対する広域連携ということについてですけども、まず1つの大きな基盤となっていますのは、医療圏というのが長野県内にはございます。白馬村の場合は北北地域を中心とした医療圏が基本になっておりまして、長野地域とか、そちらのほうはまた別の医療圏という形になっておりますので、その医療圏を越えて体制もつくっていくというのはなかなかちょっと、医師会ですとか、いろんな単位が医療圏ごとに基本つくられておりますので、難しいところもございますが、今後については医療圏を超えてということも必要になってくる場面があるかと思いません。

ただ、それは全県的な取組という形になろうかと思いますので、小さな市町村単位ではできる取組ではなかなか難しいので、そういった要望も、必要に応じて県のほうに上げていく形ができればというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） ありがとうございます。医療のほうも、私はよく分かってなくていけなかつ

たんですが、なかなか課題が大きいということだけは非常に分かりましたので、引き続き——私が考えるにやっぱりオンライン医療とか広域連携、それとプラス、先ほど言ったようなデマンド交通等の交通、この3つを組み合わせでしっかり支えることが大切かなというふうに私思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、すいません、農業関係のところでございますけれども、非常にいろんなスマート農業の技術導入をされているというふうに伺って、ますますきっちりDX等使っていただければいいふうになるなというふうに思っているんですが、今までやった深空のところ、それから犬川の電動化です。犬川の電動化ゲートについては、地区が要望する以上に自動化で動くようないいのをつけていただいたということで、これからの運用が楽しみでございます。ありがとうございました。

この後の圃場整備の計画等もありますが、引き続きこういったDXとかスマート農業を利用したものに取り組みれると思うんですが、具体的に既に予定しているものがありましたらお教えください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 先ほどの村長答弁でもありましたが、これから北城北部に着手していくわけですが、そこにつきましては、自動給水栓のほかにも、例えば畦畔の角度を少し緩くしてラジコン草刈り機を導入できるようにして、草刈りの負担を減らすというようなことは、今、考えているところであります。

あと、インフラというより、スマート農業の関係で、ドローンを使って追肥をしたりですとか、種をまいたりですとかというのも、今、実際やっているということですので、そういうことについては、また村のほうでも推進、補助をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） ありがとうございます。やはり、県は今年度の予算で、アドバイザーチーム、こういったものをしっかり組織して、地域の実情に応じたスマート農業の導入をしっかり支援していくということです。今まで白馬村は、本当に農地整備課等々はじめ、多くの方々の支援を受けて今に至っているという事実がございますので、引き続き、県との関係を強化して取り組んでいただきたいというふうに思うところでございます。

続きまして、すいません、都市施設基盤の関係でございますけれども、リダンダンシーという——どうしても国は横文字を使って、私はあんまり気に入らないところはございますけれども——そういった取組の中で具体的に二重性というか、バックアップとか、そういったような形の取組があったら教えていただきたいのですけれども、やはり世間、水道管の破裂事故等々が全国的になっておりますので、私どもの村でそういった取組をしているところがあれば、一つ二つお教えください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） お答えします。

議員のおっしゃる複線化等の村の事例といたしましては、深空地区の圃場整備の中で新しくできました農道、これに関してですが、ちょうど今、クロネコヤマトさんのところから中学のところへ道ができました。

今まで課題となっていた重要施設である役場、小学校、中学校、ここへの給水なんですけど、適正水圧ぎりぎりの高い水圧で、実は供給されております。管の老朽化が進むと、当然、水圧が高い管路では破裂事故とかそういうものが起こりやすいので、私、考えたのが、クロネコヤマトさんのところ、オリンピック道路入ってすぐのところ新たに減圧弁を設けてまして、実は今、かなり適正な水圧で駅周辺の配水を行なっているようなところでございます。

その管路に関しましては、今、源太郎水源の水が役場周辺に供給されておりますが、バルブ2つの操作で、二俣からの配水池からの水、これにも切り替えることができます。

あと、複線化というところかというと、最近では、無電柱化推進事業で、駅から県道、六拾刈体育館までの管路なんですけども、県道の南側にしか実はうちの配水網なかったんですけども、北側にも配水管を入れまして、県道の両端に主要管路という形で布設することができております。

無電柱化推進事業に関しましては、水道管の更新も、全ての区間で新しい、高密度配水用ポリエチレン管といって災害なんかにも強い耐震管を入れておりますので、随時、重要施設に関しては、主要管路ということで、こういう管種を採用しまして、更新を進めたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。酒井議員の質問時間は答弁も含め、あと8分40秒です。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） ありがとうございます。国の方針に沿って、やっぱり守るべきところは守る、二重化するというのが少しずつ進んでいるんだなというふうに感じているところでございます。

引き続き、代替ルートの確保とか、これは水道だけじゃなく、道路とか通信、電力なんかもそうかと思えますけども、そういったこと、それから物流の多重化とか、そういったものについて取り組んでいただくようお願いしたいところでございます。

それから、すいません、公共のデジタル化の関係でございますが、今月、3月議会に上程されました来年度予算で、土木費のところ、道路台帳のアナログ化を電子化するみたいな、重要施策というか、主なことが出ておりましたが、これについて少し解説いただけますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えさせていただきます。

まず、道路台帳のデジタル化につきましては、現在、少しずつではありますけれども、デジタル化、データ化というものを進めてきております。かつては、酒井議員も御存じだと思いますけども、

紙ベースで全て管理をしております、なかなか管理が行き届かなかった部分あったんですけども、デジタル化を進めてくる中で、これを一般にも公開していきましょうよと。内部の資料だけではなくて、一般にも公開することで、私どもの事務手間も削減する部分もできるということで、今回、国の交付金を活用して進めたいと思っております。

また、それが活用できる段階になりましたら、一般村民の皆様にもしっかりとPRをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 交付金を活用しながらそういった便利なものを進めていくという考え、非常によいことだと思います。これは丸山村長の方針に本当に沿っているものだと思います。

高市内閣になって、積極財政ということで、これからもいろんな積極的な、恐らく地方創生の交付金みたいなものが出てくる可能性高いと思ひますので、そのときにはもう必ず対応できるように、いつでも準備ができるくらいなことで各自取組をお願ひしたいと思ひます。

丸山村長のこれからの来年度に向けた意図とか目標が明確になりました。非常に熱意を感じるところでございます。達成に向けた方針とかも、具体的にまた示されたというふう感じたところでございます。

すいません。通告にはないんですが。

丸山村長の熱意は感じたんですが、村長、8月に任期満了になるわけでございます。選挙管理委員会から、7月7日告示、12日の投票というような選挙日程も発表されたところでございます。

このことについて、村長の見解伺えれば、よろしくお願ひいたします。

議長（太田伸子君） 村長、通告にはありませんけれども、よろしいですか。では、お願ひします。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 前回12月議会の松本議員からのご質問への答弁と重なる部分もあるんですけども、今回提出させていただいております来年度予算案にも盛り込んでございまして、今、議員のほうからも積極財政でということで、私のほうとしまして、優先順位をつける中で、財政が大変な中でもしっかりと住民の安心、安全を守っていくインフラ整備をしていきたいと思ひますし、また午前中の一般質問でもございましたとおり、いよいよ宿泊税が始まりますので、そちらを適正に徴収し、透明性を確保して活用していくことが必要になるというふう感じております。

加えて、第6次総合計画もいよいよ始まりますので、計画どおりに行政運営を実行していくことが非常に重要であると思ひますので、それらを作成した者としての責任を強く感じております。

また、子育て支援を中心とした多世代交流の大きな事業投資がございまして、こちらもちんちんと住民の利益向上になるような施設を整備していくといったところからも、強い使命感を感じております。

そうした状況も踏まえまして、現在前向きに検討しているところでございますけれども、後援会等とまたしっかりと話し合いをする中で、進退に関しましては、来年度、新年度あたりをめぐり、しめるべきタイミングで皆さんにお伝えできればというふうに考えております。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 通告にない質問について丁寧にお答えいただき、どうもありがとうございます。持続可能な地域づくりに向けまして、共に頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第5番酒井洋議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日3月5日は午前10時から本会議を行ないたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日3月5日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時01分

令和8年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和8年3月5日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和8年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和8年3月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	堤 則 昭
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	田中洋介	参事兼建設課長	矢口俊樹
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊社

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより令和8年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は4名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第4番永井勝則議員の一般質問を許します。第4番永井勝則議員。

第4番（永井勝則君） 第4番永井勝則です。一般質問の2日目、よろしくお願いいたします。私も一般質問が3回目になりまして、個人的にも成長したいというふうに、この場で成長したいというふうに思っておりますので、ちょっとお付き合いください。

今、Apple、皆さん御存じのiPhoneとか、有名なところのApple、新製品が発表されているんですけども、そのAppleをつくった創業者の一人でスティーブ・ジョブズという、皆さんこれも御存じかと思うんですけども、スティーブ・ジョブズという人がいまして、その人はiPhoneのプレゼンテーション、発売のときの、世界に先駆けて発表したときのプレゼンテーションというのは、すばらしかったということで伝説にもなって、それこそ今日も話題の取り上げますユーチューブとかも上がっているんですけども、このスティーブ・ジョブズという人が、プレゼンテーションの天才というふうに言われております。

今日の私のテーマのようなことなんですけど、発信力というのは、プレゼンテーションそのものではなかろうかというふうに思うわけですし、私も会社員時代に全国を回って、プレゼンテーションというのをお客様の前で行なってきましたので、ぜひ今日は、自分のこれまで培って——大した培ってきたものないんですけども、培ってきたものを込めて誠心誠意、皆様方の心に届くような質問のプレゼンテーションというのを行ないたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

発信力について語るのに、ここでぼそぼそしゃべってはお話になりませんので、できるだけきはきとしたプレゼンテーションを行なっていきたいというふうに思います。

では、入ります。今回の質問のテーマであります自治体の発信力というのは、簡単な言葉で言いますと、自分の住んでいるまちのことを皆さんに、みんなに上手に伝える力のことです。

また、みんなというのは、そこに住んでいる人とかそこで働いている人、学んでいる人、そこに観光に来る人、そこに住みたいと思っている人など、いろいろな人が含まれるというような考えでおります。

そこで、自治体の発信力を考える上で重要なのは、自治体が出す情報というものは、住んでいる、住んでいる、先ほど申し上げたみんなという人たちに伝わらなければ意味がないということだろうというふうに考えます。

で、白馬村の発信力というのを考えたときに、白馬村は一般的に有名ですので、全国的に、発信力が強いというふうに思われがちですけども、それは観光面での話であって、行政からの発信というのは、一般の村民にはそうそう簡単には伝わらないでしょうというふうに思われます。

今回は、行政の発信力と情報の管理についてお伺いをいたします。

今回、お手元に配りましたけど、簡単な資料を用意しております。これもプレゼンテーションの一環なんですけども、白馬村の行政サイトのソーシャルメディアアカウントというページがあるんですけども、そこを参考にして自分でいろんなのを集めました。そういう書類です。

今回は、特にその資料の中の上の3つについて主に最初にお聞きいたします。

1つ目、広報紙について。

1番、「広報はくば」はもう配ってもらわなくてもよいという声がありますが、これについてどう思われますか。また、どういった対処が考えられるかということをお伺いいたします。

2番、読者ターゲットは一般村民なわけですが、中でも高齢者がメインになるかというふうに思います。しかし、高齢者をメインに、ターゲットにするには文字が小さ過ぎるというふうに思います。文字を大きくすると読みやすくなるはありますが、伝える情報量は当然減ります。この相反する、相反性といったものを補う方策について、どのようなお考えがあらうかということをお伺いします。

2つ目、ウェブサイトについて。

白馬村行政サイトに関してなんですけども、私見ですが、この白馬村行政サイトはとにかく見づらくて、欲しい情報が探しづらいという構造になっているというふうに思います。これ私見なわけなんですけども、こうした声は行政に届いているかということをお伺いいたします。

2つ目、その行政サイトで今いろんなリンクをクリックして、たどり着いた先がPDFファイルであったということがあります。PDFファイルをパソコンでクリックすると、そのままPDFが開くわけですね。これがPDFファイルというんですけども、このPDFファイルというのはもと

もとは印刷用の形式であって、ウェブページの情報提示に適したものではありません。PDF形式を多用する理由をお伺いします。

3番目、PCを使ってページにアクセスしないという、その中の高齢者の多くは、今ですとスマートフォンを多くの方がお持ちですので、スマートフォンで情報を得ようとしています。

村の行政サイトにスマートフォンでアクセスすると、PDFで表示されるわけなんですけども、そうすると文字が小さいので、これを拡大する必要があると、きゅっと開くわけですね、これ、ピンチアウトと言うんですけど、拡大すると全体の見通しが悪くなるので、多くの場合、高齢者に限らずなんですけど、ここで、いやとか思って閉じてしまうと。

これはPDFという形式を用いているせいで、情報が必要な人に届いていないということであって、これはPDFファイルを使用していることの弊害だというふうに思うんですけども、その見解をお伺いします。

3つ目、ユーチューブにつきまして。

ユーチューブは、もう皆さん御存じのとおり、非常に有用な動画サイトなんですけども、ユーザー数が全世界で何と25億人、日本人でいうと何と7,000万人がユーザーとなってアクセスしていると。使い方によっては、発信力、今日テーマとしています発信力の大きな武器になり得る媒体でもあるんですけども、一歩間違えると大変なことになる、いわゆる大炎上ということになる、両方の側面がある媒体なわけですね。ですので、注意が必要だろうと思います。

「白馬村役場公式YouTube」というチャンネルが設けられている、公開されているわけなんですけども、そこを見ますと、動画の再生数というのは残念ながら非常に少なく、この中には去年も出ましたマナー条例を周知する外国人向けの動画も含まれていて、あんまり——あんまりというか再生数が伸びていないと。このチャンネルを今後どのように活用していかれるのか、考えやアイデアを伺いたいというふうに思います。

最後4つ目、情報の管理について。

ここまでは発信力という、割と推すほうのことを申し上げたんですけども、その逆ですね、伝えるべきでない情報もいろいろあると思います。私は、新入社員時代、自分の経験を上げると、ある雑誌社から自分が勤める、私の勤める会社について取材されて、そこで、新入社員だったもので、ばかみたいにならべらべらしゃべったわけなんですよ。そうすると、その発言をいっしょに切り張りされて、前後関係を変えられて、その雑誌が出版されて、結局、社長から「ちょっと来い」って呼ばれて、叱責を受けたという苦い経験があります。

こういったことにならないための職員教育とか情報の管理というのを、どのようになされているかというのを伺いたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問2日目、よろしくお願いいたします。

永井議員からは、白馬村の行政として、発信力と情報管理について4項目にわたるご質問をいただきました。それぞれのご質問にお答えする前に、まず、本村が現在保有している情報発信手段とその基本的な活用方針について申し上げます。

議員ご指摘のとおり、行政情報は単に発信するだけでは十分ではなく、住民の皆様に伝わり、理解され、行動につながってこそ価値を持つものと認識しております。

そのため、本村では、世代やライフスタイル、情報手段の違い、さらには、緊急度に応じて複数の媒体を組み合わせた多層的な情報発信体制を整えております。

具体的には、各行政区のご協力をいただきながら配布している広報はくばや重要な情報伝達手段である防災行政無線といったアナログ媒体を基盤としつつ、行政公式ホームページ、公式LINE、防災メール、フェイスブックやインスタグラムなどの行政SNS、防災アプリや母子保健アプリなどの各種スマートフォン向けアプリ、さらには、公式YouTubeやケーブルテレビ（ユーテレ白馬）など、デジタル映像媒体を運用しております。

特に、一刻を争う緊急時におきましては、緊急情報発信システムを導入しており、防災行政無線、行政公式ホームページ、防災アプリ、防災メール、そしてフェイスブックに対し、1回の操作で同時配信が可能な体制を構築しております。

また、防災メールは公式LINEと連携していることから、緊急情報を極めて迅速かつ広範囲に、村民の皆様はじめ、情報を必要とする皆様にお届けできる強固な仕組みを整えております。

このように、緊急時には即時性を最優先とした一斉配信を行ない、平時には広報紙やSNSで広く周知して詳細情報をホームページへ誘導するなど、目的に応じた情報発信に努めているところです。

一方で、議員ご指摘のとおり、各媒体間の連携強化や、より分かりやすく伝える工夫など、改善すべき点があることも認識しております。

以上を前提として、議員のご質問に順次お答えいたします。

まず1点目の、「広報はくばは、もう配らなくてもよい」という声に対する見解と対処についてでございます。

結論から申し上げますと、現時点において、広報紙の配布を取りやめる考えはございません。その根拠の一つとして、令和4年度にプレミアム商品券の電子申請を実施した際に行なったアンケート結果がございます。役場からの情報の入手手段として最も活用している手段を1つ選択していただいたところ、「防災行政無線」が41%、次いで「広報はくば」が31%という結果でございました。

このアンケートは単1設問であり、実施から一定の期間が経過しておりますので、現在の状況と完全に一致するものではございません。しかしながら、電子申請を利用された比較的デジタル環境

に親和性の高い層においても、広報紙や防災行政無線を主要な情報源として選ばれているという傾向は、重要な示唆を与えるものと受け止めております。

このことから、紙媒体の広報紙は、デジタル化が進展する現在においてもなお一定の役割を担っていると認識しており、これまで同様にお届けすることは、行政としての重要な責務であると考えております。

また、「不要な世帯には配布しない仕組みとしてはどうか」とのご意見につきましては、どの世帯に配布し、どの世帯に配布しないかという個別の管理は、実際に配布作業を担っていただいている行政区の皆様への負担増加につながるものが想定されます。そのため、現行の配布方法が最も効率的かつ実務上安定した方法であると判断しております。

一方で、広報紙の配布にご協力いただいている地区役員の皆様への負担軽減につきましても、重要な課題でございます。このため、令和6年度からは、役場の配布物を月2回から月1回へと見直しました。また、広報紙と併せて配布していたチラシ類についても精査を行ない、ターゲット層を見据え、必ずしも紙で配る必要がない情報については、公式LINEや行政公式ホームページを活用するよう職員に対して指示をしており、配布物の削減と効率的な配布体制の構築に努めております。

次に、高齢者読者に対する文字サイズと情報量の相反性を補う方策についてでございます。

現在、広報紙では、誰にでも読みやすい書体とされるユニバーサルデザインフォントを採用し、文字サイズも原則として8ポイント以上を目安に作成しております。視認性の向上には配慮しておりますが、限られた紙面に多くの情報を掲載しようとするあまり、高齢者の皆様にとっては文字が小さく感じられる場合があることは、課題として認識しています。

今後は、紙面で全ての情報を網羅するのではなく、記事ごとに情報量の適正化を図り、重要度や性質に応じて、メリハリのある紙面構成へと見直してまいります。

具体的には、詳細なデータや補足資料については、行政公式ホームページへ誘導するなど、紙媒体とデジタル媒体の役割分担をより明確にし、読みやすさと情報量の両立を目指してまいります。

次に、2点目のウェブサイトについてであります。

白馬村行政サイトが見づらく、情報が探しづらいという声に対する認識とPDF形式を多用する理由、そして、スマートフォンを利用する高齢者にとって、PDF形式の使用により情報が届いていないという弊害に対する見解のご質問は、相互に関連しておりますので、併せて答弁をいたします。

議員ご指摘のとおり、先ほど申し上げましたアンケート調査において、行政公式ホームページから最も情報を得ていると答えた方は13%にとどまりました。この結果からも、ホームページの分かりやすさや検索性の向上は、引き続き重要な課題であると認識しています。

本村のホームページは、平成30年度に特定の職員のみならず、各担当課で更新作業が行なえるよう、コンテンツマネジメントシステムを導入し、迅速かつ継続的な情報発信が可能な体制を整え

ております。その中で、一部情報にPDF形式を用いている背景には、主に3つの理由がございます。

第1に、迅速性の確保であります。選挙速報や災害時情報など、一刻を争う場面では、作成済み文書をそのままPDFで掲載することで、迅速な情報提供が可能となります。

第2に、システムの特性上、行数の多い複雑な表や図表をウェブページ上で適切に表示することが難しい場面があるためです。

そして第3に、データ量の問題であります。例えば、毎年度の予算書や各種会議資料、議事録などは、ページ数やデータ量が極めて膨大となるため、正確性や体裁保持の観点からも、PDF形式での掲載が適している場合がございます。

しかしながら、こうした事情があるとはいえ、ホームページ上に概要説明が十分に記載されていないまま、PDFファイルのみが掲載されている状態は、閲覧者にとって分かりづらく、特にスマートフォンで閲覧する高齢者の皆様には負担となる可能性があることは認識しております。

今後は、速報性を優先すべき情報と、申請などデータを取得して活用したい情報といったニーズをニーズに即した対応と、ページにおいて見やすさや検索性に加えて、操作性を重視すべき情報等を明確に区別し、運用の見直しを進めてまいります。

また、PDFを使用する場合であっても、ページ上に要点や概要をテキストで記載することを原則とするなど、PDFを開かなければ内容が分からないという状況を解消するための運用改善について、庁内で共有を図ってまいります。

次に、3点目のユーチューブチャンネルを今後どのように活用していくのかについてお答えします。

現状の「白馬村役場公式YouTube」につきましては、再生回数の面で十分な成果を上げているとは言えず、運用の工夫や改善の余地があると認識しております。

さきのアンケートでは、当時のSNS利用率として、フェイスブックが11%という結果でしたが、その後、インスタグラムや公式LINEの普及が進み、動画コンテンツに触れる機会は確実に増えております。こうした社会的な変化を踏まえ、動画による情報発信の潜在的な需要は、今後さらに高まるものと考えております。

一方で、動画制作には企画、撮影、編集など相応の時間と労力を要することから、職員体制とのバランスを踏まえた運用が必要であることも事実でございます。

そこで今後は、限られた行政資源を有効に活用する観点から、制作した動画をユーチューブ専用とするのではなく、村のケーブルテレビにおける番組としても活用するなど、媒体間での連携を図る手法について検討してまいります。

ユーチューブ向けに分かりやすく制作したコンテンツをケーブルテレビでも放送することにより、動画の活用価値を高めるとともに、両媒体の内容充実につなげる、言わばメディア間の相乗効果を

意識した運用を目指してまいります。

具体的には、複雑な申請手続の流れや制度説明、村の行事や取組の様子など、動きや映像で伝えることにより理解が深まる分野に重点を置き、紙媒体やホームページだけでは伝わりにくい情報を補完するツールとして位置づけてまいりたいと考えております。

そして、量を追うのではなく、目的を明確にした質の高い動画発信に取り組み、村民の皆様にとって有益で分かりやすい情報提供に努めてまいります。

先週は、白馬村観光大使の国本梨紗さんに一日村長を務めていただく中で、行政の新たな取組の紹介をしていただき、動画で発信できるようケーブルテレビに収録していただきましたので、こうした活動も引き続き推進してまいります。

最後に、4点目の意図しない報道を防ぐための職員教育や情報の管理体制についてお答えします。

情報管理において特に重要なのは、報道機関等からの取材対応であると認識しております。議員ご指摘のとおり、発言が部分的に切り取られ、意図しない報道をされるケースがあったり、発言の趣旨が正確に伝わらないことがあれば、結果として誤解を招き、行政に対する信頼に影響を及ぼす可能性もございます。そのため、組織として統一的かつ慎重な対応を取ることが重要であると考えております。

本村では、個人の見解と、行政としての公式見解を明確に区別する観点から、報道機関等への対応は、原則として課長級以上の職員が行なうこととしております。また、必要に応じて関係課と十分に調整を行なった上で回答する体制を取っております。

今後は、これらのルールや手順が形だけのものとならないよう、改めて全庁的な周知徹底を図るとともに、具体的な事例を共有するなど、実効性のある職員研修や意識啓発に取り組んでまいります。

あわせて、正確で分かりやすい情報を主体的に発信していくこと自体が、誤解を未然に防ぐ最も有効な方策であるとも考えております。引き続き、透明性と説明責任を重視しながら、村民の皆様から信頼される情報管理体制の強化に努めてまいります。

以上、永井議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。永井議員、質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） こちらでお出ししました媒体について、順番にお伺いを、再質問をさせていただきます。

まず、広報はくばに関してです。広報はくばは読まれていないので、やめましょうということはさらさら言っていないくて、ぜひ、たくさんの人に読んでもらいたいというような基本的な姿勢です。

で、ほかの新聞とかでもそうなんですけども、昔の新聞というのはかなり文字は小さかったんですが、最近のはもう随分大きくなっていて、その分文字量も当然減っているんで、情報量も減っていますが、それでも新聞の文字が小さく戻しましょうということにはなっていないわけですね。

ですから、文字をちっちゃい文字が読みづらいということであれば、それを大きくするというのは自然な流れであろうと、不可逆的な流れであろうというふうに思うわけですね。

それを補う方法というのを自分で考えてみましたので、これについてご意見を伺えればと思います。それはどういうことかという、文字量、文字数が減るので当然情報量が減るんですが、それを補う手立てとして、いわゆる子供ニュースのような紙面にする。新聞とかでも子供ニュース的な紙面というのはあるかと思うんですけど、そういうところではよく文字が横書きとか、あと図版を利用したりとかというのが多いと思うんですけども、子供ニュースといっても決してばかにしたものではなく、要点を少ない文字量で伝えようとする、非常に大人も非常に参考になるんですね、あと時間の節約にもなるという非常に優れた媒体だというふうに思います。

要点を絞るというのは簡単ではないんですけども、要約には今の時代ならAIが利用できるというのがあります。AIでいうと、5歳の子供にも分かるように教えてというふうにAIに頼むと、そのように優しい言い方で言ってくれるわけなんですね。そのようにすると、編集時間も節約できるのではなかろうかなというふうに思います。

この子供ニュース的な紙面刷新とAIの利用については、どのようにお考えでしょうかというのをお聞きしたいと思います。いきなり紙面を刷新するのではなく、取りあえずのテスト版というのも可能ですので、ぜひそこで文字を大きくして、それを先ほどのアンケートのようなことで返事を得るというようなことも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

各課で広報の原稿をまず作るわけですが、やはり我々は全ての情報を伝えたいというところはどうしてもあるものですから、文字数が多くなる。したがって、字が小さくなるという結果になっているのが現状でございます。

村長の答弁でもございました、冒頭に言ったと思いますけれども、やはり情報というのは皆さんに伝わって、それが理解されて行動につながっていく、そこが一番のポイントであります。

他の自治体、優良事例等見ますと、12ポイントから14ポイントぐらいで高齢者に向けた広報を作っているのが一番いいんじゃないかと言われております。

これまでの行政としては、いわゆるプッシュ型の広報としては広報はくばだけだったんですけども、LINEが入ったことによりましてプッシュ型のアイテムが一つ増えました。

したがって、今後、広報につきましては、やはり今、議員がおっしゃるように的を絞って高齢者に向けたというようなものになっていこうかと思います。

そんな中で、今、AIの活用ということでございますけれども、これまだ具体的な計画にはなっておりませんが、来年度になりますけれども、総務課の情報担当の職員のほうで、まずAIそのものの使い方、行政の中でどういうふうに使っていけばいいのかというところの勉強会を、まず自分た

ちで始めていこうというところを今企画していますので、そんな中で、AIを使って簡単になる、それは、正しい使い方と言っちゃいけないんでしょうけれども、我々にとって有効な使い方になるという中に、今のお話もぜひ入れさせていただきまして、それを事例に挙げるような形で試していければなというふうに思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） ターゲットを——ターゲットって読者ですね、を明確にして、媒体ごとにターゲットを振り分けるという方法もあるかというふうに思うんですね。

具体的にどういうことかという、先ほどから言っていますLINE関係は、こういうちっちゃな画面でも情報が十分に取れる30代から40代とかという人をターゲットにするというふうに考えますよね。

もう一つ、多言語LINEちゅうんですかね、要するに英語とか中国語とかっていう、押したらそっちのほう、OSの言語を調べ、そっちのほうへ飛ぶというやつと同じように、広報はくばを高齢者向けの専門誌にするというような考えはいかがでしょうか。

勇気を持って広報はくばを高齢者向けの専門誌と位置づけるということで、そういう割り切りも必要かと。そうすると、伝えたいことが確実に伝わる可能性が増えるというふうに考えられるわけです。

で、30代から40代のLINE向けの人は必ずしもウェブ上から情報を取っているかという、必ずしもそうではないかとも思うんですけども、それよりもそういう手立てをあまり好まない高齢者に伝えるすべ、手立てを考えると、先ほどのアンケートにもありましたように、広報はくばしかない。こっちのほうはちょっと難しいということであれば、ぜひ広報はくばを年に何回か、テスト版でも結構ですので、ぜひ、高齢者向けというので出してはどうでしょうかという、ターゲット向けのターゲットに分けた質問です。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

LINEですとか、様々な媒体が出てきている中で、将来的には恐らく今言った方向になってくるのかなというふうには思っております。

ただ、最近、総務課の中で、オリンピック当時の財政の関係で、オリンピック当時の広報をちょっと見ると、その当時の記事が非常に懐かしくて、思わず見入ってしまうというようなこともございます。

当時の広報というのは、今の広報とまた若干違いまして、村内の人を取り上げるですとか、写真もふんだんに使っていたり、非常に昔を懐かしく見るような場面もあったもんですから、そんな点も考慮しながら、今ちょうど過渡期になっていると思いますので、今後の広報ということを考えて

いければなというふうに思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） 私も前のAmazonのあれで本を買ったときに、昔の中古の本を買ったんです、読みたい本があって。それは新刊本ではなくて、それをクリックして買ったんですけど、そしたら文字がすごい小さくて、昔のやつ、単行本なんですけど、小さくて、到底読めなかったんで、今の出版社はそういうのを考えてもっと大きくすればいいのになあというふうに思います。

で、私、今65歳ですけど、眼鏡を買ったことがなく、目はいいんですよ。それでもちっちゃいなあとかって、広報はくばの文字はちっちゃいなとかと思うので、ぜひ、昔を懐かしむのもいいですけど、何とかお願いしたいというふうに思います。

続きまして、行政サイトのほうに入っていきます。お配りしている資料の下の部分、この緑色の文字があるところですけど、ここは何かというと、長野県の公式のホームページから取ったアンケートの例なんです。

これは何かというと、ページがざあところありまして、その中の下のほうにこのアンケート答えてくださいとかというのが、おまけのようについているという部分なんです。

ここに書いてあるのは、よいウェブサイトにするために皆様のご意見をお聞かせくださいと。役に立ちましたかというので、これを見た人は、1番、役に立った、普通、役に立たなかったと選ぶと。もう一つ、その下のこの情報は見つけやすかったですか。これは結構ポイントなんですけど、要するに見に来た人は、ここへたどり着きたいですか、そこまでたどり着くのに簡単に来たかどうかというのを、見つけにくかったら、あんまりもう来なくなるんですね、その後はね。

こういうのを来た人がチェックして、送信ボタンを押すと、そのページに関する情報が送信されると。また別のページに対しても送信されるというようなアンケートを取るという、こういうことはいかがでしょうかという質問です。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

我々もいろんなところを見ていると、下のほうに最後に来て、そういうのがよく書いてあるのを目にします。

現在、うちの村のホームページにはそういうところはお入りませんが、これ、委託先のところにこういったものが簡単にできるのか、まず、そんなところを問合せしたいと思います。

また、それが不可能でしたら別の方法で、そういった皆さんの思っているところを受け止めればなというふうに思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） 先ほどありましたCMSサイトというのは、そういうのを担当の人に、向こうの担当の人に言うと、はいはい、分かりましたと言って、ぱぱっとやってくれると思うので、簡単にできると思いますので、ぜひ、先ほど申し上げました、白馬村行政サイトの欠点、大きな欠点——欠点というか、欠点と言うと失礼なんですけど、探しづらいという、階層が随分深い、いろんなところまで行かないと出てこないという分ありますんで、それを実際にはどうなのかというのを、先ほどのアンケートの、「探しやすかったですか」というところで現れてくると思いますので、各ページごとにそういうのアンケートを取って、今後のホームページ、ウェブページの構造の参考にされるといいかと思います。

続きまして、PDFの話で質問させていただきます。

先ほどPDFは何で使っているかという、3つほど理由がありまして、迅速性の確保とか、システムの特長とか、あとデータが非常に大きなものがある、なかなかそれをウェブページ上で表示するのは難しいということがありまして、3つ目の、確かに何とか条例とかというやつを、それを全部一般的なホームページとかウェブページの形式で載せるというのは、確かに大変でしょうというふうに思います。

しかし、もともとの理由というか、PDFというのは今でいうと、役場でよく使われているWordとかExcelの文書から簡単に作成できて、そのままウェブページで利用できるという、これは迅速性にもつながることだと思うんですけども、実際のインターネットのルールでは、ウェブページの内容の記述にPDFというのは、世界的な話なんですけども、推奨されておらず、本来はHTMLとCSS、JavaScriptというプログラミングの方法を使う必要があるんですね。多くの方は、何じゃそれという話なんですけども、そういうものなんです。

PDFというのは、アクセシブルの点で欠点があるというふうにされていて、どういうことかという、例えばこういう表があったとして、そうすると目の見えない人がこの表を読むときには、スクリーンリーダーというソフトウェアを使うんですけども、この表は、PDFの場合、目の見えない人がこの表を読もうとしたときには、スクリーンリーダーが機能しないという欠点があるんですね。

ということはどういうことかという、目の見えない人はこのページを理解できないというようなことになるわけですね。そうすると、そのページはその人にアクセスしていないということになるんです。

これは、このPDFに逃げるというのは——逃げるといって、表示が多いというのは、国を含めて行政のホームページ、ウェブページに多く見られる、すぐPDFを使ってしまうという、逃げてしまう傾向というふうに見えてしまうんですけども、何とか是正すべきではなからうかというふうには思うんですが、いかがお考えでしょうかというのをお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

アクセシビリティの観点からもなるべくPDFは使わないで、HTML化すべきだというところは、これは言われているところでございます。

我々も、例えば一つのする仕事に当たって、まずはWordで基本的なものを作る。これをホームページに上げようと思ったときに、一手間かければいいんでしょうけれども、そうではなく、それをそのままPDFにして貼り付けてしまうというようなところが行なわれております。

今おっしゃったところは、本当に行政のホームページとしては肝になる部分ですので、村長答弁でも申し上げましたが、仮にPDFで詳細をお知らせするにしても、その上に概要等が分かるものはHTMLでつけていくというところを、ホームページの作るときの指針といいますか、そういうものを庁内のほうで共有していければなというふうに思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） 一般的な話でいうと、HTMLがどうしたとか、CSSがどうしたとか、JavaScriptがどうしたとかといっても、一般の人は、何じゃそりゃ、よう分からんなどいう話ですね。あんまりこの話、このことばっかりに固執していても仕方がないというふうに思うんですけども、私の個人的な意見で言うと、ぜひPDFは捨てるではないですけど、印刷用文書だけに限って、あと希望するのは担当の方がいらっしゃるかと思うんですけども、その人個人としての努力になると思うんですが、HTMLとかCSSとかJavaScriptを学ぼうという姿勢は必要かと思います。

なぜかという、頼んだ会社、運営会社の人の言いなりになってしまうと、あっ、ここはここまですできませんよ、そんなのとかって言いくるめられてしまうということが往々にしてあるかと思うんで、そうではなくて、いや、これはこうこうでこうなんですよとかって言うのを言えるようなことまでになれば、すばらしいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ゆっくりしゃべろうと思っていたんですが、なかなかぺらぺら早口になってしまい、非常にプレゼンテーションというのは難しいなというふうに思っております。

ユーチューブちょっと飛ばしまして、情報の管理というところへ移りたいというふうに思います。

役場の皆さんがコンピューターで使われているメールに関してなんですけど、メールの宛先に使用されるのがToとCCとBCCというのがあるんですけど、これらは情報の管理の上で非常に重要な機能なわけですね。役場の皆さんに対して、職員に対して、ToとかCCとかBCCの意味や使い分けについてどのような教育をされていますでしょうかというのを、ざっとで構いませんのでお聞きします。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

様々なこういう媒体を使うところの基本的な方針みたいなものにつきましては、課長会議等で周知を図っているところですが、事このメールに関しては、かなり前から入っているというところで、今となればもう普通にみんな使っているというようなところで、特にそのCC、BCCのところは意識していない職員もいようかと思えます。

もう一度、今おっしゃって私もふっと思ったんですけども、その点のところもう一度立ち返って、改めてそれも含めた中で周知を図っていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） もう御存じかと思うんですけど、当然のことながら、ToとCCというのはもう意味が全く異なってきますので、ぜひ基本に立ち返って、もう一度皆さんに、使われる皆さんにこういう使い方をするんですよということを教えていただければというふうに思います。

もう一つ、公式LINE、LINEの話なんですけども、この村の公式LINEというのは、細かな情報をそのときそのときのタイミングで伝えてくれて、非常に私も使っているんですけども、優れた情報発信ツールだというふうに思います。

一方、本体のLINEのほうは、個人情報とか機密情報について、前に情報が漏れたとかっていう問題があって、国のほうでもちょっと問題になったんですけども、このLINE本体が個人情報などをきちんと管理しているのかという、何ていうんですかね、疑問が付きまとうという会社なんです。

LINEを使って、例えば、村民がワクチン接種とか、何たら給付金とかっていうのを申込みを行なうことができるようになっていんですけども、その中で個人情報はどのように管理され、安全が保たれているのでしょうか。村民の皆さんが安心、これを御覧の、このユーテレで御覧の村民の皆さんが安心できるためにもお聞きしたいというふうに思います。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

ちょうど、うちの村がLINEをリリースする頃でしたかね、そのようなことが報道されまして、我々も非常にそのところを心配に思ったこともあったんですけども、その後委託している会社等の方針等聞きまして、これは二重に管理されていると、個人情報については管理されているというところが確認できましたので、今現在使っているところです。

我々の運用上は、特に個人情報というのはLINEに限らず全てのことでありますけれども、LINEに流す情報も分野別に流す情報と一斉に流す情報、そういったところを庁内で明文化したものをつくって取組を行ったり、一斉に流すものについては総務課長決裁になっておりますし、個別のものについては課長決裁を受けて流す、そういう庁内でできる運用につきましては、庁内で明文化して周知を図っているというところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） LINEは2011年の大震災のときにばあっと一遍に一度にがあっと広まって、それからみんな使うようになったというふうに言われています。私も、先程情報漏れとかって聞いていたので、あまり使うのは嫌だなと思ったんですけども、みんなが使っているの、その中で自分だけが使わないと自分のところに話が回ってこないということがありますので、仕方がなく使い始めたというところがあるんですけども、LINEを使っているのは日本だけで、よその国はあまり使ってないです。LINEが今どういうことになっているかという、抜けられなくて困っているというので、すごい若い人はもう使っていない。30代ぐらい以降が使っているというふうに言われていますんで、LINEはそういうちょっと怪しいというところを気に留めていただければというふうに思います。

続いて、SNS、お配りした資料の下のほうに入っている、いわゆるSNSと言われるInstagram、フェイスブック、X（旧ツイッター）とかというのに関してなんですけども、この前新聞を読んでいたら、木曾町では、来年度の予算の話なんですけども、情報発信力の強化施策として「ハッシュタグ木曾ひろめ隊」というのを始めるそうです。これは新聞からの情報なんですけども、民間企業からノウハウを学んで職員が積極的に情報伝達を行ない、SNSを通して町の事業情報などを発信するというものようです。これを読んだ限り、さほど斬新なものだとは思えないんですけども、木曾町の場合は来年度の予算の中でこれをしっかりと取っているということで、気合が入っているなというふうに思います。

一方、白馬村で、自分で調べたところですけど、フェイスブックとかInstagramとかX（旧ツイッター）って、何でもかんでも手を広げて、ある時期に流行った時期があって、うちもやらねばとかいうことではあっとやられ始めたかというふうに思うんですけども、何でもかんでも手を広げて、その挙げ句、結局は中途半端になっているような感じがあるんで、ここで勇気を持って一度撤退、止めて、きちんとした戦略を立てて出直しませんかということに関して見解を伺いたいというふうに思います。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

私もかねがね思っていたのが、こういった情報発信とか広報というのは戦略的にやらなきゃいけないというふうに思っておりまして、戦略的広報をするにはそういった広報の指針、広聴ということですかね、そういった指針みたいなものが村にあればいいのかなというふうに思っていたんですが、なかなかそこに手が回らなくて、今現在もつくっていないところです。例えば、今年になってInstagramを新しくまたつくったというところも、これは、中学生でしたかね、のほうから、今はもうフェイスブック私たちは見ないんだよと、今はもう私たちはInstagramでDMというんで

すかね、そんなこともしているというようなところでつくったというようなこともあります。今現在、あらゆるものに手を出すというのは村民性なのか役場の体質かよく分からないですけども、取りあえずやってみようという気持ちが非常に強いです。

今後、今、議員のおっしゃったとおり、そういった整理、また、私が申し上げたそういった方針をつくる中で、そういったものの整理ができればなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうからの補足というところで、考え方も含めてなんですが、白馬村の場合、ほかの自治体と大きく異なるのが、観光局主導でやっておりましたSNS、特にフェイスブックが15万人という非常に多くのフォロワー持っていて、住民に対するフォロワー数でいうと日本一多いというようなときが、今もそうなんですかね、ありまして、いわゆる観光客向けに発信する情報と村民向けに発信する情報というのをうまく分けなくてはいけないんですけども、そこら辺が明確でないままに来ていた背景がある中で、村として発信している情報を我々としては重視してやっているんですが、例えば先ほどのユーチューブで申しまして、あまり観光客の方が見られていないというようなお言葉が議員からありましたが、実際に私たちとしては行政サイトでユーチューブを上げているけれども、それをもし観光客向けに見せるようであれば、局が持っているSNSのほうでシェアしていただくとビューは増えていくのかなというふうに思うんですけども、そこら辺の整理がきちんとなされないままに来てる背景もありますので、そこも含めて在り方というのを検討していきたいなというふうに再度思っているところです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） ここで私が取り上げているのは、行政関係のフェイスブックなり何なりということで、観光局、観光局周りのことというのは取り上げていないというふうにお考えください。

で、ターゲットですよね。要するに誰をターゲットするのかということですよ。ユーチューブの話でいうと、じゃあ、村民をターゲットにするのにユーチューブが要するのかという話ですよ。それなら、先ほど申し上げた広報はくばの文字を大きくする方がよほど伝わりやすいというふうに思います。

ところが、どうしようかな。ユーチューブの話に入ります。媒体を考えると、私も仕事でマーケティングとかというのをやっていたので、すぐ考えるのはターゲットなんです。これは誰をターゲットにしたものなのかと、そのためには、じゃ、この人に伝えるにはどういうことをすりゃいいのかというのを戦略的に、戦略を考えて戦術を考えてというのを順番に落とし込んでいくわけですけども、何が言いたいのかちょっと忘れてきましたが、要するに誰に向けるのかということですよ。ユーチューブの場合は誰に向けるのかというと、論理的には世界中に向けられるわけですよ。イスラエルの人にもイラクの人にも向けられるということですよ。とはいえ、実際見てほし

いのは村民なわけですよ。ここで入ります。あまり長くしゃべるとイエローカードが来ますんで、早く行きたいと思います。

村の発信力を考えた場合、ユーチューブの話です。村の発信力というのを考えた場合、丸山村長は発信力を高めるための武器になるというふうに思うんですね。会社員時代に上司は、村長は私の上司ではないですけど、上司は販促物として使えというのを言われたことがありまして、そんなようなことになるかと思います。比較的若くて語れる村長はそんなにいないと、全国探してもそんなにいないと思います。

そこで、幾つかユーチューブチャンネルというのを、活用ネタを考えました。ここからちょっと飛ばしますんでお願いします。ネタですね、ユーチューブチャンネルのネタ。

白馬散歩。村長が電動自転車に乗って、神社とかあまり有名ではないが知ると面白い場所やそこにちなんだ物語などを紹介するという15分程度のユーチューブチャンネルの動画ですね。例えば雪女の話とか、神話とか昔話とか神社とか、あと古いお城の跡とか、いろんなネタが白馬村に多くあるというふうに思います。こういう文化的なことが、文化財とか私は大好きなもので、こんなことは思いつきました。

あと、砂防ダムツアー。これは結構前に村で、役場で企画されて、それに私も参加したんですけど、こんなことになっているのかというのが非常に面白くて、そこからの思い起こしネタです。村内各地、山奥深くにある砂防ダムを一つずつ訪れるという動画です。これには冒険要素とか山歩き要素とかというのがあって、実は動画向きで非常に面白いと、そんなの面白いのとかって思われるかもしれないんですけども、実は面白いんですね。砂防マニアという変わった人も世の中には存在するらしいです。

あとですね……

議長（太田伸子君） 永井議員。

第4番（永井勝則君） はい。すいません。

議長（太田伸子君） 質問のほうに入ってください。

第4番（永井勝則君） 出ました。どうしようかな。実は前回も同じ失敗をしております、私はここで何だよちゅうことになって終わってしまったんですけども、こういうアイデア出しをざっくばらんにできる機会を設けると、面白いユーチューブ動画のアイデアが出ると思うんですが、いかがでしょうかというのが質問の内容です。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 非常に興味深いアイデアをいただいてありがとうございます。いわゆる首長がPRをするというのは仕事の一つだというふうに私も感じておりますし、私も可能な限り、そういったところで自分の持っている能力等を活用してできるのであればというところがありまして、以前は「首長と〇〇やってみた」というところのユーチューブに出させていただいて、一月足らず

で10万回ぐらいおかげさまでいった部分があるんですけども、一方で本当に今、白馬村注目されているようなところがありまして、特に冬場はインバウンドの増加が今、全国的には少しネガティブニュースにもなりやすいというところがありまして、私も意図せずネガティブな切り取りをされることも多いという実態があるというふうに感じております。ですので、先ほど永井議員のご質問の中にもあったんですけども、発信による炎上リスクというのも非常に危惧しているところがございます。そういったところもあって、特に冬場ですとか、観光情報などは観光大使を活用するのも一つの方法だなというふうなこともありまして、今回そういった形を取らせていただきました。

でも今、一方で永井議員おっしゃるように、首長自らがPRしたり、より住民に伝えたいことですとかを率先して発信することは非常にいいことだと思いますので、リスクはきちんと回避した上で、積極的にそういった活動にも取り組んでいきたいという意味は、私自身はございますので、そういった中でのアイデアをたくさん募集する機会といったところもぜひ考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。永井議員の質問時間は答弁も含め、あと3分40秒です。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） 最初には村長が発信力があるというふうに申し上げたんですけども、ユーチューブの今、先ほど申し上げたものは、必ずしも村長ではなくて、白馬村にゆえんのある方でもいいというふうに思います。とにかく大炎上すると、市長が出てそこで大炎上すると、何だということに、すごい逆効果になりますので、あまりよろしくないわけですね。ネタは、ネタというか、すごいことを考えなくても割とその場にその辺に転がっているもので十分なわけですね。あと、カメラはどのこうのと、編集はどのこうのという話もあったんですけども、実はiPhoneで十分なんですよ。iPhoneはすばらしいカメラなんで、編集もそんなに難しくない。アプリでペペってやりやできるというものです。あまり構えないで取り組んでいくという態度がよろしいかというふうに思います。

時間もないので、次回お会いすることを楽しみにしまして、これで終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第4番永井勝則議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2番太田学議員の一般質問を許します。第2番太田学議員。

第2番（太田学君） 2番太田学です。

まず、一般質問とは、行政の考え方や判断の前提を明らかにするための重要な機会であると私は考えております。同時に、その問いの立て方や論点の整理の仕方を通じて、質問する側の姿勢や資質もまた議会内外から見られているものだと思います。その上で、限られた時間と行政資源を踏まえ、必要な論点を的確に示し、次につながる議論を残すことが重要であると考えています。

なお、今回の私の質問に関連して、公共施設等総合管理計画や独自財源の考え方については、前日の同僚議員の質問でも触れられているところではあります。私としては庁舎管理という観点から、改めて確認させていただきたいと思います。

本日は、将来の結論を今ここで求めるわけではなく、今後の行政運営に向けた姿勢を確認する一つの切り口として、庁舎の管理と将来に向けた整備の在り方について伺いたいと思います。

さて、役場本庁舎であります。昭和54年に建設され、築47年が経過しています。平成28年度には耐震改修が実施され、また令和5年度には空調設備がヒートポンプ方式へ更新されるなど、安全性や省エネルギーへの取組が進められています。これらの取組は評価するべきものであると考えています。

一方で、庁舎内では、床材の摩耗や壁面の損傷、配線の複雑化など、経年による劣化が見受けられます。耐震改修は地震時の倒壊を防ぐことを目的としたものであり、建物の骨組みそのものの劣化がどの程度進んでいるかは別の問題であると理解しております。

鉄筋コンクリート造の建物では、長年の使用によりコンクリートが本来持っている性質が徐々に変化し、内部の鉄筋が傷みやすくなる現象が起こるとされています。築40年から50年程度でこうした影響が現れ始める例も多いとされています。そこでお伺いします。

1つ目、現庁舎について、建物の骨組み部分がどの程度劣化しているかを確認するための調査、いわゆるコンクリートの劣化状況を確認する調査や、構造体全体の状態を把握する診断は実施されていますでしょうか。実施している場合、その結果をどのように評価しているのかをお伺いいたします。

2つ目、平成28年度の耐震改修を、現庁舎を今後どの程度の期間使用する想定で管理しているのかをお伺いします。

3つ目、電気設備や配線設備について、老朽化の状況や安全面のリスクをどのように把握し、更新計画を整理しているのかをお伺いします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 太田学議員からは、庁舎の長寿命化と段階的整備方針について3項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の現庁舎におけるコンクリートの劣化状況を確認する調査や、構造体全体の状態を把握する診断は実施しているか。実施している場合、その結果をどう評価しているかについてお答

えします。

現在の庁舎は、昭和54年に建築した施設で、平成26年度に耐震診断を行ない、その中でコンクリート高圧縮試験を行ないました。コンクリートの強度や圧力・応力を表す補正圧縮強度は、設計基準を満たしていることを確認しております。コンクリート建造物の耐久性を確認するための中性化試験の結果は、鉄筋を覆っているコンクリートの厚さの状態から、鉄筋への影響はないと判断されました。

建物の一部が不均一に沈み込む不同沈下について、建物の床や外周の高さを測り、建物の傾きを特定する調査では、各階ごとの計測値のばらつき状況から判断し、不同沈下の傾向はないものとされております。また、建物の主要な柱や外壁がどの程度傾いているかを測る柱傾斜量測定でも、傾斜傾向は見られませんでした。

構造物全体も耐震診断基準に基づき診断を行ないました。診断結果は、鉄筋コンクリート造の地下1階・地上3階建ての柱とはりをも強固に接合したラーメン構造に、鉄筋コンクリートの耐震壁を組み込んだ構造であり、東西方向は1階を除いて各階とも強度指標が高く、構造耐震判定指標を上回る結果でした。南北方向では1・2階を除いて各階とも強度指標が高く、構造耐震判定指標を上回っております。

以上のことから、現庁舎は、東西方向の1階及び南北方向の1・2階において補強が必要という結果が出たものであります。また、現地調査結果においては不同沈下の傾向はありませんでしたが、1階外壁に多数のひび割れが見られたので、耐震性能を評価する指標は低減する結果となりました。

これらの結果の評価であります。診断結果は妥当なものと判断し、平成28年度に庁舎の耐震改修工事を実施しております。補強方法は、鉄骨の筋交いを設置し、RC造耐震壁の増設及び危険性の高い柱を解消することにより、強度抵抗型の補強を行ない、体力が向上し、構造耐震判定指標を満たしていることが確認されました。

そのほかにも、煙突は上部を切断し、高さを短くすることで安全性を確認し、正面玄関の車寄せの骨組みの構造耐震指標は、柱を根巻き補強することにより構造耐震判定指標を満たしております。擁壁は上部をRC張りにより本体と接合することにより安全性を確認し、高架水槽は補強することにより地震荷重に対して転倒する危険性がなくなりました。ひび割れ箇所は幅0.2ミリメートル以上の箇所について実施したものであります。

つまり、古い建物ではありますが、適正な検査をして、その結果、必要な補強を施し、安全を確保したという内容でございます。

次に、2点目の平成28年度の耐震改修後、現庁舎を今後どの程度の期間使用する想定で管理しているかとのご質問ですが、白馬村公共施設等総合管理計画では現庁舎は昭和54年に建築された施設であることから、主要建物耐用年数到来年度は令和11年度になっております。しかしながら、公共施設等の将来の更新費用の試算結果から、そのための財源が不足していることは明確

でございます。

一方、白馬村公共施設再編整備計画では、個別施設計画における村全体の施設整備負担額は年間で約4.5億円を基本として平準化を図っていく旨が示されています。再編整備計画には、耐用年数の超過や到来によって建て替えや大規模改修が必要になる施設は、他の既存施設の状態等を考慮しながら、今ある施設を可能な限り有効活用するともあり、令和11年度といえ、長寿命化を図っている両小学校の更新時期が到来する頃となり、更新の機会を見据えて計画的な財政準備を推進し、万全の体制を整える必要があります。

一般的に鉄筋コンクリート建物は、耐震工事や大規模修繕といった適切なメンテナンスを行なえば寿命は70年から100年以上とされていますので、小学校や他の公共施設の状態等も考慮した上で、現段階では今後30年以上は使用する想定をしているところであります。

最後に、3点目の電気設備や配線設備について、老朽化の状況や安全面のリスクをどのように把握し、更新計画を整理しているか、とのご質問についてですが、公共施設等総合管理計画における基本方針を基に、個別具体的な実施計画となる公共施設個別施設計画を施設ごとに策定することを定めており、役場庁舎を含む総務課所管の施設については、総務課所管施設長寿命課計画を策定しています。この計画は、各所管施設を適正に改修または建て替えを図るため、各施設間で優先順位を設定し、それに要するコストの削減と平準化を図り、もって施設の長寿命化を図ることを目的としております。

この長寿命化計画では、施設の状態について、内部仕上げ、電気設備、機械設備といった部位ごとに劣化状況を評価する「劣化状況調査表」を使用して、現地調査によりその状況を把握しております。

さらに具体的な更新計画については、対策の優先順位と個別施設の状態等を踏まえ、長期的な視点で優先順位をつけ、施設整備に係る負担額を平準化して計画的に改修・更新していくために、総務課施設実施計画を作成し、令和14年度までの各施設の改修内容と改修予定年度を整理しております。

以上、太田学議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 今後30年は使いたいというお答えをいただきまして、昭和54年建設ということで、くしくも私の生まれた年と同じということで身近には感じておるんですけども、あと30年後といえますと、私が生きて見ることができるのかどうかというところではございます。

まず、庁舎というのは防災拠点でもあり、村政運営の中核でもあるわけです。同時に多くの職員が日々勤務する職場でもあります。職員もまた村民でありまして、安全で適切な環境の下で業務に従事できることは当然に確保されるべきものであると考えております。こうした職場環境の質というのは結果としては行政サービスの質にも影響するという考えの下、再質問させていただきたいと

思います。

公共施設等総合管理計画と第2期の白馬村公共施設再編整備計画は、私のほうでも目を通していただんですけども、総務課の所管施設のほうの資料に関してはちょっと調査能力が不足しておりますので、手に入れることができなかつたものですから、そこは改修の物差しなんかはそこで決められていると、明文化されているというように理解させていただきます。

建て替えをしない間の管理方針、つまり今後30年の方針についてなんですけれども、その間にか安全に合理的に使い切れるのかという管理の考え方の重要性についてお聞きしたいと思います。

今後、先ほど申し上げていました30年というのをベースにお話していくんですけども、最低限どの水準を維持していくのか。どの部分を更新しどの部分を割り切っていくのか。建て替えをしない間の管理方針というのがまず整理されているのかということをお聞きしたいです。例えるならば、今現庁舎でいうと、内壁のほうではテープの貼り跡なんかは相当目立つような状態にもなっています。例えばこの壁を塗り替える計画とか、あとは入り口の玄関ホール入っていただくと、北側にレリーフ、大きなものがあるんですけども、こういったものも壁にいろんな展示物置いてしまうと、ちょっとあるのかどうかがよく分からないような状態になっていて、せっかくの施設の価値というのが十分に発揮できていないのではないかとことも思ひまして、一例で構いませんので、今後30年でそういった方針というのがあるのかどうかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

ただいまのご質問でございますけれども、庁舎の管理水準、それと30年間は使っていくという考えをお示ししまして、それに伴います維持の管理の方針、こういったことかと思ひます。壁の貼り跡ですとかそういうことの前に、まず我々が思っているところ、大きくは2つの視点がございませう。

1つ目としましては、安全あるいは防災機能の確保から、最低限保持しなければならない水準というところがございます。庁舎につきましては、災害時には災害の対策本部が置かれるということもございませう。それに伴ひまして、当然のことながら構造躯体の健全性ですとか、耐震性の維持、あるいは電気とか給排水のライフライン機能、また、非常用電源の装置、こういったものについては優先的に点検あるいは更新をしていかなければならないというふうには思っているところでございます。

それとまた2つ目としては、計画的な更新を行なっていくというところがございます。こちらにつきましては、30年ということでございますけれども、今後10年あるいは20年、そういったスパンで、例えば受変電設備ですとか、屋上の防水、また外壁の改修、こういった建物の寿命に大きく影響するような部分、こういったものは計画的に修繕・改修等をしていかなければならないと、いわゆる事後保全ということではなくて、予防保全、こういった維持管理に努められるかなというところがございます。

こういった中で、じゃあどのようにそれを具現化していくかというところでございますけれども、総務課所管の個別施設計画、長寿命化計画というのがございます。こちらでは、村長答弁にありましたとおり、現在令和14年度までの更新を定めているというところでございます。その中で、先ほど議員のほうからご指摘があった壁の貼り跡、あと玄関のところの貼ってあるものですね、こういったところも踏まえまして、お金がかからないものはその計画には載らないわけですけども、そういうものも含めた中で考えていければなというふうに思っているところです。

庁舎というのは単なる建物ということではなくて、先ほど議員もおっしゃいましたけども、住民サービス、あと防災の拠点ということになっておりますので、安全性とあと財政の合理性、そんなところを勘案しながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 庁舎の今後の整備方針については、今お伺いした限りであれば総務課内でもんでから出しているようなことだと思うんですけども、そういった整備方針を議論する有識者なんかを含めた正式な場というものや、どういった段階で整備方針を決めているかの行程というのは、現時点で総務課以外の場所というのは想定されているかどうかをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

議員のご質問にもございましたが、この白馬の公共施設等総合管理計画、この中で各課所管の建物については、個別の施設計画をつくりなさいというふうになっております。現在、例えば、村のホームページのほうでも、道路ですとか橋梁の関係、あるいは教育委員会のほうでは小中学校の関係、こういったものを長寿命化計画というものを出してございますけれども、職員がいろいろな参考文献等を参考にして手作りで作ったもの、あるいはコンサル等のほうに調査等お願いしてつくるもの等ございます。それは各課所管の施設等によってまちまちでございます。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 総合管理計画に基づいて決めていただいているということで、そこに異論を挟む余地はもちろんございませんので、適正にそこは進めていただきたいという気持ちを持っております。

続いて、庁舎の建て替えを含めた大規模更新というのはすぐには判断できないものであるとは理解しております。しかしながら、同規模自治体の近隣の事例を見ますと、庁舎更新というのはおおむね20億円程度の事業規模となっているケースが多くて、将来的に大きな財政判断を伴う事業になると考えています。もちろん30年後ですので、庁舎の規模が今と同じようなものであるかどうかというのも含めての話にはなってくるとは思います。現時点では、具体的なこの年に建て替える

という時期を定めないとしても、将来の庁舎更新に備えた基金の積立てなどの具体的な、かつ段階的である財政的備えについて検討する考えはあるかをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、庁舎の建て替えという部分での基金の質問に対してお答えいたします。

昨日も類似の答弁を村長のほうから申し上げておりますが、今回の質問でいくと、将来的にというお話でありました。現時点での特定目的基金については考えていないというのは昨日の村長の答弁にもありましたが、将来的にという部分で答弁を申し上げますと、昨日来、特定した施設としての基金という質問ありましたが、今後将来を見据えたときに、他の自治体でもやっております、いわゆる公共施設の整備基金、いわゆる管理している施設備、これ当然のことながら老朽化の度合いというのも思っている以上に進むものもあれば、先ほどの耐震化で先送りするというものもあると思いますけども、そういう公共施設全体に使える基金の在り方というのは、研究する部分はあるのかなというふうには今のご質問に対して思いました。

ただ、現時点でそれができるかといいますと、昨日の答弁にもありますとおり、自治体というのは会計年度独立の原則という予算の立てつけがありますので、現年度における予算の圧迫であるとか、そういう部分も考慮しなければなりませんので、今後に向けてという考えであれば、公共施設全体を網羅するような基金、これについては長いスパンで考えるものも必要かなというところで、これについては検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 基金の性質についてはまさにおっしゃっていただいたとおりであると思っております。庁舎建て替えだけの基金というのはあまり現実的ではなく、30年後に使うだけの貯金を今から貯めるというのは、あまり先の話過ぎて理解ができないのかとは思いますが、仮に公共施設全般に使えるような基金であったとしても、地方自治法的にはそのぐらいの目的であれば基金積み立てることは可能であると思うんですけども、例えば今から積み立てておかないと、今庁舎建て替えだけを例に取っていますけども、今現時点で20億円の建物が、例えば30年後には、もちろん建築費のインフレというのがありますので、大体30億円ぐらい、今のペースでいくとなってしまうということで、年間4,000万円ぐらい積み立てていかないと、30年後の12億円程度の基金にはなるんですけども、計算すると、建て替えには踏み切れないんじゃないかという考えもあります。もちろん基金として積み立てるといのは現金というか国債なんかでもあると思うんですけども、あまり投機的な積立てはできないので、もちろんご存じかとは思いますが、そのインフレ分の目減りももちろんありますので、今から少しずつでもほかの施設にも使えるような基金というのを考えていただければなどは思っております。

それで、副村長からも今お伺いしたように、現年度の財源というか、見れば、貯めるお金ないんじゃないかというお気持ちも分かるんではありますけれども、国庫補助や起債というだけに頼るものではなくて、村としても独自に確保できる財源というのを幅広く検討していく必要があると考えています。自治体というのは会社ではないので、もう商売をして黒字を出せということではないんですけれども、もう少し金額としては微々たるものだとしても、プラスになるようなことというのを考えていく時期なのかなとは思っています。

独自財源の確保というのは、ふるさと納税に依拠しているようなものだけではなくて、具体的なものを検討することというのが重要であると思っております。一つ例に取るのであれば、今、役場の駐車場というのは無料で利用していただいているのが前提になっていて、こういったものを例えば有料化して、少しでもお金を集めるという言い方はちょっとあれなんですけれども、そういうのが検討対象としていたりするかお伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

役場の駐車場につきましては、当然役場内に来られる方が使っていただくというものですけれども、目的外使用ですとか夜間の放置ですとか、そういうこともあるので、ある意味ゲートを造って有料なり、チケットを窓口でもらってやるというような方法は非常にいいのかなというふうに思っております。

これも昨日、村長答弁でも申し上げましたけれども、これからはそういった従来の発想にとらわれずに、様々な視点あるいは手段でそういった財源確保を設置していくというのが、これは財政担当課だけではなくて、全職員が持たなければならない発想だと思います。

この役場の駐車場も、例えば保健福祉ふれあいセンターと同じ駐車場を兼ねているということで、予防接種や検診に来る方が不便になるのではないのかなというように考えると、なかなかそれがテーブルにのってこなかったというのが今までの実態でございます。これからは、できないことはできないということではなくて、できるようにするにはどうすればいいのかなと、そんなような発想の展開も含めて、職員全員がそんなことを考えられるような体制にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 例えば、今申し上げた役場の駐車場の有料化について、正式に検討の俎上にのせるというお考えは、今時点でおありでしょうか。お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 具体的にピンポイントで役場の駐車場有料化ということでございますけれども、今現在ございません。それよりも先に、職員が駐車場を使っていて駐車スペースが少ない

と、そちらのほうは今問題になっておりまして、それは検討していくというところで決めております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 今、駐車場だけの話としてお伺いはしたんですけれども、あらゆる方面において稼ぐ姿勢というのをもう少し出してほしい。例えば、どの課になるか分からないんですけれども、自動車の臨時運行に対する仮ナンバーなんかも、これはプレートを貸すだけでお金が入ってくるという、簡単に言えばそうなんですけれども、こういったものもご検討いただければ助かるかなと思います。もちろん職員の仕事の一つそれで増えるということではあります、住民票を1通300円で出しているところを、プレートを貸せば1,000円、1,500円、これも一つ変わってくるのではないのかなと私は考えております。

続いて、第2期の公共施設再編整備計画、これは私もちょっと印刷だけはして持ってきたんですけれども、公共施設の縮減について主に触れられていて、もちろん今ある設備を使うのと、民間に委託というか、渡せるものはどんどん渡していく。役場の持っているものを減らして管理に対するコストを下げていくというのが大前提にはなっているんですけれども、こちらに関しては庁舎というのは全く入っていないくて、縮減の対象にはなっていないということなんですよね。これというのはもう、庁舎の規模というのは依然としてこのままのつもりで考えて、建て替えまで進んでいくというふうに捉えていいんでしょうか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

この再編整備計画につきましては、総合管理計画が2045年度、30年の間に15%削減しようというそもそもの計画がございまして、その計画を、その30年後に15%を達成するために、5年ごとに再編整備計画を立てているというものでございます。今、議員のおっしゃるとおり、現在は第2次ということになっておりまして、こちらは令和3年度から令和7年度の5年間というものでございます。

この計画を見ていただけますと、役場の庁舎というのは表の中には入っているんですね。ですけれども、縮減はしない。すなわち、元になっている総合管理計画、30年後を見た中で、役場の庁舎は1つ、30年後も1つ、床面積も全く同じ面積を建てているということで、役場庁舎につきましては統合なり廃止なり更新なり、そういったことはこの30年間の間には考えていないということでございます。したがって、この5年間の中でも動きはなく、考えていないという結論でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） いわゆる30年後もこの庁舎のままいくというのがここで定義されているとすれば、将来的な庁舎の将来像というのがあると思うんですよ。例えば30年後にはもう議会のこの部屋がなくなって、全員オンラインでやっているんじゃないかとか、そういった未来像というのがあると思うんですね。そういうのを議論していく枠組みというのを今後、その枠組み自体を考えることがあるのか。例えばあるとしたらどの時期に、10年後にやりたいとか、そういうものは漠然とでもいいのでお考えがあればお示しいただきたいんですけれどもどうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 私の感覚からいいますと、例えば役場の地下に書類保管庫、書庫がございました。もういっぱいになってきて、これ以上書類が増える、要は年度を超す度に書類が増えてくる、これどうするんだろうというふうに思ったところ、ペーパーレスの時代に入ってきて、新しくできる書類がだんだん少なくなってきて、5年保存、10年保存といった書類が破棄できる、今だんだん書庫が空いてきていると、そんなような時代の変化に伴うこともございます。30年後のことですので、みんなでそういった夢を語るってことは非常にいいことだと思うんですけども、具体的にじゃあどんな建物にしていこうというところをみんなでテーブルに上げて議論するのは、もうちょっと先、少なくとも財政見通しがついて10年以内ぐらいに入ったところというところがベストなタイミングかなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 30年後ということで、今いる職員の方たち、例えば今一生懸命働いてもらっている30代くらいの方がいよいよ建て替えの頃に直面する問題ではありますので、10年先だから、20年先だからとは言わずに、今から、先ほどちょっと基金を例にはしましたけれども、少しずつ前進させていただいて次の世代に渡す、ここまでやったんだから頑張ってもらいたいということではないと、多分、今、下で聞いている職員の方も、いや、定年までここかみたいない気持ち、もしかしたらあるかもしれないし、国際観光都市として売り出すに当たって、例えば季節労働のために住民登録にしに来た外国人の方たちなんか、役場に訪れるわけですよ。それでまたこういった役場を見て、随分と年季が入っているところでお迎えするに当たってのしつらえというか、そういったものも少し気をつける、気をつけるという言い方おかしいですけども、前向きに考えていただきたいなと思います。これからまた新入職員なんか入ってくると思いますけれども、今の新しい世代からしたら、こういった昭和のときに建てられた建物、なかなか使ったこともない人たちもいるかもしれないですね。例えば、例には取ると、トイレなんかは随分もう老朽化はされているわけです。このあたりを中心に整備を進めていただきたいと思うんですけれども、そういったところのお考えを少し聞かせていただければと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 先ほど来お答えします総務課の長寿命化計画、これに基づいて今改修を進めているところです。

まず最初に、屋上の防水工事、これは行ないました。実施計画上では本当は令和7年度に外壁の塗装を行なうという予定でございましたけれども、それを先送りまして、令和8年度に先にトイレの改修、これはやはり外から来る方の要望も非常に強い、また掃除も非常にしにくくなっている、臭いもきついというようなことがあって、これを令和8年度に庁舎、多目的ホール、全ての改修を行ないたいと思います。予定では、その次の年、令和9年度に外壁の改修というようなことになっております。

また、今現在庁舎のほうに入ってもらいますと、住民課のところが大分狭い、あるいは通路ですかね、お客様が通る通路も非常に狭い、窓口のカウンターにお客さんがいると、後ろを通るのが通りにくいというような状態になっております。これもペーパーレス化に伴いまして、今各課にはキャビネットがずっと並んでいるわけですが、だんだんこういったキャビネットも取れてくると思いますので、それによってカウンターを広くしたりというようなことはできるかと思えます。これは大規模な改修ではなくて、ちょっとした工夫でできることですので、そういったことは率先して努めていきたいというふうに思っております。

したがいまして、大きな改修につきましては、トイレ、あと外壁の改修、これが待っていると。あと細かなところでは防災設備ですとか、今年令和7年度は電話の設備を改修しました。そんなところも計画にはのっているというところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 改修に当たってのグランドラインというか道筋というのはしっかりと決めていただいているとは思いますが、有利な補助金があるからとか、有利に起債できるからだけでは進めたりはしないように、ぜひ私も議会のほうでも見ていきたいですし、もちろんそういった補助金ありきだとしても、実際は全額補助というのはまずないわけですから、それはお金を使うことには変わりはないので、より住民と職員にしっかりと顔向けできるような施設を目指して整備していただきたいと思います。

本日は、施設の管理と今後の整備の考え方についてのお伺いございました。今回の質問では、庁舎は当面使い続ける前提に立ったときに、どういった考えで管理し、将来に向けてどのような準備を進めていくのか、その整理の方向性を確認することに主眼を置いております。また、本日は庁舎を例に取りましたけれども、ほかの公共施設全般についても同様のことが言えるとは思いますが、この庁舎に限らず、全体を見通した上で当てはめていただければと思います。

例えば、本庁舎建設当時は、エレベーターのシャフトだけが造られていて中身が入ってなかったんですよね。これってというのはいずれバリアフリーになるだろうから、今はエレベーターが必要な

いということで、先には造らなかつた。後ほどエレベーターの中身だけ入れている。こういった将来を見通すようなつくりというか、姿勢というのを今後も必要とされているんじゃないかと私は考えます。

3月議会は新年度予算を審議する重要な時期でありまして、そうした中で、本日のやり取りが直接の結論というのを出すためではなくて、今後の予算編成や中長期的な行政運営を考える上での前提整理として位置づけられることを期待はしております。今日の議論をきっかけにしまして、庁舎整備や公共施設全体の在り方について、今後さらに具体的な検討が進むことを期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第2番太田学議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時50分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第8番伊藤まゆみ議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 8番伊藤まゆみです。本日の信濃毎日新聞の一面に、旧統一協会に解散命令という記事がありました。

これがあつたから、衆議院議員の選挙を早めたのかなあなんて思っていました。

その衆議院選挙でございますが、2月8日の結果で、自民党が改憲に必要な310議席以上を単独で占めるという結果が、今後の日本にもたらすことの大きさのみならず、アメリカがイランに空爆を行ない、戦争を仕掛けるという世界中を揺るがすことがここ1か月の間に起きております。

御存じと思いますが、日本はホルムズ海峡を通過して石油を輸入しており、その輸入量は90%を占めていると言われております。

日本郵船、商船三井、川崎汽船の海運大手3社は、ホルムズ海峡の航行の停止を決めていると、2日前のヤフーニュースにありました。

石油を自国でまかなえない、中国やインドのように陸続きでパイプラインを通すこともできない、そんな島国の今後は、この状況を中東で起こっていることだと、対岸の火事のごとく済ませられる状況ではありません。

これを受け、早速、株式市場は反応を示し、株価は1,500円安となり、原油の高騰リスクは高まり、為替では1ドル165円、最悪200円になるというシナリオがあるとのこととあります。

当然、これを受ける形で物流コストが上がり、食料品も値上がりするという悪循環になり、ますます住民の暮らしは厳しくなると予測されます。

そればかりか、さらなる円安で、ますます日本の土地は外国市場に買われてしまう。

今回の質問は、まだ先で時間があるとばかり思っていた有事を想定したものでありますが、それ

に代わるもっと大きな危機が下手をすると襲っており、私たちの住むこの村は、外国と直接つながっているだけに、本当に腹をくくってやらなければいけない。下手をすると、存続に関わるほど大切な時期ではないか、そのように私は見ております。

そこで本日は、大きく3つの項目でお尋ねしたいと思います。

まず、1つ目であります人口減少についてです。

1月30日、長野県の企画振興部は、毎月人口移動調査に基づく2025年中の長野県の年間人口増減数、こちらは添付資料の①でございます。そちらを参照していただければと思います。を公表いたしました。

それによると、当村の2026年1月1日の総人口は9,712と、2025年1月1日の9,486を226に上回る数になっております。

しかし、内訳では、日本人の自然増減がマイナス82、社会増減がマイナス166の計マイナス248。対して外国人は、自然増減プラス1、社会増減数プラス473の計474の増となっております。

このことを踏まえ、以下のことについてお伺いいたします。

この日本人の社会減を食い止める施策は、第6次総合計画のどこに当たるのかを伺いたしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 伊藤議員からは、人口減少につきまして、日本人の社会減を食い止める施策は、第6次総合計画のどこに当たるのかとのご質問を頂きましたので、ご答弁いたします。

第6次総合計画におきまして、人口に関する指標や施策として日本人、外国人を区別して扱っている部分はありませんが、社会減を抑制する直接的な施策としましては、基本目標「まち」の定住人口の確保と移住、二重地域居住の推進、定住のための住まいの確保において記載しております。

具体的には、子育て世帯やエッセンシャルワーカー等への定住支援制度の創設や住みやすい地域づくりの一環としてアルプスPayを活用した村民割引制度の普及。移住に関する情報提供や相談対応。空き家バンク、さかさまバンクの運営。土地開発公社による宅地分譲や官民連携による住宅整備の検討等に取り組むこととしております。

そのほか、教育や福祉の充実、地域コミュニティの活性化、多様な仕事、雇用の創出など、様々な分野の施策も社会像につながる側面がございますので、それらの施策を幅広く推進し、転出の抑制と転入の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上、伊藤議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） ありがとうございます。この調査データなんですけど、私、江澤飯山市長が知り合いでして、彼からちょっと覚えていないんですけど、いつだか。メッセージもらいまして、

白馬村の日本人だけの人口減少が異常に高いですねっていうふうにもらったんですね。それで私、全然知らなくて、どこでそれ見たんですかって言ったら、このサイトを教えてくれたんですよ。それで、ここで皆さんに今回は2025年しかお渡ししていないんですが、もちろんほかの市町村もあります。庁内でこういった人口減少の実態というのは御存じだったんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

これと同様の資料が県のほうから発出されていることで、その前日ですかね、村のほうに届いておりまして、回覧通しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） ただ、先ほど出しました飯山市長なんですけども、彼のところにドイツの国営の放送局がインタビューに来まして、それでドイツのスキー場をアメリカの投資会社が買っていると、それに関係してインタビューに来たというふうに言って、なので多分、長野県は、まあ、この後質問にも出しますけども、北海道のニセコ辺りの次に騒がれているところですので、多分注目して見たんじゃないかなと私は想像しております。

それで、こちらの資料にありますように、北安曇郡の全人口の人口増減というのは、マイナス482なんですけども、その半分が白馬村なんですよね。これってどのようにお考えですかね。すごく減っているんじゃないかと思うんですけど、どうでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 確かに、これプレスリリースされているわけなんですけども、1ページ目に全体の、白馬村全体の日本人と外国人含めたのがあって、こんな感じなのか、次に日本人だけというのを見て、私もはっと思いました。実際に、これほどの数があるということを改めて数字として実感したっていうのが感想であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） それと、池田、松川なんかは社会増減だと増になっているんですよね。それで白馬、小谷が足すと230ですかね。それなので、ちょっとやっぱり北安の中でも白馬、小谷は目立って減っているなって私は思うんですよね。やっぱりそれは何かっていうことを、ちょっとやっぱり頭の隅に入れて計画立てないと、これはまずいんじゃないかなと私は思います。

それで、先ほども申しましたように、2025年の分しかそちらには載せていないんですけども、2024年ですと、全人口で369人、これ白馬村ですけど当然。の、増なんですけども、日本人は自然減が55、社会減が80で合計135。その前の年の2023年が、全人口が374人の増、日本人は自然減が60、社会減が78で合計138人減となっております。ここに来て24年から25年で、社会減が倍になっているんですね、倍以上に。合計では倍以上にはなっていないんで

すけど、この2026年ですね、この、要するに2022年は、外国人とか日本人の掲載がないんですよ。区別していないのでちょっと見らなかったんですが、25年以降ですね、これもしかしてこの状況でいくとまたどんどん減っていくんじゃないかなっていう懸念は、私はするわけですが、そういう懸念っていうのはお持ちじゃないでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） まあ、こういったデータというのは、単年度に特別に出てくというのは、それなりの要因ですかね、例えば大災害があっただとか、そういうことは考えられますけれども、確かに、昨年度は大雪ということで、屋根雪下ろしやら何やら、そういうことはあったんでしょうけれども、恐らくそういうことも多少あるんでしょうけども、傾向として、こういう傾向が見られているというふうに分析はしております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） ちょっと聞き方が悪かったのかなと思うんですが、この傾向が、要するにどンドンどンドン、今現在で138人、135で、25年が248人、もっと下手すると増えるんじゃないかと、300人とかね、そういう懸念と言いますか、今年辺りはどんなふうに見ているのかなっていうことを聞いたかったんですけど。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 今回の基本計画ということで、ご質問頂いていますけれども、その前段で人口ビジョンというものはございます。

こちらのほうの傾向を見ていただきますと、一目瞭然なんですけども、減っていくというようなことで出ております。

したがって、今回の第6次につきましては、その減少をいかに抑えていくかというところを中心に構想あるいはその基本計画にうたっているところであります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 私、子どもの数が増えない、これはちょっと違う話になるんですけども、一番私、問題にしているのは社会減なんですよね。どうしてみんな出ていくのって。そこをやっぱり食い止めるようなことをしていかないと、そこの何で出ていくのかを知らないと、これやっぱり難しいと思うんですよね。これ食い止められない。なので、私、もう大分前ですけども、全戸調査をしてくれと。どういう形で、どういうふうに予定しているのかと。それを食い止める方法がないのかと。こちらから積極的にお声がけするという形が、私は一番いいんじゃないかなと。

もうちょっと、本当にまた2年後くらいには出てくるかもしれないので、今日さっきメールもらっちゃって、ほんと悲しくなっているんですよね。ですので、ちょっとほかの次のほうとまた関連がありますので、2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

2つ目ですけども、第二のニセコについてであります。

1月20日付の読売テレビの情報番組で、異変、人口1万人以下の村に外国人が殺到。第二のニセコ、長野白馬村は今、土地・建物込み2棟で4億円。インバウンドの光と影という報道がありました。

私は、この情報をヤフーニュースで知り、そこにどんな内容のコメントが書かれているのかも見ました。

以前、村長は、インバウンド急増と外資系開発が進む現状において、第二のニセコにはしない、第二のニセコと呼ばれたくないという方針を示されていたかと思います。

2024年4月5日付の日経MJでも、白馬村、ニセコは追わない、訪日客引き寄せ、開発バブル遠ざける、地元も潤う最適ツーリズムとの見出しで、外資による急激な開発と住民生活の共存に悩むニセコを教訓に、白馬村は地元勢も潤う最適ツーリズムを探るという記事が掲載されています。

そこで、下記についてお伺いいたします。

1、ニセコを教訓に具体的にどのような施策を施してこられましたか。また、その教訓及び施策は、今回の第6次総合計画にどのように反映されていますか。

2、現在、地元勢も潤っており、訪日客に対して前向きに捉えているという印象をお持ちでしょうか。

以上、2点についてよろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の第二のニセコについて、2項目のご質問を頂きました。

最初に、ニセコを教訓にどのような施策を施してきたか、それらが第6次総合計画にどのように反映されているかについてお答えします。

初めに、以前も全員協議会で申し上げ、午前中の永井議員の一般質問でも触れましたが、メディア報道やネット記載の記事などは、私が実際に発言した内容とニュアンスが異なるものがあったり、切り取ることによって内容が不十分なものや表現が明確でないものなどもありますので、その点についてはご留意をお願いいたします。

その上で、報道で昨今よく使われます「第二のニセコ」という言葉につきまして、ここでいうニセコは、自治体で申しますと「ニセコ町」ではなく、「倶知安町」のことを指すと認識しております。

ニセコ町と倶知安町では施策が異なるものも多く、今回のご質問については、主に倶知安町の状況を教訓に、どのような施策をしているのかということで答弁をさせていただきます。

また、記事では、外資による開発を題材とされていますが、以前の一般質問の答弁でも申しましたように、外資の開発に限った規制や制限などを市町村で設けることはできませんので、倶知安町の状況を鑑みて、持続可能な観光地域づくりのための施策についての答弁をさせていただきます。

開発等に関連する施策につきましては、白馬村景観条例及び白馬村開発行為の調整等に関する条

例、開発指導要項ガイドラインを令和4年に制定し、令和5年から施行しています。

それぞれの条例及び規則、要項の内容は多岐にわたることから、一つ一つの説明は省略いたしますが、必要な手続や各エリアの色彩や後退距離、高さ制限、環境保全、緑化等について定めています。

また、令和5年には、白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例を制定し、村内のほぼ全域を対象に、合計出力が10キロワット以上の野立てのソーラーパネルの設置を禁止しました。

そういった事柄に関しまして、第6次総合計画の中では、基本目標「まち」の中で、景観育成と開発調整という項目を設け、観光・暮らし・自然・景観のバランスを図りながら、条例に基づき適切な指導を行なっていくことを記載しています。

また、開発において、別の観点から申し上げますと、倶知安町では、水道施設整備費が多額となっている主な要因として、一部エリアではリゾート開発に伴う需要急増による新規水源の開発や排水施設の増設など、予想しない財政負担が生じていることも取り上げられており、本村においては、このようなことが生じないよう、担当課には対応について指示しているところです。

開発以外の関係で申しますと、持続可能な観光ガイドラインに準拠した観光地経営ビジョンを策定し、住民の暮らしが豊かになる観光地づくりを推進するとともに、宿泊税の徴収により観光財源を確保するだけでなく、宿泊事業者や観光客の実態把握に努めることも取り組んでおります。

また、地域通貨アルプスPayを活用し、村民割引による暮らしやすい村づくりを実現するとともに、域外への利益流出を抑制し、地域経済循環の向上を図るといった施策も、地域を豊かにする施策として、第6次総合計画に記載しております。

今後、短期転売抑制等の国への要望に加え、土地の取引や利用に関するルール、新たな法定外目的税や負担金等の可能性についても、検討会を立ち上げて議論してまいりたいと考えております。

次に、2点目の現在、地元勢も潤っており、訪日客に対しては、前向きに捉えているという印象をお持ちでしょうかのご質問についてですが、まず「地元勢」という言葉が、現在、住民票が村内にある人を指すのか、それとも、例えば、現在まで5年以上継続的に村内に住民票がある人と言うのか。

また、法人については、村内に本店所在地がある場合は含まれ、支店等だけの場合は含まれないのかなど、定義が定かでないため、どのように回答すべきか明確には分かりかねますが、客観的な主張として、村税に関係するデータからお答えさせていただきます。

まず、地域が潤っているかどうかという点についてですが、地域経済の状況を図る指標としては、村民総所得、法人村民税、雇用者数などが考えられます。

雇用者数については、市町村単位の統計がないため、今回は、村民総所得及び法人村民税の推移により検証いたします。

初めに、村民総所得についてであります。

コロナ禍においては、訪日客はほぼゼロとなりましたが、国の持続化給付金や雇用調整助成金等の支援により、個人所得が大きく落ち込まなかったことから、単純な比較は適当ではありません。

このため、コロナ禍の期間は外し、白馬村において訪日客が比較的少なかった2004年、訪日客が増加した2019年、さらにコロナ禍を上回る水準となった直近2024年を比較いたします。

村民総所得は、2004年が約87億円、2019年が約94億円、2024年が約116億円となっており、訪日客の増加とともに増加傾向が見られます。

次に、法人村民税については、2007年と2019年を比較することで、訪日客数による法人村民税への影響を推測することができます。

それぞれ年間総入込客数が、2007年が25万人、2019年が24万人というほぼ同水準でありながら、外国人延べ宿泊者数が2007年は約4万人であるのに対し、2019年は28万人と大きく増加しているためです。

両年の法人村民税を見ますと、2007年は約8,200万円、2019年は約1億300万円と大きく増加しております。

このことから、2019年においては、国内客の減少を訪日客が補い、観光消費額が増え、村内経済に波及した結果、法人村民税の増加につながったものと考えられます。

以上の点から、訪日客の増加は、経済的側面において村内に一定のプラスの効果を及ぼしていることがデータから読み取れます。

一方で、地域が真に潤っているかどうかについては、単に訪日客数の多寡のみで判断できるものではありません。

域内経済循環の観点からは、村内に本店のない法人の場合、固定資産税や法人村民税均等割は純増となるものの、法人村民税、法人税割は、本店や他の営業所の支店の従業員数で按分計算されること。また、村内不動産の所有者が村民でない場合、その譲渡益が村民税として課税されないことなどの課題もあります。

これらにつきましては、これまでも答弁してまいりましたとおり、国への制度要望や村として可能な新たな還元の仕組みづくりについて、引き続き、研究を進めているところであります。

最後に、訪日客に対しては、前向きに捉えられていると印象お持ちでしょうかのご質問についてであります。

ご質問における前向きに捉えている主体が明確ではないため、その印象についてお答えすることはできかねますが、経済的側面から見れば、先ほど答弁しましたとおり、一定数の訪日客にお越しいただくことは、地域にとってプラスの効果があると認識しています。

他方で、特定の時期や場所への過度な集中による社会的・環境的負荷が生じるといった課題や出入国税や宿泊税など、受益者負担制限が十分でない場合の財政的課題。さらには、円安化における購買力差によって価格上昇の影響が地域住民にまで及ぶといった課題も生じ得ます。

したがって、過度な集中を避けつつ、適正な規模の訪日客に平準的にお越しいただける環境を整えていくことが望ましいものと考えております。

以上、伊藤議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） もうちょっと具体的に、ニセコからこういう教訓を得たという言葉を書いたかと思いますが、ちょっと残念な回答かなと、ちょっと。

回答がやはり長々で、何が焦点なのかよく分からないと。なので、質問もしにくくなって、自分のほうが再質問を用意してくるという形になっているので、この在り方がどうかあなanteのは思っています。

ヤフー記事とそのコメントを見てほしいと、事務局を通してお願いしたんですけども、見ていただけましたでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうで、当時、記事になった段階でも見ております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 記事のほうは、何人か地元の方がおっしゃっていたりとか、国はこういう形にする予定だって、それに対してどんなふうに思われるかみたいな、記者の意見があったりなんかするわけなんです。

私注目したのはコメントのほうでして、一番多かったのは、共感したってやつですね、共感したってというのが198で、チャッという方なんです。第二のニセコではなく、ニセコの二の舞では。インバウンドや投資による地価や物価が急騰し、バブルに湧く一方で、外国人観光客が押し寄せ、地元民が疎外感を受け、開発による家賃高騰、生活負担費増に加え、乱開発や騒音、治安悪化と外国資本に土地が買われる等、デメリットしかない。持続可能なリゾートとうたっているが、バブルが弾ければ、悲惨な末路をたどるかもね」というのが一番多い、共感したというところですね。

2つ目に多かったのは109で、「しばらく白馬にいましたが、外国人は遊びも商売も上手です。溪谷にロープを張っただけの場所に遊び場をつくり、英語キャンプと銘打って、全国から子どもを集め、5日間で20万円近くのお金を取る。キャンプだからごちそうも宿も不要。陽気な外国人さえいけばよいのだからぼろもうけ。よい車に乗っているのは外国人と地元の方は言っていました。安いから買われてしまう。国力を上げるしか防ぐ方法はないのでしょうかね」ということで、この2つが100代で、もう一つ二つお話ししたいかと思うんですが、93っていう、93で共感したこの方は、「この前、白馬村の路地に入ったが、外国人ドライバーの多さに驚いた。そして運転マナーの悪さにも驚いた。雪が多く、道路が狭くなっているから譲り合わない利用できないのに全くよけない。広いところで待っていてもありがたいのハンドサインもない。雪道なのに運転が荒い。

万が一、事故になったら保険も入っていないだろうし、後処理もめんどくさそうだから、絶対に白馬に住みたくないと思った」。もう1つ、82っていうのがあるんですが、「外国人はお金もうけ。日本人は風土が好きだから住んでいます。外国人は金もうけができる冬だけ来る。日本人は住みにくいから村を出ます。緑豊かなグリーンシーズン。村を支える日本人はいなくなります。国は、至急日本人のための法整備を」っていうのが、これ82の共感したっていうふうになっていますね。

私は、今朝の主人に、主人カナダ人ですが、これこういう質問をするんだって言って見せたんですね。そしたらそのとおりだって言っていました。

観光で潤っているからここに住みたいってわけじゃないんですね。こういったいろいろな住みにくさが本当にいろいろな方から感じます。それをどうやって、この次の10年間にうまく組み直して、やり直して、なんて言ったらいいのかよく分からないんですけど、改善していくか。その辺を聞きたかったんですが、その辺何かございますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 初めに、回答が曖昧というご意見頂いたんですけれども、であれば、「第二のニセコ」という表現を「倶知安町」ですとか、「ニセコ町」という具体的な自治体名を挙げていただかないと、こちらでもそれに関しては、明確な回答はし得ませんし、また具体的なこの施策があるんだけど、それに対して白馬はどのような施策を取っているのかといったような質問であれば、もう少し我々も明確にできるんですが、どうしてもそのネット記事の「第二のニセコ」というキーワードだけで、私たちは行政ですので、明確な回答はすることができないということをご理解頂きたいというふうに思いますので、その点に関しましては、質問の際にもぜひ議員のほうでも今後、検討していただければというふうに思います。

その上で回答ですけれども、ご意見ということは、私も同じように感じることはたくさんあります。

コメント欄にもあったようですけれども、国としてできること、県としてできること、村行政としてできること、それぞれあると思うんですけれども、現在、村行政としてできることに関して先ほどの答弁の中で申したところですが、実際に、それだけでは現在、課題として起きているものに歯止めがかからないといった状況はあろうかというふうに思います。

その上で、引き続き、国や県とも協議をしていく中で、要望はもちろん上げるんですけれども、さらに国としてももっとこういった施策が取れないか、県としてもさらにこういった施策が取れないかというところを2年ほど前から踏み込んで議論はしてきております。

それに関しては、進んでいるところもあれば、まだ進んでいないというところもありますので、引き続き、私たちとしては、改善に向けて要望を挙げていきますし、村としてできる対応は、引き続き、早め早めで取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 今、国という話があったかと思います。このヤフーの記事、元はちょっと違いますけど、このヤフーの記事の中では、2025年12月、政府は不動産登記の国籍登録を義務づけ、2026年4月から措置の実施を目指すと発表しました。

これについて、これだけで十分でしょうかというこのヤフーの方だと思いますが、ミヤネ屋さんですかね、情報ライブミヤネ屋になっていますね。聞いていまして、元ユニクロ最年少執行役員の神保拓也さんが答えています。

白馬は、第二のニセコと言われていますが、ニセコドリームならぬ白馬ドリームを目指して、外国人投資家が白馬の土地に手を入れているという話をよく聞きます。

問題なのは、夢を見られるのが外国人であり、その場に住んでいる日本人が逆に夢を追われて出ていかなければならないという話になっているので、このアプローチだけでその流れを止めることは難しい気がしますと言っています。

また、コメントのほうに同じような、共感したは39しかないんですけども、2025年12月に、政府は不動産登記の国籍登録を義務づけ、2026年4月、この4月ですね、から措置の実施を目指すと発表しました。

政府の人たちは、本当にこれが解決策になると思っているとしたら、お花畑もよいところだな。国籍を書けばいいだけなら簡単な話でしょ。そして何も解決しないってなっていますね。

国に、国によって言うのは、もういい加減、国を頼るのは時間もかかりますし、その流れを止めるのは本当に住民に直接お願いするしかないんじゃないかなって。

前回ですかね、ご紹介した本で、ちょっと名前忘れちゃったんですけど、言っていましたね。もう直接売らないでくれって、言いに行くしかない、そのレベルだって、日本全国そんな感じみたいなんですよね。なので、国、県とかが、そこはちょっと諦めて自分で考えていったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、何かそういった自分で考えているようなことないでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 私のほうから、じゃあ、答弁させていただきますけども、まず、国や県に頼らなければならないという側面は、どうしてもこれは外せない部分があります。

やはり、法律を超えてというのは、末端の自治体で非常に難しいので。その中で、村で何ができるというものを現在でも模索している途中です。

具体的な中身っていうのは申し上げるのは、ちょっとまだ進んだり、検討中のものであったりとかあるものですから、具体的なところはあれですけども、先ほど議員おっしゃったような、まず土地取引ですね。この地を出すため、出ていく要素として、土地を手放して、よそに出ていくという要素もありますし、開発については、じゃあ、大規模な開発、いわゆる大規模の土地を取得して、大規模な開発やる方たちはそれなりのものがあるんですけども、逆にその届出対象外である、いわゆるエリアの小さい人たちは、じゃあ、何でもできるのか。そこら辺についても、もともと開発の

関係については見直すべきだというお話もあったり、いろいろと制度としてどういうやり方ができるのかというところは、現在、県のほうとも相談をしておりますし、その手法について、村独自の条例の制定でできるかどうかというところも、12月の補正予算の中でお認めを頂き、その有識者の方に入っていただき、行政法に精通している方にも、そのまちづくりの考え方に参加をしていただき、現在、議論を進めているというところですよ。

行政、何も手を打っていないということではなく、今、水面下では、それぞれの関係する機関と調整をさせていただいているということは、現時点では、申し上げさせていただいて、その中で、白馬村としてできる条例であるとか、その制定によって抑えることができることができるのであれば、また条例ですので、議会の皆さんからにもご了解いただき、進めていくという作業にはなるのかと思います。

ただ、一方で議員をおっしゃるような、住民の皆さんにお願いと、お願いだけで、恐らく話は進まないと思うので、それでは、じゃあ、どういうやり方をしていくのかというのは、庁内の中でも議論を進めていきたいとは思いますが、現時点で言いますと、それぞれできることについて県や国と相談をし、既に村長申し上げました、水面下で動いているという部分もありますけども、そこら辺は口外できないものもあったり、現在進めている状況というものもありますので、この場では少し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 県とか国とかで有識者で委員会とかつくってやっているのかなあなんて、今そんな感じはしたんですが、私一番いいのは、やっぱり住民に聞くのがいいと思いますね。そこからの意見を吸収するって、そこが一番、一丁目一番地じゃないかと思います。

同じ記事ですね、ヤフーの記事なんですけど、同じ白馬町の倉科さんの、あれが載ってまして、創業60年以上の土産物店、おじさんの店店主、倉科光男さんは、土地建物が高い値段で売れると、隣の土地の固定資産税が上がる。それが相続のときに相続人に来る。最終的には、売らなければならぬ将来が見えているので心配。地域のコミュニティーがどんどん壊れている。ここ一、二年で近所の20件のうち7件が白馬から出ていったとお話しました。

白馬町、あのエリアは本当に大変なんですよね。なので、単独で組として存在できるのかなあっていうふうに思っていますし、私の組も本当に大変で、今朝も夫と話したんですけども、少なくとも2件が外国人の資本に買われて、寮みたいになっているんですね。なので、冬はまだ人が通るんですけど、夏になったらもうがらがらしているんじゃないかというふうに懸念しています。

そういう状況であるので、やはり、これは直接どういう形にすれば皆さん、もうちょっと地域として固まってやっていけるのかっていうのを、売らないでっていうのは無理なのかもしれないけど、どういうことが行政にできるのかっていうのを直接聞いていただければ一番いいんじゃないかな

って私は思います。

コメントなんです、コメントの中で、そんなに共感したが多くはなかったんですが、16の共感したっていうのがありまして、「もうインバウンドやめてほしい。地元に住む人暮らしていけない。うちの姉ちゃん、大町に引っ越したわ」というのもあったんですね。

なので、うちの、こういう方結構いるんじゃないかと思うんですけど、住めないんですよ。高いし。アパートだって小さなところで10何万円するし。白馬に住みたくても住めない。居たくても居られない。もうだから、そういう状況になってきているんじゃないかなと思うんですけど、その状況って行政のほうでひしひしと感じていますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） ひしひしと感じているという言い方で答えるのであれば、そういう状況に対して危機感を持っているというお答えになります。

先ほど来、そのヤフーのコメントということでお話をされていますけれども、やはり、そういったものは匿名で書けるようなものにはなっておりますので、議員のほうとしては、できれば住民のほうからこういう意見が上がっていますといったような形で上げていただけると、私たちとしては、より回答がしやすいということと、駅前の状況につきまして、記事のほうでは、近隣の固定資産税が上がるから自分の固定資産税というような言い方をしているかと思いますが、それは私のほうでは少し言い方としては違うのかなというふうに思っています、また固定資産税に関しましては、1990年代前半のほうが今より3倍ぐらい高かった時代もありますけれども、特に、そこで出てくる相続税に関しては、確かに近隣の地価が引っ張られることによって、路線価のようなところは、亡くなったタイミングで多額の相続税が急にかかるという部分がありますので、それに関しては、まさに国の制度ですので、そこに関しては、リゾート地においては、都市部と違うので、そういった制度は当てはまらないであろうということを要望をもう2年以上前からしてきているところになります。

また、実際にこういった方法なりこういった条例をつくれればいいということ、もし議員のほうであれば、それこそ、地域の住民の声を集めていただくのも議員の皆さんのお仕事のひとつだと思いますので、議員側から具体的な条例案というのを出すこともできますので、ぜひ一緒にそういった部分を考えていただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 議員のほうから条例出せみたいな感じかと思いますが、せめてここで言ったこと、ここで提案したことは、やっぱりすぐ実行してほしいんですよね。全戸調査。本当それしてほしかったなあと思うんですよ。

やっぱり、そのときに、悪いけど伊藤議員、どんな内容入れたらいいですか。私はやっぱりそう

いうふうに提案しているんだから、そういう人を使えって前も言ったと思うんですよ。そういう人は案があるので、なので、自分たちでやれって言っているんじゃないんですよ。みんなプロジェクトチームつくってやったらどうかなって私はいつも思うんですよ。

だから、議員が提案したこと、午前中もこうしたらどうだ、ああしたらどうだって言っているじゃないですか。そういう人たちに、いや、いい考えですね。じゃあ、プロジェクトチームのリーダーになってやってくださいよ。みんなこっち、うちは手挙げ方式で職員集めますから。やりたい人集まれって、この指止まれでやれば私は一番いいんじゃないかなって前から言っているんですけど、なかなかそうならない。やっぱりやっていただけない。そんな感じな気がします。

ちょっと前回の一般質問に戻りたいと言いますか、12月の一般質問で、文字起こしの13ページ、そんなこと言っても分からないと思うんですが、村長から頂いた答弁で、今に比べるとバブルの頃のほうがお客さんもっと来た。

それと、村長もこの中に、ヤフーのコメントの中に、バブルの頃のほうがお客さんが来たっていうのもあったんですね。でも、それに比べたら全然少ないよってというような言い方している、多分地元の方だと思うんですが、ありました。

それで、村長も前回の一般質問で、スキーブームのときはもっと来た。宿泊施設ができた時代が、すごいたくさんね、宿泊施設ができた時代があった。そのときも地価が上がった。スキーブームの衰退とともにお客さんが減り、地価も20分の1まで下がったという経緯がある。その中でどういう政策を取っていかなくてはいけないかを、今考える必要があると言っておりました。

当然、御存じだと思うんですが、それで、スキーバブル、スキーブーム、地価のバブルですよ、不動産バブル、それを経て教訓、どうあるべきだったかという教訓ありませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 幾つか教訓あるというふうに思っています。

まず、バブルという言葉に象徴されるように、そのスキーがブームといったところで、非常に日本の中では火がついた時期があって、それに併せて開発ですとか、いろいろな施設建設が進んでいったんですが、やはり、それがバブル崩壊とともにスキーブームも衰退してということが起きたときに、やはり、そういったブームに左右されるものに頼っていくようなリゾート地の在り方ですとか、また、それを目論んだ施設建設というものにはリスクがあるということを感じております。

ですので、その後ですと、現在ある施設を有効活用してといったところをしっかりと取り組む必要があると思っておりますし、ブームに左右されない地域の文化ですとか、住民のライフスタイルに根づくようなものを資源として活用する、こういったことが重要だというふうに感じております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 前回のスキーブームは、そのときに多く建てられた施設というのはペンションみたいな小型のものでしたね。多くの方々が探されてこちらに来たと。それでブームが去っ

た後は、ここに残って踏ん張ってくれている方も結構いらした。

ここが好きだっていう日本人の方なんです、そういう方たち。今回のこの外国人の方が、外国資本が入ってブームが去ったらどうなんだろうって思うんですよ。どうなると予測されます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） コロナ禍が、まさにそれに近い状況ではあったのかなというふうに思いますので、訪日客がほぼゼロになりましたので、あの時と同じように経済的には、大きく衰退するというふうに思っています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） それで、空き家等対策計画で、国外居住者所有物件、国内に連絡先がないものが15件あるっていう報告を受けました。

今後、こういった不動産バブルみたいなものが崩壊しまして、例えば中国の不動産バブルが崩壊したと言われていて、前回の日本の場合だと苗場ですよ。そのような状況がいつ起こるか分からないっていう感じに、私は受け止めているんですけども、前回のバブルどころじゃないと思うんですが、そういう感じは受けませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。

伊藤議員、質問の内容がちょっと具体的にもう少し、感じることをばかりを聞かないで、具体的なことを聞いていただいてよろしいですか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） すみません。じゃ、ちょっと言い換えます。

その15件、既にあると。そういうのは、特定空き家だと思うんですよ。要するに崩れそうになったような空き家だと思うんですけど、そういうのが既に15件あると。これで、どんどんこういうのが増えていくんじゃないかと。それで所有者不明みたいな、連絡つかない、そういったのが増える可能性ってあるとは思っていらっしやらない。

議長（太田伸子君） 吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 現在、伊藤議員、質問されたところでいくと、「空き家」ってのと「特定空き家」ってのは、もちろん違っておりますけども、現時点での特定空き家に該当するような建物というのは、数は確か数件、全部該当するわけではございません。

空き家計画を立てたときに、そういうものにならないようにしていく、対処するというのももと計画なので、それに沿ってやっていけば、確かにそういう所有者不明にたどり着くかどうかというところにはならないとは思いますが、ただ、一方で議員おっしゃるとおり、本当にもう退去してどこにいるか分からないというのが、全く分からなくなるものがあるかという、登記簿上でいくとしっかりとした住所地なりは出てきますので、実際に管理している方が誰なのかが分からなくなるということは理論的にはあるのかもしれませんが、所有者が誰なのかが分からないというところはありませんので、そこから追っていくという作業はやっていかなければいけないの

かなというふうには思います。

ですので、現時点で、それが、じゃあ外国人所有だから、それが全て所有者不明になるのかという、それはまた、その議論が別になってこようかと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと11分です。

3番目のほうに入っていてよろしいですか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） すいません、要するにペーパーカンパニーになっているのが結構あるっていうのは、もう皆さん御存じだと思いますので、そういう物件になる可能性がすごくあるよっていう、ちょっと注意勧告みたいな感じなんですけど、それとちょっともう1点が、スノーマシンのイベント、3日から始まったと思いますけれども、地元の方、どんぐりに住んでいらっしゃる方が、昨年よりすごくうさいと。音量を下げるよう、行政から指導していただきたいというふうに、ちょっと先ほど連絡もらいましたので、ぜひよろしく願いいたします。

そうしましたら、次、3番目の白馬村第6次総合計画に移りたいと思います。

前回、12月定例会において、この村の次の10年間をどう運営するかの指標となる大切な構想である第6次総合計画基本構想に、今の不動産バブルやインバウンドが続くことを想定した観光重視、多様性重視の内容だとして、私は反対いたしました。これ、皆さんにお配りしてあります糸通信の3の裏面でございます。

残念ながら、反対したのは私1人で、ほかの議員10名、こちら人数は議長も入っておりますので、実際には9名かと思います——は今後10年間、観光重視で多文化共生を良しとする行政運営に異論はないという見解であると認識いたしました。そこで下記について伺います。

第6次総合計画前期基本計画の47ページ、添付資料の②でございます——の「まち 安心して快適に暮らし、社会的な豊かさを育む」の重要指標の表、最上段に行政区加入率があり、令和6年の現状値は56.1%で、第5次総合計画の評価においても2.9ととても低くなっております。

令和12年までの目標値は70%となっていますが、行政区に加入するメリットが実感できないのが現状ではないかと思えます。

例えば、私の住む白馬町区は、大型施設の建設予定が複数あり、駅前の解体工事は止まったままで、私の隣組の施設は既に解体が終わり、大櫛川沿いに八方口まで道ができるといったうわさがあります。

近隣住民は、それを本当なのか、どうなっているのか、誰が購入してどうなるのかと、うわさレベルの情報だけで詳しいことを知る術を持ち合わせておらず、不安でいっぱいあります。そんな住民の不安を取り除くべく、行政が調査、情報収集をし、安心安全につなげているのかを伺います。

2つ目ですが、第6次総合計画前期基本計画、75ページ、添付資料ですが、「しごと 地域資源を活かし、経済的な豊かさを育む」の重要指標の最上段に「観光振興により地域住民の暮らしが

豊かになると思う人の割合」は、現状値が44.4%、これ令和6年です。目標値が60%となっています。この割合を60%まで押し上げなくてはならない理由を伺いたいと思います。

そして3つ目です。

2月8日に行なわれました衆議院選挙において、自民党が圧倒的多数の316議席を獲得いたしました。議席数は、憲法改正発議に必要な総議員の3分の2、衆議院465席で必要な310席を自民党単独で取った形となりました。

この結果が意味するものは、高市首相が選挙前に「国を二分する政策に着手する」、すなわち自民党の悲願でもあった「緊急事態条項」現在では名称が「国家機能維持条項」の創設に踏み切り有事に備える、すなわち戦争の可能さえ秘めていると考えられます。

安全保障で一番気がかりなのが食料危機です。農水省のデータなどでは、有事の際に輸入が止まれば、化学肥料、種子の依存や生産体制の崩壊により、食料自給率は極めて深刻なレベルまで低下する可能性があると考えられています。

この部分ですが、農水省に問合せたところ、そういう試算をしていないと言われました。輸入が止まったらどうなるんですか、持久率どうなるんですかって聞いたら、100%だって言ったんです。要するに100%全部自国で賄わなきゃいけないので100%だっていう、そういう回答でした。なので、ちょっとここでいう食料危機とはちょっと違うかなと思います。

食料危機を強く訴えているのは、農業経済学国際貿易論を専門とする鈴木宣弘東京大学大学院特任教授でありますので、訂正させていただきます。

この鈴木教授によりますと、有事や物流停止の際に食料供給が止まれば、6,000人から1億人以上が飢える、すなわち餓死するという衝撃的な警告を発しています。こういった現状を踏まえ、この村の年間の米消費量調査、計算し、耕作放棄地を使い、米に関しては持久率100%を目指すべく、第6次総合計画に盛り込むお考えがないかをお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。答弁時間が5分しかありませんので、よろしくお伺いいたします。

村長（丸山俊郎君） 3つ目の白馬村第6次総合計画について、3項目のご質問をいただきましたので答弁いたします。

まず、1点目の白馬町地区の開発計画に関連し、行政が調査、情報収集をして、安心安全につながっているのかとのご質問にお答えさせていただきます。

白馬町地区に限らず、現在各地で多くの開発の計画が持ち上がっておりますが、担当課ごとに、それぞれ相談を受けております。

いずれも、村の立場としては、関係法令や村の計画等に沿った事業が進められるよう指導、助言を行なうことが大前提でありまして、個別に把握した情報を村側から第三者に提供することはござ

いません。

その中で、開発調整条例に規定する案件については、ある程度計画が煮詰まった段階で、地元行政区への事前説明や村への協議を義務づけておりますので、この部分に関しましては事業者側が主体的に情報発信を行なうよう指導しております。

次に、2点目の観光振興により地域住民の暮らしが豊かになると思う人の割合を60%まで押し上げなくてはならない理由についてですが、観光振興により地域住民の暮らしが豊かにならなければならない理由についてご説明を申し上げます。

日本版持続可能な観光ガイドラインでは、持続可能な観光地の要件として、観光が地域住民の生活の質、いわゆる人がどれだけ満足感、安心感、幸福感をもって生活できているかという生活の質を表す考え方の向上につながっていることを重要な評価項目として位置づけています。観光は、経済的な効果のみならず、生活環境や社会環境、文化の継承と調和して初めて持続可能であるという考え方に基づくものになります。

本村におきましても、観光は自然環境や景観、文化、そして地域住民の日常の暮らしそのものを資源として成立しています。そのため、観光客の増加に伴い、交通や生活環境への負荷が生じる中で、観光振興が住民の暮らしの豊かさにつながらなければ、観光は地域に受け入れられず、長期的な発展は望めません。

この考え方は、白馬村持続可能な観光地経営に関する条例においても明確にしており、同条例では観光地経営を通じて、地域の魅力を高め、村民生活の向上と地域経済の発展を図ることを基本理念として掲げています。

このように、観光振興は目的ではなく、あくまで住民の暮らしを支え、地域を将来につなぐための手段であると認識しております。宿泊税につきましても、単に観光振興のための財源としてではなく、観光による負荷への対応や生活環境の改善、公共サービスの充実など、地域住民が観光の恩恵を実感できる施策に活用することも重要であると考えております。

これは、まさにJSTS-Dが求める住民の理解と参画を前提とした観光地経営とも一致するものになります。住民の暮らしが豊かになり、観光への理解と協力が得られてこそ、地域全体として観光を支える基盤が強化され、結果として観光地としての価値が高まり、持続可能な観光地経営につながるものと認識しております。

その上で、目標値を60%に設定した理由については、本指標は観光による経済効果の量を測るものではなく、住民が観光の恩恵をどの程度実感しているかを把握する意識指標になります。

現状値である44.4%は、観光による効果を実感している住民が一定数存在する一方で、半数以上の住民が必ずしも暮らしの豊かさにつながっていると感じていない状況を指しています。

これは、観光による経済効果が、生活環境の改善や公共サービスの充実といった形で住民全体に十分還元されていないという課題を反映した数字であると認識しております。

目標値の60%につきましては、短期的で大幅な意識転換を求めるものではなく、現状値から約15ポイントの改善を、中期的な政策努力によって実現する現実的かつ挑戦的な水準として設定したことになります。全ての住民の賛同を短期的に求めるものではなく、まずは多数の住民が観光地域の価値向上につながるものとして認識する段階を到達点として設定した数字となります。

なお、本指標につきましては、今後も定期的な調査と検証を行ない、施策の効果や住民意識の変化を踏まえながら、必要に応じて見直しを行なっていく考えであります。

最後に、3点目の米に関しては、持久率100%を目指すべく第6次総合計画に盛り込む考えはないかとの質問ですが、議員におかれましては、食料持久率や米に関して前向きなご意見を頂きありがとうございます。

今後において、本村の年間米消費量を調査してまいりたいと考えております。令和5年の長野県の食料持久率は、カロリーベースでは55%であるものの、生産ベースでは131%、米に関しては141.6%との発表があり、100%を大きく超え、十分な供給量を持っています。

村独自の推計はございませんが、本村は米どころでありますので、長野県と同様の傾向ではないかと推察しております。

今後、農業を主とした仕事としている基幹的農業従事者人口は激減する見込みであります。こうしたことを踏まえ、第6次総合計画前期基本計画では、数値として設定することなく、農業振興地域整備計画の見直しや荒廃農地の減少対策を目的とした圃場整備事業の推進について記載させていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 村長、答弁が10秒以上過ぎておりました。質問時間が終了しましたので、第8番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時07分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第3番鈴木均議員の一般質問を許します。第3番鈴木均議員。

第3番（鈴木均君） 第3番鈴木均でございます。午後の眠くなる時期、一番最後になりましたけど、お疲れの村長も議長もぜひお付き合いください。よろしくお願ひします。

今回、一問に絞って具体的に細かくしておりますが、たくさんしておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

国内外の情勢が非常に緊迫した激動の時代で、白馬村もそんな中で、独自にはこの宿泊税ということで、来年度、この4月からいろんな動きがまた出てこようかと思ひます。具体的にはもう6月から始まるということで、この宿泊税の管理と観光局との関わりを中心にお尋ねをしたいと思ひま

す。

昨日の同僚議員のご質問とダブらないようにいたしますので、よろしくお願いします。

いよいよ、この6月から宿泊税が実施されます。宿泊事業者の皆さんは、本当に初めてのことで、戦々恐々と今後の推移を見守っていられます。

そこで、以下の点をご質問お願いいたします。

まず、数値的なものですが、1番、宿泊事業者への宿泊事業説明会、昨年行なわれましたが、その回数と延べ出席事業者数の数を教えてください。

2点目、現時点で登録している宿泊事業者数の数と、そのうち特別徴収義務者としていわゆる6,000円以上ということになるかと思うんですが、その登録件数をお願いします。

3点目、今年6月から始める2026年度ですね、令和8年です。及び来年度の宿泊税収入、予算書は出ておりますけれども一応収入見込みと予算をお願いいたします。

そして、予算に基づく事業計画、これは後に関連してきますので後でも構いません。

4番、アンケート等で宿泊事業者の用途規模を把握しておられますでしょうか。また、宿泊客、今後も含めて、アンケートのいわゆる用途に関わってアンケートの計画等の計画をお伺いしたいと思えます。

5点目、白馬村が観光局へ派遣している役員及びスタッフの人数及び人件費をお伺いいたします。

6点目、地域DMO、いわゆる一般社団法人白馬村観光局は、観光地域づくりの司令塔という表現されていますが、その目的と役割は何なのか。定款の中に宿泊税の管理事業の記述がありますか。お伺いいたします。

7点目、観光業の事業範囲についてお伺いします。

観光局の資料によれば、「宿泊税の用途（資金）管理団体としての機能」として、「用途活用実施計画の策定」「具体的実施事業の審議」「交付決定」「事業実績の管理」を挙げていますが、これらは「白馬村持続可能な観光地域経営に関する条例」以下、「条例」と言いますが、その条例の第10条で、「宿泊税の用途を審議するため」「観光地経営会議」を置くと規定しました。「観光地経営会議」の権限ではないのか。そこら辺の整合をご説明ください。

そして、なぜ観光局が「宿泊税の用途（資金）管理団体」になるのか、そこら辺の論理的解説、説明をお願いいたします。

8点目、観光地経営ビジョンには、宿泊税管理のガバナンスとして地域DMOの責任と権限を付与するとありますが、条例には管理団体という表現はないと思えます。用途管理を観光局に委ねるなら、その契約を交わさなければならないと思えますが、それはあるのでしょうか。議会には出されていないと思えます。契約書の有無と責任と権限の具体的な内容をお伺いいたします。

9番、観光局の中に「（仮称）宿泊税用途計画審議委員会（用途管理団体内部の独立した組織）」という表現があります。その設置するとあるのですが、条例には、その計画審議委員会とい

うものを置くという条例には記載はありません。

10番、「委員会」、その審議委員会の構成、責任者、そしてそこに公募委員が入るのか入らないのか。税の主体は行政でありますから、本来なら委員会をつくるとしても、観光課の内部に置くべきではないのかお伺いします。

11点目、最も汗をかく宿泊事業者の声を反映することが根本、重要だと思います。そこに、観光協会は先ほどの委員会に含まれるのでしょうか。また、委員会は年に何回開き、審議の透明性はどのように担保されるのか。委員会の公開、傍聴、会議録の公開はどういうお考えでしょうか。

12点目、条例第12条に、使途の基本方針として、経営ビジョンに定める経営戦略の範囲内の事業として4項目を挙げています。宿泊税を除雪だとか下水道などの観光基盤整備に活用することによって、一般財源からのそのようなインフラの支出を抑えることが一定できると考えますが、そこから辺の大胆に活用する考えはございますか。

13番、これの一部がダブるかもしれないですが、当面は行政が伴走するという表現であります。そのイメージが5年の説明でもよく分かりません。スケジュールを含めて具体的に説明をお願いします。また、当面というのはいつまでなのか。

たくさん質問をさせていただきましたけれども、簡潔にご答弁よろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 鈴木議員からは、宿泊税の管理と観光局の関わりについて、13項目のご質問をいただきました。

なお、6番目と、9番目から11番目のご質問は、白馬村観光局が行なう業務に関するご質問でありますので、私が観光局の副代表理事または理事からお聞きした内容を最後にまとめて答えさせていただきます。13項目にわたりますので、答弁のボリュームが多くなることはご了承ください。

まず1点目の、事務説明会の実施状況についてですが、宿泊税に係る特別徴収事務の説明会につきましては、昨年10月及び12月に、それぞれ2回ずつ開催しております。10月の説明会では、税務課から宿泊税制度の概要及び宿泊施設の皆様に関係する各種手続について説明を行ない、併せて、観光課から宿泊税対応システム改修事業補助金について説明いたしました。2回の説明会には延べ約200名の事業者の皆様にご参加をいただきました。

次いで、12月の説明会では、八十二銀行業務統括部デジタルサポートチームから、電子申告、電子納税について、税務課からは宿泊税に関する特別徴収事務について説明を行ないました。こちらも2回開催し、約300名の事業者の皆様にご参加をいただきました。

さらに、制度開始直前となる4月にも改めて説明会の開催を予定しており、最終確認や実務上の留意点について丁寧にご説明することとしています。

今後も、事業者の皆様へ、円滑に制度へ対応していただけるよう、丁寧な周知及び支援に努めてまいります。

次に、2点目の旅館業許可施設数と宿泊税特別徴収義務者の登録数についてお答えします。

白馬村において旅館業の許可を受けている施設数につきましては、長野県食品生活衛生課のオープンデータによりますと、令和7年12月31日時点で1,308件となっており、宿泊税に係る特別徴収義務者の登録件数は104件となっております。

このほか1人1泊につき6,000円以上の宿泊がない施設につきましては、特定宿泊施設に該当する旨の申出を行なっていただくこととしており、その件数は14件となっております。

なお、特別徴収義務者の登録につきましては、白馬村宿泊税条例の施行の際、現に宿泊施設を営んでいる者は施行日から5日以内に登録するものと規定されております。条例施行日から5日目が土曜日に当たることから、登録期限は令和8年6月8日となります。登録期限まで時間はあるものの、説明会等では早めの登録をお願いしており、広報はくば3月号に登録のお願いを含めた宿泊税に関する記事を掲載するほか、4月に予定している説明会の開催通知においても登録をお願いしていく考えです。

3点目の2026年度及び27年度の宿泊税収入見込額と予算、予算に基づく事業計画についてですが、まず宿泊税収入見込額についてお答えいたします。

宿泊税は令和8年6月1日から課税を開始することとしております。このため、8年度につきましては、6月宿泊分から翌年2月宿泊分までの10か月分を対象として試算しており、収入見込額は1億4,422万7,000円としております。

また、令和9年度につきましては、令和8年度の実績を勘案して改めて試算することとなりますが、現時点では3月宿泊分から翌年2月宿泊分までの12か月分として2億1,100万円の収入を見込んでおります。

次に、予算と事務計画についてですが、令和8年度予算においては、宿泊税の収入見込額1億4,422万7,000円から、宿泊税賦課徴収に係る人件費やシステム改修費の経費、令和7年度から実施している宿泊事業者の宿泊税徴収のためのシステム改修に対する補助金の財源分3,142万5,000円を差し引いた1億1,280万2,000円を白馬村観光地域づくり基金に積み立て、令和9年度以降の事業の財源として繰り入れることとなります。

基金を充当する事業は、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充当することとし、白馬村観光地経営会議で審議いたします。

次に、4点目の宿泊事業者の使途希望をアンケート等で把握しているか。また、宿泊客へのアンケートの計画はあるかについてお答えします。

宿泊税を含む観光財源の使途に関する基本方針及び使途を審議する組織についての議論は、令和5年度の観光地経営会議において、計4回にわたって当時の委員の皆様と熱心な議論と検討をいただき、令和6年2月13日付で白馬の未来観光税の使途に関する基本方針及び使途審議組織についての提言として取りまとめた提言書を私宛に提出いただきました。

その提言書の中で示された使途の基本方針としては、観光客が支払う税等であることから、観光客の満足度を最大化させ、観光客による負の影響を最小化させる事業に使うことを前提とすべきという視点から、使途の範囲は、白馬村観光地経営ビジョン、当時は観光地経営計画でしたが、その範囲内とし、優先すべき使途の考え方として、世界水準の観光地を目指すに当たり、今の白馬村にとって不足している部分を抽出し、効果が高いと考えられる事業に集中的に投資することとされ、具体的な使途の枠組みとしては、1、観光客の利便性や満足度向上に資する事業、2、観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業、3、税等の徴収・運用の仕組みづくり、4、課題抽出。事業の評価指標の設定や効果検証に必要な調査計画事業、5、観光リスクマネジメントの5つの枠組みが示されました。

したがって、昨年3月に可決された白馬村持続可能な観光地経営に関する条例、いわゆる使途条例においても、この提言書の意向を踏まえた制度設計としたところです。

この経営会議の委員には、常設観光協会、商工会、ホテル、旅館業からの代表者にもご参加いただいておりますので、宿泊施設への個別アンケートという形で希望調査は実施していませんが、経営会議員の皆様には、各業種、業態、団体からの意見を取りまとめつつ、様々なご意見をいただいたものと認識しています。

また、今後宿泊客へのアンケートの計画はあるかのご質問であります。このたび策定した白馬村観光地地形ビジョンにおいて、基本戦略の進捗状況を把握する評価指標として、代表者の満足度を把握することを盛り込んでおりますので、調査の具体的手法はこれからの検討にはなりますが、この指標の把握、分析を進める中で、利便性や満足度の向上に資する事業の在り方を検討し、取組の実践につなげていきたいと考えます。

5点目の、村が観光局へ派遣している役員及びスタッフの人数と人件費についてですが、白馬村職員で観光局へスタッフとして派遣している人数は観光課から観光局インフォメーション業務へ派遣する会計年度職員1名です。この職員の令和7年度中の社会保険料を含む人件費の総額は292万円余りとなっています。

また、白馬村職員で観光局役員として派遣する職員は存在していませんが、観光局の理事として副村長と観光課長が選任されており、併せて、副村長については理事会の決議により副代表理事として就任しています。

次に、7点目の観光局の事業範囲に関するご質問と8点目の観光局との契約書の有無と責任と権限の具体的な内容については関連がございますので、まとめてお答えします。

議員ご指摘のとおり、白馬村持続可能な観光地経営に関する条例、以下、「条例」と申し上げます。

第10条では、白馬村観光地経営会議、以降、「経営会議」と申し上げます。を置くことをうたい、経営会議の役割として観光地経営ビジョン、以降「経営ビジョン」と申し上げます。の策定や

進捗管理、宿泊税の使途を審議することとしています。

また、11条においては、経営ビジョンに定める事項を推進するための事業に要する費用に充てるため宿泊税を課するとしています。

さらに12条、宿泊税使途の基本方針において、宿泊税の使途は条例の理念にのっとり、経営ビジョンに定める戦略の範囲内の事業とし、具体的には来訪者の利便性及び満足度向上に資する事業など4つの事業に活用することがうたわれています。

つまり、経営会議では、今般の経営ビジョンが策定されたことで宿泊税を活用できる基本戦略の事業の審議が確定したことということになり、今後は経営会議が承認した経営ビジョンの戦略を実現するために優先的に取り組む実施計画を策定しつつ、戦略を実現する個々の具体事業は村内の事業者や団体、行政、DMOなどそれぞれの主体が取り組むこととなります。

こうした今後の具体的事業の選定などは、DMOの地域づくり戦略とも整合させながら先ほどの答弁のとおり白馬村観光局の事業範囲として責任と権限を付与しつつ実装していくこととしています。

また、使途管理を観光局に委ねるなら、その契約書を交わさなければなりません。それはあります。議会に出すべきではありませんかのご質問ですが、現在、観光局では、いわゆる使途管理団体業務を実施するに当たって、定款を変更して具体的業務としてうたうのか、あるいは現在の定款にうたう白馬村の観光振興に関する業務に含まれるものとして取り扱うのかについて、今後の理事会で協議し決定する段階とお聞きしています。したがって、現時点では使途管理業務における双方の取り交わし文書はございません。

次に、12点目の宿泊税を除雪や下水道など観光基盤整備に活用する考えはあるかのご質問ですが、今回策定した経営ビジョンでは4つの基本戦略を定めており、それら基本戦略ごとに合計18項目の主要施策を位置づけていますので、基本的にはここで定めた主要施策の中に位置づけられるかどうかで判断すべきものと考えます。

一般的な考え方として申しますと、通常的生活インフラの更新や行政サービスの範囲内の事業に宿泊税を充てることはできないと考えておりますが、観光客の受入れ機能の維持に不可欠な事業や、観光需要により追加的な負担が発生するもの、あるいは観光振興の目的と因果関係が明確な事業であれば、ビジョンで定めた主要施策として絡めることはできると考えます。

具体的に議員からご指摘のあった除雪については、住宅生活道路における恒常的な除雪について、宿泊税の活用事業としてはふさわしくないと考えますが、可能であるとするならば、観光地エリアにおける観光客の安全確保のための追加的な除雪などは活用できるケースがあるかもしれません。

また、下水道などの基盤整備についても考え方としては同様で、原則、下水道は生活基盤であり、通常は公営企業会計における財源や使用料で更新すべきものと考えますが、可能性があるとするれば、来訪者の増加に起因した観光集中地区における処理能力の増強のための事業については、活用でき

る可能性はあるのかもしれませんが。

ただし、公営企業における経営戦略としても、そもそも必要な要素か否かの議論は必要と考えます。

いずれにせよ、基本戦略に基づく優先的実施計画との兼ね合いも踏まえつつ、委員会で適正な選定が行なわれるべきものと考えています。

次に、13点目の、当面は行政が伴走するというイメージが分からない。また、当面とはいつまでかのご質問ですが、これまでの答弁のとおり、使途管理団体の機能をDMOである白馬村観光局の業務として位置づける制度設計とすることから、これまでの宿泊税の使途に関する条例や、条例に紐づく経営ビジョンの内容の理解、優先的実施計画の策定の考え方、さらには、使途管理団体として設置する委員会の運営などを円滑に遂行するためには、現行の観光局の人員体制が手薄なこともあり、業務に支障を来すおそれもあることから、これまで使途活用の制度設計の所管課であった観光課職員を、おおむね3年程度DMOの使途管理団体業務全般を補足しながら伴走することを想定しています。

それでは、観光局の業務に関するご質問について、私が聞いている内容を申し上げます。

まず、6点目の地域DMOは観光地域づくりの司令塔と言われますが、その目的と役割は。定款に宿泊税の管理事業の記述があるかのご質問であります。観光庁が示します令和7年3月25日に改正されました観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドラインでは、「観光地域づくり法人DMOは、観光立国推進基本計画の基本的な方針に沿い、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に遂行する機能を備えた法人である」と定義されています。

これを踏まえつつ、本村でも今年度、村内のDMOや観光振興団体との間で今後の振興策に関する事業範囲と主体となって取り組むべき組織の役割分担の整備を関係者間で協議共有したところですが、その中において、白馬村観光局が主体となって取り組む項目としては、観光地経営ビジョンに定める基本戦略に基づいて優先的に取り組むべく直近の実施計画アクションプランを作成し、実装する主体的役割を担うこととしています。

また、定款に宿泊税の管理事業の記述がありますかのご質問ですが、観光局の定款にはそういう特定した記載はないと認識しておりますが、本来のDMOの果たすべき役割と機能に基づいて、宿泊税を活用する使途条例、白馬村持続可能な観光地経営に関する条例を管理しつつ、地域づくり事業の司令塔としての役割を果たしていくことを強く期待しています。

次に、9点目から11点目までは、（仮称）宿泊税使途計画審議委員会に関するご質問ですので、まとめてご説明申し上げます。

この委員会では、使途管理団体を予定する観光局内に宿泊税を活用して実施する事業の適正と効

果的な実施を図るための委員会を設置し、その所掌事項として、1、白馬村観光地経営ビジョンに基づく優先実施計画の承認に関する事、2、宿泊税を活用する事業の選定及び評価に関する事、3、白馬村観光地経営会議への報告に関する事、4、その他宿泊税の使途に関し、観光局が必要と認める事項について調査・検討、審議するものということで検討していると伺っています。

委員会の構成については、先ほども答弁したとおり、現在、設置規則を策定する中で、構成員を検討している段階であると伺っています。

また、委員会は観光課内に置くべきとのご質問ですが、こちらにつきましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、DMOの役割と機能を最大限に発揮していく分野でもあることから、行政ではなく行政よりも観光施策としてニーズに即した対応ができるDMOに置くこととし、行政では経営会議においてDMOの使途管理業務と経営ビジョンで掲げた戦略との整合性について審議してまいります。

最後に、観光協会は委員会に含まれるか、委員会は年に何回開催し、審議の透明性確保のため公開、傍聴、会議録の公開についてのご質問であります。こちらにつきましても委員会の詳細は検討段階と伺っております。

以上、鈴木議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。鈴木議員、質問はありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 詳しい答弁ありがとうございました。

そこで、関連して再質問をさせていただきます。今、村長のお話にも、答弁にありましたように、2年前の1月、確かにというか、この未来観光税の使途に関する基本方針及び使途審議組織についての提言が出されました。

何ページかにわたる答申でございますが、その7ページに「観光地域づくり基金事業交付金の交付」という表現で、白馬村観光地域づくり基金事業交付金条例 仮 に基づいて、基金事業管理団体（DMO）に対して基金事業、交付金を交付しますとあるんです。

現在、この基金条例というものはあるんですか。お答えください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。基金条例の決まりについては、今の使途条例、持続可能な観光地に関する条例の中に基金を創設するというのがうたわれているということは、先ほどの村長答弁のとおりです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） それは基金条例なんですよ。交付金条例じゃないでしょう。基金はためておくためのその条例をつくりました、確かに。使途条例と言われるように、使途についても触れています。けれども、その基金を交付する、つまりお金の動きです。交付金条例をつくるのか書いてあるんです。決まっているんです、答申に。村長それを受けているんですよ。でも条例はないじゃな

いですか。どこにあるんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。今、鈴木議員のご指摘の答申は提言書でありまして、その提言書を2年前に村長に提言しているということになります。

この提言をもとに、昨年3月に条例提案をしました、いわゆる使途条例の中で、その提言を受けた条例の内容を修正しつつ、今の条例を定めているということでもあります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 要するに、使途条例が変わったということと理解するんですけども、要するに交付金条例はないですね、はっきり言って。ないですね。交付金条例ではないのに交付金を交付するということは、法的に可能ですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。今の使途条例の中に、どういう事業範囲に事業を充てるのかということが決められていて、それは執行機関として設置する白馬村観光地経営会議で決めるということが決まっており、昨日発表した経営ビジョンの中でその詳細が決まっているということになっているので、もう条例に紐付いて、この事業じゃないと充てられないということは決まっています。ただし、それをどういうふうに交付するかということはどうもわかっていないんですけども、先ほどの村長答弁のとおり、これからの観光振興を担う村内の組織の役割であるとか、今、定められているビジョンの中のガバナンスの中で、こういう運営をしていきたいと思いますということが承認されているので、使途管理団体として担うべきDMOを選定し、そこから具体的な事業に充てていくという立て付けにしているところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） こじつけ的に理解はできるんですけども、そういう法的には論理展開が可能かどうか、私ども専門ではありませんのでよく分かりませんが、少なくとも交付金条例がないと交付されないというのは、これは弁護士なり法律家のご意見を聞かないと分かりませんが、次に行きます。

その提言の、言葉は取り上げますけれども、提言書だからそれに従わなくてもいいんだというのは初めて聞きました。大抵それはそのとおりやっているんですね。過去、今まで、これに限らず。

その中に、管理団体は基金事業実施主体（事業者、観光団体、行政の計画）意見要望を取りまとめ、基金事業計画案を作成する役割。その計画に基づいて、実施主体に対して、2、予算を配当するとともに――2というのは私が2点目と言っていたんですけども、3点目に基金事業の実施状況を管理する役割を担うとあるんです。

その次に、ようやく観光地経営会議というのが出てくるんですよ。つまり、先に管理団体DMOが出てくる。DMOが予算を配当する、実施状況も管理する。で、観光地経営会議は、事業計画の作成過程で管理団体に対して必要な指導・助言を行なうとあるんです。これ、上下関係逆じゃないですか。

観光地経営会議は執行部の補助機関ですよ。一番重要な権限を与えているわけですよ。ところが、先に管理団体がいろいろやると。しかも、観光地経営会議、そんなに年間しょっちゅうやるわけじゃないと思います。大体4回ぐらいかどうか分かりませんが、少なくとも非常勤です。管理団体DMOには常勤の職員がおると。ということは、日常的に全ての作成作業がDMOがやって、そしてそれを観光地経営会議がそれを受けて、それでイエスカノーかという形になりますよね。そういうふうに理解していいんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。先ほど村長答弁とも重複しますが、もう一回整理をさせていただきます。

観光地経営会議は、村長の附属機関の執行機関でありますので、そこで宿泊税を活用する事業使途と領域を今回決定しています。それを観光地経営ビジョンという格好で発表していますので、ここが上に出す下に出すという捉え方ではなくて、もうここで事業領域をまず決めていきます。したがって、来年度6月から始まる宿泊税を徴収して積み立てた基金を、今度は9年度、具体的にそのビジョンで定めた事業が充てるために、どういう事業を選定してきたかという具体的な選定、要するに、先駆けてそのビジョンを掲げたもので、取り組むべき事業を定めるのは使途管理団体、審査していくのは使途管理団体ということになるので、そこで上がってきたものを再度観光地経営会議で報告をし、承認をし、村長にまた答申をして、基金を繰り入れて議会の予算承認を得るという形になるということでご理解いただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） はい、鈴木です。どうも私の頭ではそれが理解できない。そういう説明は事業者さんあるいは村民の皆さんにご説明いただいて、100人に説明いただいたら99人が理解できるんですかね。私は逆に、数人はそれを理解されるかもしれない。私の理解力がないのか、ちょっとそこら辺が、素人ですから分らないんですけど、何もDMOがしてはいかんと私は言っているんじゃないんです。DMOそのものについての是非を論じているのではないんですよ。手続なんです。関係なんです。それが非常にガバナンスがどこで効くのか。

先ほども言いましたように、観光地経営会議があつて、普通に考えれば、運営する、事務的な運用をする、それが委員会だと僕は今までのいろんな様々な行政にも関わるような委員会とか、別に白馬村だけじゃないですけど、大阪の各種といいますが、そんな多くはないですけどいろんな委員会にも関わったことがございますが、どうも先ほどの村長とも関連するんですけども、逆転して

いる、逆立ちをしているというふうにはしか理解できないんですよ。

そして、委員会とかはまだ決まっていないと。何でしたっけ、もう一つもまだ決まっていないということを言われました。例えば、もうスポーツに例えますけど、選手はもうスタート地点に立っているんですよ。選手イコール観光宿泊事業者、スタート地点に立っているんですよ。準備せな時間がない。走らな仕方がない。

6月1日にピストルが撃たれるわけですよ。そうでしょ。ところが、審判がいないんですよ。審判決まってるじゃないです。決まっているとすれば観光地経営会議です。だからそこで決める。でも、細かいことは決まっていない、委員会もできていない、委員会のメンバーも決まっていない。選手はずっと走りっぱなし、走りっぱなし。基金が基金をつくるんだから、基金はまだ今年度中に決めたらいいんだからということかもしれないんですけど、ゴールは2月で決まっているのに、そこまですっと走り続けるんです。そういう状態と理解するんですけども、詳細が決まっていない中でスタートする、そんなスポーツなんかあり得ないでしょ。スポーツは。でも行政のルールというか、考え方からすれば、それが可能だという理屈は成り立つんですか、教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） まず、観光地経営会議の関係について、改めてもう一度説明をさせていただきます。

観光地経営会議は、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の中のいわゆる諮問機関として、何をやるのかという部分は、白馬村観光地経営ビジョンの策定や進捗管理、宿泊税の使途を審議するため、村長の諮問に応じ調査、審議、評価すること。これが条例上の規定でございます。

先ほど言っている、実際に使途をどういうものにしていくのかという委員会については、別途、観光局の中に置くというのは、村長答弁でも申し上げているとおりです。

ですので、いわゆる観光地経営会議の下に所属する者があったとしても、自分で決めて自分で評価をするということは、これは本来あり得ないはずですので、いわゆるDMOである観光局がそれぞれの意見を、これからつくる委員会の中、人選も含めてやる中で、どういう人に決めていくのかという、それを評価するのが観光地経営会議になっているんです。

観光局は、本日一般質問ですけども、執行機関ではなく一般社団法人ですので、この進め方というのは昨日の一般質問でもありまして先ほどの答弁でもあったとおり、これは執行理事会や理事会の中で議論を進めているところなので、それはそれぞれの立場で進めているというのは、ご理解はいただきたいと思います。

さっきのように、スポーツに例えるという話だったんですけども、実際に6月から宿泊税の徴収は始まります。それはおっしゃるとおりです。基金というのは、入ってくる基金を、基金化して翌年度以降に事業化するという点から、その点の委員会等の作成が遅れているという部分は議員お指摘のとおりです。それが6月までにできるかどうかというのは、観光局サイドの話になりますの

で、この場での、そこまですることができるかどうかという発言は、観光局の立場としても、そこまでの発言はここではできませんけれども、村としての観光地経営会議のそれぞれ立ち位置と観光局が求められているその用途の決定の委員会というのは、それぞれ別な組織の中で審議をすることによって、観光地経営会議の中でそれを改めて審議や評価をするという制度設計になっているものですから、全部が村の中でということではないので、質問にもあった委員会という条例であるとかそういうものが策定されないのかというと、それは一般社団法人の中で決めることなので、村の例規上には出てこないという整理は必要かとは思いますが、改めてちょっと発言をさせていただきました。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありますか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） うまく使い分けているとしか思えないんですけどね。例えば先ほど村長の話ありましたように、観光局の現行の定款の中に、「宿泊税」というのは一言もないんですよ。でも、もう決まっている。つまり、観光局の仕事の中に宿泊税をやるという定款というのはないんです。定款というのは、その団体、一般社団法人のいわゆる規約と申しますか、一綱領と申しますか、一番の基本、このうちの基本でしょう。憲章ともいえるような。仕事の中身。そこに、定款の中に宿泊税が入っていない。これから検討するというような、さっきの副村長の答弁。全て後づけなんですよ、これ。後づけでしょ。もう6月までにできるかどうか。

それで、行政と観光局との関係がそこら辺で、我々には理解できない。ましてや村民の皆さん理解できない。複雑でもないんだけど、使い分けがそうなっている。これちょっと質問と変わってきますけれども。

そこで質問しますけど、観光局は多目的ホールの2階で、観光課のお隣でありますよね。おられますよね。同居しています。これ借室料というのはどうなっているんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） はい、お答えします。賃借料はありません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） それでは、賃貸の契約書はあるんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） 行政財産の使用許可はいただいていると思います。使用申請をいただいて、村が許可をしている。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 使用申請だけであの何平米かちょっと今分かりませんが、観光課の皆さんよりもその2倍以上の面積を占有されていますよね、村の建物の一定のスペースを。これ外部団体と捉えていいんですよ、一般社団法人。先ほども村長の答弁、聞くところの答えだということを言いましたけど、行政ではない。一般社団法人という。それに無料で、単なる申請だけで許可をし

ている、そういうことが法的に可能なのかどうかよく分かりませんが、これ住民監査請求が出たら、それに答えられますか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 同様に、恐らくスキークラブですとか、白馬村社会福祉協議会、これは村の機関でもなく独立した法人ですので、全く同様の形態かと思えます。その点については、改めて私どものほうでも確認、法的にどうなのかという部分には確認したいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 同居っていうか、建物の中にある団体、先ほど総務課長がおっしゃられたことは、私も承知をしておりますけど、通常、行政が支援している団体、いろんな団体、社団法人がありますよね。

でも、この観光局に5,000万、6,000万という予算、行政から負担金を支出していますよね。今年分の予算ではちょっと少なかったと思いますけど。

そして、今おっしゃったように、副理事に副村長も入っている。観光課長も理事に入っている。だから、これ境界があるような、ないような、ですよ。

スキークラブとか違いますよ、性格が全く違う。私は、それを同様に論じているつもりはないんですけど、そこら辺が非常に、まさしく不透明と言わざるを得ないんです。

地方税というのは条例主義、法的には地方税条例主義、国の税は法律主義、法律にない税はあり得ない。地方税は条例に基づく条例主義ですよ。だから、根拠条例ちゅうのは決まっている、二つしかないわけですね。使途条例と宿泊税のそのものの条例と。これに関して。

それを上回るっていうか、いうことを今、進みつつあるわけです。

要望ともなりますけど、行政が責任を持ったイニシアチブを取るべきではないかと。ちょっと言い方は適切かどうか分かりませんが、今の動きは庇を貸りて母屋を乗っ取る、そういうふうには理解されないこともないですよ。

行政から4,000万、5,000万出る。副村長がその副理事だと。税の扱いについては、事実上DMOがやる。もう、行政から離れかけている。3年間は伴走するというだけでしょ。だから、外郭団体に税を丸投げに近い状態になることになりませんが、その懸念はないんですか。お答えください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。重複答弁になりますけども、事業領域、事業範囲が決まっている。さらには、使途条例に基づく経営会議の中の決定事項があるというところで、最終的な事業主体から上がってくる事業が、その施策に相応しいかどうかを判断するという業務をDMOの戦略と合わせて進んでいくという立て付けになっているので、そこは行政がイニシアチブを取るというか、既に観光地経営会議、地域の皆さんの同意を得た計画の下に、宿泊税が使われるという

ことは決められているので、そこは行政が関与しているというところで認識しています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 観光地経営ビジョンが決まりましたが、そのパブコメの、ちょっと24件でしたか、人数的には少ないけど、件数がそれなりにありましたが、その中に意見内容として、白馬村観光局に関することというので、結構長い文章を書かれた方がおりますよね。これ、この種のパブコメといいますか、アンケートといいますか、いうのを村が取るときに、必ず何人かちゅうか、何件かが出ているんですよ。

ちょっと読ませていただきますと、「観光局と観光課の違いがよく問題になりますが、観光局の名称を変えるというのはどうでしょう。一般の村民は、観光局が何をしているか知らない。2つのDMOの存在意義が分からない。推進体制の記述も、それぞれの現状をやっていることと、やりたいことについて、言い方を分けて記載しているだけのように感じる。資料には、白馬村観光局の出版データがほとんど見られず、データ分析に必要なスキルや体制が整っていないのではないかという疑問があり、他の項目についても同様の問題が指摘できる」と。

それなりの知識といいますか、知見のある方のご意見と想像をするんですけども、何かにつけてよく議論があるんですよ。

だから、単にまとめればいい、一つにすればいいということではございませんけども、観光事業、例えばプロモーションだとか、イベントだとか、定款に書かれていることに沿って、観光局が頑張っておられることは重々承知、理解しています。

でも、今回は税なんですよ。税ということは、議員も含めて、触ることはできないわけですよ。条例で決まれば。

ところが、行政とは違う一般社団法人が億単位の実務をする。しかし、責任は観光地経営会議だとおっしゃるんですけど、そこら辺の、実際、行政側の、松本議員も含めて例えば監査員さんおられますよね。だけど、外部団体の監査はできないでしょ。できないですね。外部団体は、外部団体内の監査委員さんが監査をされる。そういう組織的な別立てになりますよね。そういう意味で、外部監査が、チェックは可能なかどうか、それができなければ、もう住民監査しかないわけですね。ご説明ください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 今、質問されたのは、観光局としての監査というふうな捉え方をさせて、答弁をさせていただきますけども、外部監査になりますので、その点については、今回、使途の内容をこういうふうに詰めていくようになると、議員おっしゃるとおり、基金に積んだ額というのは非常に多額になりますんで、それを扱うようになるということはおっしゃるとおりです。

これについては、監査のほうにも、これまで年1回だったものが、年2回、もう少し頻度を高めるといふ部分については、村の監査委員のほうからも、現状のいわゆる財政援助団体としての監査

の中でも、若干のご意見を頂いておりますので、それは私、ご意見として賜り、局のほうに申し入れているところです。

具体的にどういうスパンで監査をやるのかどうなのかという点については、これは局の中での議論になりますので、私の責任において持ち帰って、監査の体制をしっかりと整えるようにはしたいと思っております。

現時点でも2名おりますので、その監査委員がしっかり行なうべきということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。鈴木議員の質問時間は答弁も含め、あと5分30秒です。質問はありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 最後になるかもしれないですけど、先ほどの観光局の体制に関連してありましたが、理事に副村長と観光課長が派遣というんでしょうか、構成メンバーになっている。これは、先ほど最初の話になりますけど、私もそんな法律の専門でないし、確かめたわけではないですけど、ただ法的に利益相反ということが、よくというか出てきますね。

つまり、お金を出す側とそれをもらう側が同じだと、具体的に先ほど言いましたように副村長と観光課長、要するに行政側。個人的にももちろん出すわけじゃない。行政ですね。行政の代表として。しかも、受ける側は観光局の理事、受ける側の理事。渡すほうと、もらうほうが一緒だと。お二人が兼ねるということは、

つまり、これは行政と観光局との関係が、要するに曖昧、不透明、ガバナンスの利き方がどこまで利くのかと、どんだけ言われても理解できないんですが。

結論的に、もう時間ありませんので、宿泊事業者の皆さんが一番懸念しているのは、我々が汗をかいて税務課に手続させてもらおうと、その後どうなってくるんか、ちゃんと教えてほしいということなんです。大げさな言い方かもしれないですけど。

以上で、私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問ないですか。よろしいですか。

第3番（鈴木均君） はい。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第3番鈴木均議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日3月6日から3月17日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、3月18日午前10時から本会議を行ないたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日3月6日から3月17日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、3月18日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時05分

令和8年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和8年3月18日（水）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

令和8年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和8年3月18日(水)

(第4日目)

追 加 日 程

- 日程第 3 同意第 1号 白馬村教育委員会教育長の任命について
- 日程第 4 同意第 2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第38号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 8 議員派遣について

令和8年第1回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和8年3月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	堤 則 昭
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	田中洋介	参事兼建設課長	矢口俊樹
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊社

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決
- 3) 追加議案審議
同意第 1号（村長提出議案）説明、採決
同意第 2号（村長提出議案）説明、採決
議案第38号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決
- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

6) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により提出された議案は次のとおりである。

1. 同意第 1号 白馬村教育委員会教育長の任命について
2. 同意第 2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
3. 議案第38号 工事変更請負契約の締結について

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和8年第1回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第28号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第7号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第7号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第7番切久保達也総務社会委員長。

総務社会委員長（切久保達也君） 7番切久保達也です。委員会報告をさせていただきます。

令和8年第1回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案23件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第4号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について。

白馬村白馬町交流センターの指定管理者については、指定期間の終了に伴い再指定をするためのもの。

審査審議の結果、討論はなく、採決したところ、議案第4号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号 白馬村環境基本条例の制定について。

豊かな自然環境を将来へ継承するため、環境保全の基本理念及び村、事業者、村民の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、ゼロカーボンシティの実現と持続可能な発展に寄与するため条例を制定するもの。

質疑、意見としまして、環境基本条例は前議会で否決された経緯があるが、見直しの上、再提出されたものであり、現在は、理念となる基本条例がない状況であることから、早期に制定されるべ

きであるとの意見です。

討論。反対討論。気候非常事態宣言やゼロカーボンビジョンを前提とした内容であるが、気候状況の認識やCO₂排出の考え方については様々な見方があることから、別の視点も含め、内容を再度精査すべきと考え、反対する。

賛成討論。本条例は、村の環境や景観に関する理念を示すものであり、既にある景観条例等の基礎となる理念条例は必要であると考え、賛成する。

議案第8号は、委員長除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号 白馬村こどもの笑顔応援条例の制定について。

全ての子供が健やかに成長し、子育てをする全ての人が安心と誇りを持って暮らすことができる地域社会の実現を図るため、子ども・子育て支援に関する基本理念及び各主体の責務等を定めた本条例を制定するもの。

質疑、意見としまして、この条例名にした理由はの問いに、当初はよくある典型的な名称だった。全国で、特に子育て支援に力を入れている自治体では、それなりの名前をつけているため、白馬村としても子育て支援に力を入れている自治体として、この名称にさせていただいたとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第10号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 白馬村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

児童福祉法の一部改正により創設された乳児等通園支援事業について条例を定めるもの。

質疑、意見としまして、待機児童が解消されなければ、こども誰でも通園制度の受入れはできないのかの問いに、受入れができないわけではないが、村としては、まず保育園、認定こども園を希望する児童の受入れを優先し、施設に余裕がある場合に制度を開始する考えである。公立のしろうま保育園は、その方針であり、民間施設も基準を満たせば対象となり得るが、現状では、すぐに制度を開始するのは難しいと考えているとの答えです。

今のところ、この制度が該当する児童は把握できていない状況かの問いに、そのとおり、全国どこからでも使える制度で利用者数も読めないのが、受入れは現時点では難しいと考えるとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第11号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 白馬村特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

子ども・子育て支援法において準用する規定に基づき実施される特定乳児等通園支援事業について、給付事業としての適正な実施及び利用者保護を確保するため、設備及び運営に関する基準を条

例で定めるもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第12号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号 白馬村認定こども園しろま保育園担任手当に関する条例の制定について。

しろま保育園に勤務するフルタイム会計年度任用職員のうち、クラス担任業務に従事する職員に対し、その職責の重さに鑑み、担任手当を支給することにより、職員の職務意欲の向上及び保育の質確保を図ることを目的として事項を定めた本条例を制定するもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第13号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について。

公職選挙法施行令の改正に伴い、本条例を改正するもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第14号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について。

課の分掌事務の記載事項を改めたいことから条例改正するもの。

質疑、意見としまして、生物多様性という言葉自体の解釈が難しい。生物多様性はダイバシティーという言葉でも表せるが、周知する際は、村民に分かるような言葉を使って広報をしていただきたいとの問いに、生物多様性という言葉は、生物多様性基本法という法律があり、そこから拾っている。生物多様性基本法は、自然保護に関することや温泉法も傘下になっているが、具体的に総務課としてやっている生物多様性は法律的に全てではない。実際に事業をしていく中で、特に、広報啓発、周知には、具体的な言葉で分かりやすくしたいとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第15号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について。

学校医及び保育園医の報酬を改定したいことから本条例を改正するもの。

質疑、意見としまして、健康診断というのは、全ての項目について年に1回なのかの問いに、そのとおり、生徒1人につき全て年1回であるとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第16号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例の規定に準拠したフルタイム会計年度任用職員の給料表の改正

によるもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第17号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

パートタイム会計年度任用職員へ勤勉手当の支給、パートタイム会計年度任用職員のうち定額で支給する職種の報酬額を改正するもの。

慎重審議の結果、討論はなく、採決したところ、議案第18号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

国家公務員等の旅費支給規定に伴い、本条例を改正するもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第19号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例について。

白馬村税条例の一部を改正するもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第20号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

国の制度改正により、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金制度が位置づけられたことに伴い、条例の一部を改正するもの。

質疑、意見としまして、国保税が高いという声もあるため、算出の仕組みを分かりやすく周知すべきではないかとの問いに、算出の仕組みは分かりにくいいため、今後、ホームページ等で例を示しながら分かりやすく周知していきたいとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第21号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について。

固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するもの。

質疑、意見としまして、北アルプス地域計画が令和11年までとなっているため条例を一部改正するということではあるが、今回こういった要件が適用になるような事業を見越して行なうというわけではないのかとの問いに、北アルプス地域計画の中に、固定資産税の減免や不動産取得税の減免制度を設けて、求められている要件に合致するような事業者を支援するといった計画があるため、村としても計画期間にそういった支援ができるような環境を整えておきたいというのが一番の理由

であるとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第22号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について。

白馬クロスカントリー競技場の使用料等の改正を行なうもの。

質疑、意見としまして、身分証明書のマイナンバーカードは、スマートフォンにインストールされたものでも提示可能かとの問いに、住所確認ができれば大丈夫であるとの答え。

軽スポーツが料金の対象として追加されたが、例えば、近所の住民が遊びに行っても料金はかかるのかとの問いに、料金はかかる。ただし、未就学児や高齢者は減免となるので、多くの住民は無料で利用が可能となると思われるとの答えです。

冬はスノーシューで雪上をウォーキングする人もいるが、それにも料金がかかるのかとの問いに、村民以外は300円、村民は50円の料金がかかるとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第23号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 白馬村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について。

食材費の高騰や国の政策、子育て世帯への村の支援策を踏まえ、学校給食の給食費を改正するもの。

質疑、意見としまして、給食日額に地産地消分として小学校10円、中学校20円の加算をしているということであるが、地元食材を給食でどのように使うのかは誰が決めているのかとの問いに、地元食材の使用は、栄養教諭が毎月の献立の中で決めている。教育課と給食センターでは、できるだけ地元食材を使っていくという方針である。ただし、白馬村ではどうしても季節が限られてしまうので、なかなか通年では使えない実情であり、年間で予算をプールして使える時期に費用として充てているとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第24号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について。

白馬ジャンプ競技場のリフト料金について、本村内で居住が確認できる場合の使用料減免を設定するもの。

質疑、意見としまして、一般村民は270円の減額で、片道100円、往復200円で利用できるということによりかとの問いに、そのとおりとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第25号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例について。

白馬村ウイング21の使用料金の改正を行なうもの。

質疑、意見としまして、ウイング21条例の名称と協和ウイングのネーミングライズとの兼ね合いはどうなるのか、との問いに、協和ウイングは、あくまで愛称である、との答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第26号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について。

延長保育の利用時間について、実情を踏まえ、見直しを行なうもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第27号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第7号）。

歳入歳出それぞれ2億8,078万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を77億5,528万2,000円とするもの。

健康福祉課関係。

老人福祉費の287万9,000円の減額は、措置対象者の実績減に伴い、措置費を減額、障害者福祉費2,000万円の減額は、自立支援給付費と児童福祉給付費の実績減によるもの。

質疑、意見はありませんでした。

総務課関係。

一般管理事業227万3,000円の減額は、2人目の副村長を1月から3月で雇用しなかったため人件費を減額、ふるさと納税事業4,500万円減額は、寄附見込みは約5.5億円だが、当初計上に満たす見込みのため関連費を減額するもの。

空き家D I Y事業等委託料200万円減額は、担当職員退職により仕組み構築前で実施不可になったもの。

地球温暖化対策事業1,768万5,000円の減額は、環境共創プラットフォーム可能性調査補助金不採択で委託料を減額するものと、公共施設再エネ設備等リース料で、ふれあいセンター、中学校の工事完了に伴う不用額を減額するものです。

防災事業536万1,000円減額は、県防災無線更新工事費が見込みより低下したことによるものです。

質疑、意見としまして、空き家改修D I Y事業の200万円について、対象となる建物は決まっていたのかとの問いに、今年度は、制度づくりと空き家の公募を予定していたが、事業を担当していた地域おこし協力隊職員が退職したため、事業の組み立てができず、具体的な対象物件の選定には至らず、実施できなかったとの答えです。

税務課関係。

賦課徴収事業276万6,000円減額は、G I S固定資産税地図情報システムによる国土調査

事業の成果が、令和7年中に法務局登記へ反映されず、地図情報の更新ができないことによる委託料の減額です。

質疑、意見としまして、補助整備の工区が法務局に反映されていないため減額となったが、来年度に更新する際は、今回の減額分を計上するののかとの問いに、国土調査の成果量が多く、法務局で登記簿への反映が令和7年度中に完了しなかったため、地図更新ができなかったものである。地図更新は毎年実施しており、経費も単年度予算であるため、今回の減額分を繰り越して計上するものではないとの答えです。

住民課関係。

戸籍住民基本台帳事業613万8,000円の減額は、戸籍システム改修の実施時期を令和8年度に変更したため、今年度分を減額するもの。

福祉医療費給付事業450万円の増額は、受給者の医療費増加に伴い、子ども医療給付費300万円と障害者医療給付費150万円を、それぞれ増額するもの。

環境衛生事業74万7,000円増額の主なものは、消耗品や廃棄物処理委託料で、落倉地区に12月に発生した原因不明の油の自噴対応による増額によるものです。

質疑、意見としまして、雑排水くみ取り委託料の増額について、利用は事業者によるものなのか、また委託先はどこかとの問いに、委託料は1リットル当たりの実績に基づき支払う仕組みであり、今回、実績増により増額となった利用者は、事業者と一般家庭の双方であり、収集運搬は山田商会、処理は松川町の南信サービスが行なっているとの答えです。

落倉で発生した油の自噴は、原因や成分は判明しているのかとの問いに、消防署と連携して周辺施設を確認したが、異常は見つからず、原因は特定できていない。過去に流出した油が地下に停留し、再流出した可能性もあり、成分分析は行なっていないが、灯油と見られるとの答えです。

教育課関係。

学校環境整備事業122万7,000円の減額は、タブレットの1台当たり購入単価が想定より低下したことによるもの。北小学校管理事業320万円減額は、漏水対策工事完了による減免等の精算により余剰分を減額するものです。

質疑、意見はありませんでした。

子育て支援課関係。

児童手当等給付事業30万7,000円増額は、基幹系システム標準化に伴う保育料納付書の仕様変更で用紙代を増額。

子育て支援事業486万2,000円の増額の主なものは、過年度国庫補助金返還金で、子ども・子育て支援交付金算定で子ども家庭センターの補助対象人件費を重複計上、正しい職員数に修正した結果の交付分を国へ返還するものです。

質疑、意見としまして、児童福祉総務費の消耗品30万7,000円は用紙代ということだが、

どのような用紙なのかとの問いに、令和8年度から税金や料金徴収システムが全国統一の標準化に移行するため、その規格に対応した用紙が必要となる。当初は、版代がかかるため費用がやや高く、1枚数十円程度から物価高騰の影響により100円台となる可能性もあるとの答えです。

生涯学習・スポーツ課関係。

図書館事業15万8,000円増額は、図書館職員の勤務形態変更による減額のほか、図書館建設用地取得に伴う立木補償費45万9,000円を増額するもの。

伝統的建造物群保存事業113万4,000円減額は、青鬼神社修理工事の内容見直しにより事業費及び関連補助金等を減額するものです。

ウイング21維持管理事業546万6,000円減額は、LED化による光熱水費の削減や入札金等により管理費等を減額するほか、トレーニングルーム利用者増に伴い使用料を増額するものです。

質疑、意見はありませんでした。

全体討論としまして、反対討論。図書館事業に図書館用地の立木補償料が計上されており、図書館建設の用地取得に反対する立場から、本議案に反対する。

各課の審査が終了し、議案第28号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

歳入歳出それぞれ288万5,000円を増額し、予算総額を11億4,835万6,000円とするもの。

子ども・子育て支援金制度施行に向けたシステム改修を計上するもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第29号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

歳入歳出それぞれ2,234万6,000円を増額し、予算総額を1億6,671万6,000円とするもの。

保険料試算に伴う区分間の増減、子ども・子育て支援金制度対応のシステム改修や広域連合負担金の増額によるものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第30号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。第8番伊藤まゆみ議員、賛成ですか、反対ですか。

第8番(伊藤まゆみ君) 反対です。8番伊藤まゆみです。議案第8号 白馬村環境基本条例の制定については、反対の立場で討論を行ないます。

この基本条例は、気候非常事態宣言やゼロカーボン前提とした内容であります。気候を左右する最大の要因となるガスは、CO₂というのが通説ですが、私が信頼を置く広瀬隆氏のレポートによると、CO₂ではなく水蒸気であるとのことであり、彼によると、気候変動に対するCO₂の影響、特に温暖化に対するCO₂、二酸化炭素の寄与率は、たった3%とのことであり、

この温暖化、脱炭素の動きのきっかけとなったアメリカの元副大統領アルゴアの映画「不都合な真実」で言われていた海面上昇は起きておりません。温暖化、温暖化と言いつつ、ここ数日の気温の低さは3月の中旬とは思えませんでした。国政府の言っていることを鵜呑みにせず、本当かな、矛盾しないかなといった視点を持つことが求められると考えます。

村が掲げる気候非常事態宣言やゼロカーボンは、今後、見直すべきと考え、これらを前提としている白馬村環境基本条例の制定について反対いたします。

以上です。

議長(太田伸子君) 他に討論はありませんか。第4番永井勝則議員、賛成ですか、反対ですか。

第4番(永井勝則君) 賛成です。

議長(太田伸子君) どうぞ。

第4番(永井勝則君) 4番永井勝則です。賛成の立場から討論をいたします。

環境基本条例は、前議会で否決された経緯がありますが、今回の条例は、それを見直し、再提出されたものです。

否決されて以降、理念となる基本条例がない中で、環境に関する条例が制定されてきましたが、今回の条例によって、整合性のとれた状態で機能していくことになるので賛成いたします。

以上です。

議長(太田伸子君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号 白馬村環境基本条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、議案第8号は可決されました。

議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 白馬村こどもの笑顔応援条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号 白馬村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号 白馬村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号 白馬村認定こども園しろうま保育園担任手当に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方

の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号 パートタイム会計年度任用職員の報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号 白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

議長(太田伸子君) 挙手多数です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号 白馬村学校給食徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号 白馬村ウイング21条例

の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長 (太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長 (太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長 (太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長 (太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第10番丸山和之産業経済委員長。

産業経済委員長 (丸山和之君) 第10番丸山和之です。

13日に開催されました産業経済委員会の審査等の報告をさせていただきます。

令和8年第1回白馬村議会定例会産業経済委員会審査報告。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は、議案7件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第5号 飯田交流センターの指定管理者の指定について。白馬村飯田交流センターの指定管

理者の指定期間終了に伴い、再指定をするためのもの。

質疑、意見として、飯田交流センターの所管が農政課となっている理由と、所管は違うが、白馬町交流センターの所管が総務課となっている理由はの問いに、飯田交流センターは林野庁の補助金を活用したため、農政課所管となっている。また、白馬町交流センターについては、地区役員の個人名義であったが、管理し切れないということで、村に建物を寄附し、地域が活用する形で村が受贈財産として建物を取得したという経緯から総務課所管となっているとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第5号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第6号 白馬村農業用水小水力発電施設運営基金条例の制定について。農業用水小水力発電施設の適切な管理運営をすることを目的に、財源を確保するための基金を設置するためのもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第6号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第7号 白馬村農業用水小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について。農業用水小水力発電施設の設置及び管理に関し、必要な条例を制定するもの。

質疑、意見として、今後、新たに小水力発電施設が設備され整備されれば、本条例の第3条に付け足す形になるのか。新しく条例をつくる形になるのか。また、既に稼働している平川小水力発電施設の関連性はの問いに、第3条の条文に追加していく形になる。平川小水力発電施設については、白馬村土地改良区の所有であり、村管理の施設ではないため、本条例との関連はないとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第7号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第9号 白馬村鉱泉源振興基金条例の制定について。温泉資源の保護と安定供給の確保、利用環境の整備等により、温泉資源の持続可能性を確保する目的から、鉱泉源の保護、管理施設への整備に資する事業の財源を確保するための基金を設置するためのもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第9号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第28号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第7号）所管事項。

農政課関係。

農地費3,704万円の減額は、野平地区の災害復旧工事に伴う設計内容の変更による減額と、圃場整備事業の事業完了による精算によるもの。

森林整備事業152万4,000円の減額は、事業完了による精算。

過年発生農地農業用施設災害復旧事業77万円の増額は、令和6年の豪雨災害による堀之内地区、谷地川の頭首工工事の変更増加に伴う増額。

質疑、意見はありませんでした。

観光課関係。

デマンドタクシー運行事業438万2,000円の減額は、12月より4台体制で運行する予定だったが、委託業者の運行許可申請の手続が遅れたことにより運行日数が減ったことと、昨年度の実績により3月の夜間運行をやめたことによるもの。

21観光戦略事業497万7,000円の減額は、事業の精算による観光振興負担金。

観光地経営事業4,349万3,000円の減額は、宿泊事業者のシステム改修事業によるもの。

質疑、意見として、ナイトデマンドタクシーの早期運行終了は観光課内の判断で決めたのか。また、運行会社との契約上の理由はあるのかの問いに、今年度の運行実績と、例年、イベント終了後に乗車数が急激に減るため、費用対効果を勘案した上で3月に運行を取りやめたものである。また、運行会社と調整をしたが、月途中の運行は投資効果が見込めないということで判断したとの答え。

建設課関係。

土木総務事業526万5,000円の減額は、駅前無電柱化に伴う地元負担金。

道路維持補修事業100万円の増額は、地区への資材等の原材料費によるもの。

質疑、意見はありませんでした。

上下水道課関係。

公共下水道事業155万円の減額は、白馬山麓事務組合派遣職員に係る人件費を下水道事業会計から振り替えるもの。

下水道事業会計補助金571万4,000円の減額は、派遣職員の白馬村負担分。

白馬山麓事務組合等負担金416万4,000円の増額は、衛生費の負担金と合わせた白馬村負担分。

質疑、意見はありませんでした。

各課の審査が終了し、全体的な討論もなく、採決したところ、議案第28号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第31号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）。

収益的収入に727万1,000円を増額し、収益的収入総額を4億155万4,000円とし、収益的支出に346万円を増額し、収益的支出総額を3億2,491万3,000円とするもの。

収益的収入及び支出の主な増額は、白馬村上下水道DX推進事業に係る国庫補助金の計上と、令和6年度末新規登録分の有形固定資産、減価償却費が主なもの。

質疑、意見として、減価償却費の増額については、新たな投資項目があったということではなく、従来の資産の中から減価償却費が出たという解釈でよいのかの問いに、主に更新事業によるもので、管路や機器の更新に関わる固定資産の登録により発生する減価償却費の補正であるとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第31号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第32号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）。

収益的収入に571万4,000円を減額し、収益的収入総額を4億8,590万3,000円とし、収益的支出に37万2,000円を増額し、収益的支出総額を4億7,910万円とするもの。

予算第4条、本文括弧書きの不足する額1億1,610万3,000円を、不足する額1億775万6,000円に改め、資本的収入を837万7,000円増額し、資本的収入総額を4億4,494万9,000円とするもの。資本的収入の主な増額は、白馬山麓事務組合負担金、人件費分によるもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第32号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

以上、産業経済委員会の審査等についての委員長報告といたします。

失礼いたしました。修正いたします。議案第31号、収益的支出総額を3億2,491万8,000円のところを3,000円と言っていました。8,000円に訂正いたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号 白馬村農業用水小水力発電施設運営基金条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 白馬村農業用水小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 白馬村鉱泉源振興基金条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第28号の討論に入ります。討論はありませんか。第8番伊藤まゆみ議員。賛成ですか、反対ですか。

第8番(伊藤まゆみ君) 反対です。第8番伊藤まゆみ。議案第28号 令和7年度白馬村一般会計補正予算(第7号)に反対の立場で討論を行ないます。

私は、9月定例会に提出されました、議案第48号 令和7年度白馬村一般会計補正予算(第2号)に反対いたしました。反対の理由は、図書館事業の土地購入費2,692万円が計上されて

いたからであります。こういった大型施設、箱物行政は、昭和の右肩上がりの経済では還元されてきました。しかし、令和の少子高齢化、人口減少時代には全くそぐわないと思っております。

詳しいことは議案第33号の反対討論で述べる予定ですが、今、バブル経済の中で生きている私たちに求められているのは、いかに負の遺産を残さないかということであります。住民が求めているのは、新しく、広い、自慢できる公共施設などではなく、高騰する食料、燃料、そして税金と後継者不足に対する将来の不安、その不安に差し伸べてくれる手、聞いてくれる耳だと思えます。

今回の一般会計補正予算には、その図書館建設のための立木補償費として45万9,000円が含まれています。たとえ金額が少額であろうと、私の主張に矛盾があってはならず、金額の大小に関わらず守備一貫すべきと考え、この補正予算に反対いたします。ほかの補正も、この予算に計上されており、本来ならこの部分だけ修正して修正案として提出すべきとは思いますが、その時間と技量がありませんので、補正予算全体に反対とさせていただきます。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。第5番酒井洋議員。賛成ですか、反対ですか。

第5番（酒井洋君） 賛成です。5番酒井です。本補正予算について、賛成の立場から討論いたします。

本補正予算の目的は、年度末における事業進捗の精査を踏まえ、不用額を適切に整理するとともに、村民生活の安定と地域の将来に向けた基盤づくりを着実に進めることにあります。必要性和緊急性を慎重に検討し、最も効果の高い施策に配分したものと理解します。特定の事業について反対であるとのことですが、今回の補正予算は単独で評価するものではなく、全体の中で位置づけて考えるべきものです。個々の事業に完全無欠を求めるあまり、全体としての運営を止めてしまうことは、結果として村民の利益を損なうことにつながりかねません。

以上の理由から、私は本補正予算に賛成いたします。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第28号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第7号）は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立多数です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第2 予算特別委員長の報告並びに議案の採決を行ないます。

予算特別委員長より報告を求めます。第8番伊藤まゆみ予算特別委員長。

予算特別委員長（伊藤まゆみ君） 8番伊藤まゆみです。令和8年第1回白馬村議会定例会、予算

特別委員会審査報告。

本定例会において、予算特別委員会に付託されました案件は、予算審議5件です。

5日間にわたり審査いたしました各会計の予算書及び関係資料により、慎重審査した概要を報告いたします。

議案第33号 令和8年度白馬村一般会計予算。

予算規模は73億2,200万円、前年度当初予算比2億3,200万円の増で、1990年度以降で最大の規模となっております。基幹歳入の村税は20億1,800万円で、昨年度比4億2,400万円、26.6%の増で、新年度新たに課税する宿泊税は1億4,400万円、個人住民税の現年度分が1億6,900万円の増、非木造家屋の建設等で固定資産税は1億100万円、10.4%の増、その他入湯税なども増額となっております。地方交付税は15億5,000万円で、村民税、固定資産税などが増額となっているため、3億6,600万円、19.9%の減額となっております。国庫支出金は、前年比7,500万円、14.3%の増で6億300万円、子育て支援施設建設事業や障害者自立支援給付負担金、児童手当国庫交付金が主な内訳となっております。県支出金は、県宿泊税徴収取扱費、宿泊税事業補助金、給食費負担軽減交付金等で、前年比2,800万円増額の4億1,200万円、寄附金は5億2,200万円、繰入金は5億1,200万円で、それぞれ昨年度比では減額となっております。村債は、子育て支援施設建設、ごみ処理施設建設に係る北アルプス広域連合負担金、多目的研修施設等のトイレ改修などに4,700万円の増の4億7,400万円となっております。

次に、各課審査の主な質疑、意見について報告いたします。

まずは総務課です。

歳入の村税は全体としても25%ほど増額、村民税が3割以上も増額予定であるが、その理由はとの問いに、特別徴収分がかなり伸びており、給与のベースアップが影響していると思われる。また、譲渡の影響も考えられるとの答えでした。

令和7年度の当初予算70億円に対し、既に補正予算で77億円に増額、令和8年度予算は令和7年度の修正後の予算よりも低い。補正予算で増額する可能性はとの問いに、各省庁からの概算要求で実現されているものを見込んで算出。臨時交付金のように、国の補正予算や消費税、食料品の消費税の関係は想定していないが、補正予算となることは十分考えられるとの答えでした。

令和7年度は1,000万円だった地域公社プロジェクト可能性調査委託料が新年度は3,000万円に増額になっているが、その内訳はとの問いに、既存組織の統合・整理による削減効果の調査や地域の収益事業の調査、検証に係る費用などとなるが、特に収益化できる事業を、ある程度しっかりとした形で動かしていけるよう、実証、検証していく必要がある。そういった部分が増額とのことでした。

対象は振興公社と観光局だけなのかとの問いには、ベースとしては、その2機関で現段階は考え

ているとの回答でした。

地域通貨アルプスP a yの展望はどの問いに、行政ホームページの中に専用サイトを制作済みで、現在のチャージはコンビニのATMだけだが、銀行口座とのひもつけや村民認証済みの利用者にポイント還元が常に可能となる機能を検討中。来年度はボランティア活動参加者へのポイント付与、他のアプリやシステムとの連携などを検討し、加盟店も増やしていきたいとの回答でした。

国では、二重価格の指針を策定するという話がある。実際に二重価格を実施している自治体もあるとのことだが、ふれA I号に二重価格の導入はどの質問に、地域通貨はそういった二重価格などによる住民優遇が大きな目的の一つであるので、事業者理解、協力を得て、二重価格の推奨で暮らしやすさを確保していきたいとの回答でした。

続いて、税務課であります。

宿泊税の賦課徴収に関して、徴収義務者の登録の遅れや登録漏れへの対応はどの質問に、特別徴収義務者の登録期限は6月8日、課税は6月1日から。事業者の申告納付は7月1日開始で、初回の申告は31日まで。登録状況だが、3月初旬は百数件の登録件数であったが、シーズンが一段落し、最近増加傾向にあるとのことで、広報はくばの3月号に宿泊税のお知らせを掲載し、4月には制度や電子申請の方法などの説明会を開催する。その通知に早めの登録の依頼文の掲載を予定している。これまでの説明会への外国人参加者が少なかったため、オンラインでの配信、外国語の宿泊税の手引も同時に作成、配付を予定とのことでした。要望として、事業者を訪問し、登録依頼も必要だが、まずは徹底的な告知をしてほしい。1年目は事業者をピックアップして税務調査の実施も必要と考えるとの意見がありました。

続きまして、住民課であります。

窓口業務のデジタル化で業務自体が効率化されているのかとの質問に、今回の予算計上の振り仮名の関係は、国の法整備に伴って内部システムを変えざるを得ないためのもの。デジタル化が進んでいく中で、事務効率の向上だが、住民登録が行政サービスの根幹であるにもかかわらず、システム連携ができていない部分があり、同じ作業を繰り返す非効率的部分が生じる。分野ごとでは、技術の進歩とともに効率化できていると推察するとの回答でした。

衛生費のごみ処理では、外国人観光客の増加で、ごみの排出量も増えていると思われるが、事業系のごみの分別や出し方はどうかとの質問に、地域やリサイクルセンターの方々に尽力してもらっており、実際に住民課に届くケースは限られている。リサイクルセンターを整備したことで、人の目を通してごみが処分されているので、メリットは非常に大きいとの回答でした。

続いて、健康福祉課です。

児童福祉給付金が昨年度より700万円減額の理由はどの問いに、子ども第三の居場所の利用者が増加し、放課後デイサービス利用者が減っているためとの回答でした。

続きまして、観光課です。

宿泊事業者DX補助金は、もともと宿泊事業者が使用しているシステムの改修に限定されているが、月々の使用料に対する補助金を検討できないかとの質問に、現制度では、新規のシステム導入は県、既存のシステムの改修は村に補助金を申請する形で、月々の使用料への補助はないため、県と調整、要望していきたいとの回答でした。

白馬村鉱泉源保護管理整備補助金は、源泉の保護と捉えていたが、日帰り温泉施設への補助のように受け止められたので、詳しく説明してほしいとの依頼に、補助対象の鉱泉源施設とは、源泉ポンプ、浴用ポンプ、貯蔵タンク等の温泉関連設備並びに送水ポンプ、タンク、ボイラー、維持管理費、維持管理用車両など、配湯関連設備を有する施設で、令和6年度収入済額5,500万円の45%、2,500万円を補助の上限として補助するとのことでありました。

バックカントリーでの遭難事故が発生したが、再発防止のための啓発費用は予算化されているかとの問いに、村の予算の計上はないが、白馬バレーツーリズムがSafety tipsなど安全啓発を行っており、白馬バレーツーリズムへの負担金はその一部として支出されているとの回答でありました。

続きまして、農政課であります。

農業機械等導入補助金だが、農業認定者と一般農業者の違いはどの問いに、補助金は認定農業者と新規就農者が対象で、一般農業者との違いは、認定農業者は国の制度であり、白馬村の再生協議会で条件に合致した人が認定農業者として申請した場合、1期5年間で認定される。面積的要件はないが、農業所得を5年間で350万円の目標を達成する必要があるとの回答でした。

また、国が推進するウッド・チェンジとは何かとの問いに、林野庁が推進している身近なプラスチックから木材に変えていこうという運動であるとの答えでした。

有害鳥獣対策事業に関連して、冬期の外国人観光客がサルに餌を与えているのを目撃したという情報があった。餌を与えないでほしいといった周知にもう少し力を入れてほしいとの要望があり、一度でも餌を与えてしまうと覚えてしまうため、引き続き広く浸透させていくために、力を入れた広報の必要性を感じているとの回答でした。

続きまして、建設課です。

除雪委託料が昨年とほぼ同額で、不足すると見込まれるのに、なぜ当初予算額を増額しないのかとの問いに、例年、この額で予算化している。除雪費はどうしても確実な特定財源が見込めないため、当初から大きな予算を組めない。不足する額は降雪状況を見ながら補正予算で対応しているとの答えでした。

道路台帳デジタル化事業のGISサーバーは、物理サーバーを設置予定かとの質問に、庁内にあるサーバーは新システム導入で容量不足が見込まれる。また、現在のサーバーのリース期限が近づいているので、補助申請し、新たに設置していくものとの回答でした。

住民が閲覧できるのはいつからかとの質問に、道路台帳は1年後を予定し、ほかは全体の進捗を

見ながら公開する予定とのことでした。

公開型GISシステムに農業用水路をデータとして取り込むのはどうかとの意見に、KPIでサービス利用者の満足度という項目があるので、農政課と検討してみたいとの回答でした。

持続可能なまちづくり形成事業は交付金事業であるかとの問いに、村の単独事業で目的が明確でなかったため、有識者に依頼する予算を計上している。事業の方向性が見えないため、交付金事業として申請できなかったとの回答でした。

国のSDGs未来都市事業のモデル事業で採用されれば、支援が得られる。白馬村は環境保全や地域開発に課題があるので、交付金をもらいながら事業を進めてほしいという要望がありました。

続きまして、会計室です。

DX化による納付方法の変化はとの質問に、口座振替のほかにも窓口納付やコンビニ収納、さらにはタブレット端末を使ったクレジット収納も始まっているが、今後、タブレット端末を使ったクレジット納付が増加するのではないかと考えるとの答えでした。

続きまして、教育課です。

白馬高校支援の財源内訳だが、県からの補助金がなく、予算書の上ではふるさと基金と村からの負担のみに見えるがとの問いに、白馬山麓事務組合の事業であるため、そこへ村が負担金を出している。令和7年までは多額の国の交付金があったが、それが終了したため、県から寮の費用の一部を負担してもらえることになっている。令和9年ぐらいまでは現在の財源と国の支援で運営可能だが、その先の財源は検討する必要があるとの回答でした。

資格検定料補助金50万円は何人分か。また、合格者に限定している理由はについては、受験実績から100名ぐらいを想定している。今回は合格者のみへの補助で、補助率は2分の1。中学校との協議で、英検と数検は4級以上の合格者とのことでした。

検定は学校での集団受験、それとも個別でほかの会場へ行なって受験しているのかの問いには、学校で行なうには人数が集まらないとできない点や、学習意欲を上げるために検定の種類を増やしてほしいとの要望が中学校からあった。学校長が認めた試験日、試験会場での受験も対象となるとの回答でした。

小学校のスクールバス運行だが、冬に乗車を希望する中学生もいると聞く。遠距離通学補助金はスクールバス運行との兼ね合いで基本的には出さない方向とのことだがとの問いに、基本的には小学校をベースに考えており、6月から3月までの9か月間の運行で、中学校は自転車通学だが、冬期の部活動によって神城の生徒は電車の待ち時間が1時間以上出てしまうので、バスで送迎。北城は落倉の生徒をバスで送迎。野平と嶺方の生徒は冬期のみタクシーで行なっているとの回答でした。

続きまして、子育て支援課であります。

子育て支援施設の総事業費11億5,000万円は、3か年の継続工事を来年度に一括発注する方向とのこと。工事請負契約書、第26条にスライド条項があるが、工事費が上昇した場合はこの

条項を適用するののかとの問いに、部材の高騰は予想されるが、現時点の予算の中では見込んでいないため、スライド条項を適用する可能性はある。債務負担行為の限度額が不足する場合は修正が必要であるとの答えでした。

保育士移住支援事業補助金は、大変よい補助金と考えるが、実績はどの質問に、令和7年度に正規職員の応募があったが、辞退となり、実績はゼロ。県に対しての拡充要望は引き続き行なうとの回答でした。

公務員の場合は、給料表に従わなくてはならない。生活のことを含めて他自治体を希望する人もいと聞く。移住定住以外の優遇はできないのかとの質問に、保育士の働き方改革を現在も進めており、効率的に仕事ができるよう、アプリの導入や製作物や行事の見直し、さらに保育士のリフレッシュ休暇も試みている。賃金も大事ではあるが、風通しのよい職場づくりが第一だと考えている。

保育士不足は現在の保育士志望者の少なさも影響している。保育士資格の保持者が保育士として働いていない理由は、処遇改善や給与面で他業種との差があるとの意見もあった。

未満児を預けて職場復帰する需要が高まっており、特に未満児の待機児童を少なくする努力はしているが、解消できない状況であるとの説明がありました。

続いて、生涯学習スポーツ課です。

ジャンプ競技場はナショナルトレセンの指定を受けているが、村内のジャンプ選手が増えない。あれだけの施設があるので、ジャンプをする子どもたちが増えるよう、イベントの開催に向けて努力してほしいとの要望がありました。

図書館費の予算に変動がない。他自治体の図書館では、住民や子供向けのイベントをよく開催しているが、白馬村はやっていないがとの問いに、図書館はマンパワー不足が現状。DVD上映や読み聞かせ、自由研究に役立つ本の特集コーナーや、遊び・学びフェスやストリートフェスなどのイベントのブース設置なども行なっている。現在、次期図書館基本計画を策定中で、関係団体を増やして、こちらから出向いていけるイベントの増加を5年間の取組として検討中とのことでした。

文化財保護費に関して、グリーンスポーツにある歴史民俗資料館には貴重な所蔵品があるので、もっと対外的に魅力的な宣伝を工夫してほしいがとの問いに、令和7年度から歴史民俗資料館を加えた文化財のスタンプラリーを企画し、来館した観光客がいたとのことでした。

村内では無計画に開発が進んでいる箇所が見られ、この地の象徴的な建物が今後維持されるのかと心配される。村として観光活用、保存を検討してもらいたいとの要望がありました。

氷河調査に関する調査状況、また、その結果後の対応にはについては、白馬沢の調査は結果待ちで、認定されれば報告会を予定している。ネット上のマップへの反映、観光的な看板設置などを担当課としては考えている。氷河を使った特産品や、ふるさと納税の返礼品などが考えられる。山とスキーの総合資料館にも詳しい資料があるので、ぜひ見てほしい。岩岳の山中にも案内を出すなど、氷河として承認されれば、観光面は担当課につなげていくとのことでした。

課ごとの討論及び全体討論でも討論はなく、採決の結果、議案第33号は委員長除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第34号 令和8年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算。

予算規模は10億5,140万円、前年度比8,300万円の減、国保税は2億9,690万円、県支出金6億3,890万7,000円、一般会計繰入金1億662万1,000円、歳出の保険給付費は6億3,346万3,000円を計上との説明でした。

質疑に入り、7,300万円も多く収入が増え、保険給付費は19%弱の減少になる。税が増えて給付金が減る計算、だが積立金が増額にならない理由はどの問いに、国民健康保険税はある対象者の所得税が増えた部分と、税率改定で金額が大きく増えた。保険給付費の減額は、今年度中の保険給付費を基に翌年度の予測を立てるが、高額医療の対象が増えれば金額の大きな変動もあり得る。積立では最終的に決算の際に余剰があれば行なう予定とのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第34号は委員長を除く全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第35号 令和8年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算。

予算規模は1億8,060万円、前年度比3,750万円の増。歳入の保険料は1億4,560万円。一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金合わせて3,455万3,000円。歳出の広域連合負担金は1億7,524万3,000円を計上との説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第35号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第36号 令和8年度白馬村水道事業会計予算。

水道事業収益は4億1,620万9,000円で、前年度比2,204万6,000円の増。水道事業収益では、営業収益は昨年度比1,288万円減に対し、営業外収益で官民連携等基盤強化事業推進交付金、DX推進事業交付金などで、国庫補助金が4,039万円の増額。有収率向上と老朽化対策では、配水管布設替え工事4か所に9,093万円、駅前無電柱化に伴う工事に2,065万円、流量計19か所の点検業務。物価高騰対策生活者支援事業では、国の補助金を活用し、5月、6月分の水道基本料金2,400万円を減免。令和6年、7年の官民連携可能性調査の結果を受け、官民連携のDB設計施工事業者選定、発注支援業務委託料として1,763万円。経理事務効率化のために企業会計システム、料金システムの置換を実施、そのシステム構築に2,043万円を計上とのことでした。

質疑に入り、経理事務効率化のシステムのリプレースの利点はどの問いに、現システムのサポート体制では、人事異動後の業務が非常に大変な状況、将来的な人員を考慮した際、サポート体制は重要であると考え、今回導入を決断したとのことでありました。

討論はなく、採決の結果、議案第36号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

議案第37号 令和8年度白馬村下水道事業会計予算。

下水道事業収益は5億449万7,000円、下水道事業費用は5億119万6,000円、資本的収入は7億7,225万1,000円で、下水道事業債及び国庫補助金の増額により、昨年度比3億669万8,000円の増額となっております。基本的支出は8億2,260万6,000円で、昨年より2億8,697万4,000円の増額となっており、工事請負費で、し尿等投入施設整備土木工事の3億9,903万円が主なものであります。

討論はなく、採決の結果、議案第37号は委員長除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会の委員長報告は終わりにいたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第33号の討論に入ります。討論はありませんか。第8番伊藤まゆみ議員、賛成ですか、反対ですか。

第8番（伊藤まゆみ君） 反対です。8番伊藤まゆみ。議案第33号 令和8年度白馬村一般会計予算に反対の立場で討論を行ないます。

令和8年度一般会計予算は、1997年以降最大規模となる大型予算です。この予算の中には、今後3年という工事期間と総額で11億円以上もの資金を投入する子育て支援センターの建設費用の3億650万円が計上されています。

今までにも何度か申し上げていますが、今の白馬村は不動産バブル、インバウンドバブルの真ただ中、第二のニセコと国内では有名になっています。しかし、そのバブルにも陰りが見えてきています。恐らくニセコと同じ道をたどることになるのだろうと想像に難くありません。バブルは必ず崩壊いたします。私たちのこの村は、1980年代後半からオリンピックが終わるまでバブルを経験いたしました。そこで学んだことは身の丈だったと私は思っています。身の丈に合わないことをすれば、自らを滅ぼしてしまう。その教訓を生かすべきときが今であると私は確信しています。この子育て支援センターの建設はその最たるものではないか。身の丈に合っていないとどうしても見えてしまいます。

世界経済は縮小していく段階であり、アメリカのイラン攻撃でホルムズ海峡の封鎖に伴い、日本の経済状況は農業も含め暗雲が立ち込めています。こういった世界情勢は、世界的なリゾートと銘打ったこの村に直結し、決して他人事ではありません。加えて、この村の日本人の人口減少は、近隣自治体と比較すると、著しい下げ幅です。このバブルが去った後は、減った日本人で支えていくしかありません。少子化には歯止めがかからず、保育士の成り手不足も深刻で、子育て支援セン

ターが建設されたとしても、運営上の懸念は拭えません。

このような当村の状況を踏まえれば、この事業は一旦立ち止まるべきと考えます。天候が悪ければ山に登らない勇気、大惨事を引き起こさないその勇気が今求められていると思います。一般会計予算であり、ほかの大切な予算も計上されているとの賛成討論が出されると予測していますが、この予算を諸手で賛成するわけにはいきません。白馬村の現状、世界情勢を鑑み、議案第33号 令和8年度白馬村一般会計予算に反対をいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。ないですか。第5番酒井洋議員。賛成ですか、反対ですか。

第5番（酒井洋君） 賛成です。5番酒井です。令和8年度当初予算に賛成の立場から討論いたします。

当初予算とは村の1年間の行政運営の基本となるものです。村民生活を支え、地域の将来を形づくるための必要不可欠な事業を網羅し、限られた財源の中で最適な配分を行なうものです。

これに反対するという事は、村の行政運営そのものに大きな制約を課すことになり、結果として村民サービスの停滞や遅れを招きかねません。予算審議は村民生活を前に進めるために必要最低限の合意形成ができていくかが問われるものです。個々の事業に異論があること自体は健全な議論の一部ですが、全体を否定し続ける姿勢は、村の発展より停滞を招くリスクが大きいですと考えます。

以上の理由から私は、当初予算に対しても前向きな判断を行なうべきと考えます。

以上の理由から、令和8年度一般会計予算に賛成いたします。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。第9番松本喜美人議員。賛成ですか反対ですか。

第9番（松本喜美人君） 賛成です。9番松本喜美人です。私は賛成の立場から討論いたします。

議案第33号は令和8年度白馬村一般会計当初予算であります。当初予算を全否定することは、令和8年4月1日からの行政運営の停止を意味し、村民の代弁者である村議会議員は、通常時あつてはならないジャッジメントであると言わざるを得ません。予算に賛成できない箇所があるのであれば、修正案を提出すべきであると申し述べ、賛成討論といたします。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号 令和8年度白馬村一般会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（太田伸子君） 起立多数です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

国保運営協議会会長であります第3番鈴木均議員の退席を求めます。

(鈴木均議員退席)

議長(太田伸子君) 議案第34号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号 令和8年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。鈴木議員は議場に入場してください。

(鈴木均議員入場)

議長(太田伸子君) 鈴木議員にお知らせいたします。議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号 令和8年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。議案第36号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号 令和8年度白馬村水道事業会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号 令和8年度白馬村下水道事業会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から同意案件の申出、議案の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申入れがあり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長(太田伸子君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 同意第1号から日程第5 議案第38号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。

日程第3 同意第1号から日程第5 議案第38号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、日程第3 同意第1号から日程第5 議案第38号までは、委員会付託を省略することは可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第3 同意第1号から日程第4 同意第2号までは、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第3 同意第1号から日程第4 同意第2号までは、質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、日程第3 同意第1号から日程第4 同意第2号までは、質疑、討論を省略し採決することは可決されました。

△日程第3 同意第1号 白馬村教育委員会教育長の任命について

議長（太田伸子君） 日程第3 同意第1号 白馬村教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

横川教育長の退席を求めます。

(横川秀明教育長退席)

議長（太田伸子君） 提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 同意第1号 白馬村教育委員会教育長の任命について。

次の者を白馬村教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めたく存じます。

氏名、横川秀明、住所、北安曇郡白馬村大字神城23321番地1、生年月日、昭和30年5月17日。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。同意第1号 白馬村教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

横川教育長は、議場に入場してください。

(横川秀明教育長入場)

△日程第4 同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（太田伸子君） 日程第4 同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を白馬村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めたく存じます。

住所、北安曇郡白馬村大字神城25040番地、氏名、腰原雅之、生年月日、昭和30年8月13日。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 議案第38号 工事変更請負契約の締結について

議長（太田伸子君） 日程第5 議案第38号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中村子育て支援課長。

子育て支援課長（中村由加君） 議案第38号 工事変更請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めますのでございます。

契約の目的は、令和7年度白馬村子育て支援ルーム（旧保育室ほか）解体等工事です。変更金額につきましては、変更後の契約額が8,592万1,000円で、変更前契約額との差引き892万1,000円の増額となります。契約の相手方は、長野県北安曇郡白馬村大字神城23287番地、株式会社宮尾建設、代表取締役宮尾英明でございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。議案第38号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。続けます。

△日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第8 議員派遣について

議長（太田伸子君） 日程第8 議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和8年第1回白馬村議会定例会の閉会に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、3月2日に開会し、本日まで17日間にわたり、令和8年度一般会計予算をはじめ、提出をいたしました全ての案件につき、慎重かつ熱心なご審議を賜り、原案のとおりお認めをいただき誠にありがとうございます。

特に、令和8年度予算案につきましては、予算特別委員会の審議を通じ、村政の細部にわたる貴

重なご意見や建設的なご提案を多数賜りました。その執行に際しては、十分に意を踏まえ、村民の生活向上並びに福祉の充実のため、適正かつ着実に取り組んでまいります。

また、本定例会におきまして、新たに白馬村こどもの笑顔応援条例をご可決いただきましたことに深い感謝と喜びを申し上げます。本条例の策定に当たり、熱意をもって素案づくりに携わっていただいた関係者の皆様、そして地域の皆様にも改めて厚く御礼を申し上げます。この条例は、子供の最善の利益を全ての施策の中心に捉え、家庭、学校、地域が手を取り合って子育てを支えるという、私たちの揺るぎない思いを形にしたものであります。北アルプスの豊かな自然と、この村が育んできた温かな人のつながり、こうした白馬ならではのかけがえのない財産を次世代へと引継ぎ、全ての子どもたちが自分らしく、笑顔で成長できる村を議員の皆様、そして村民の皆様とともに築いてまいりたいと考えております。

今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さらに、白馬村環境基本条例につきましても、ご可決を賜りました。本村は、2019年に気候非常事態宣言を発出して以来、気候変動対策を村政の重要課題と位置づけ、再生可能エネルギーの導入促進やゼロカーボンに向けた各種施策に取り組んでまいりました。こうした取組をさらに前進させるため、去る2月6日には、国際的な気候変動対策ネットワークである世界気候エネルギー首長制約に署名をいたしました。北アルプスや姫川をはじめとする豊かな自然とともに暮らす白馬村にとりまして、気候変動は決して遠い問題ではありません。この署名は、国際的な基準の下で、その歩みをより確かなものとする決意の表れであります。このたびの条例制定は、こうした一連の取組の基盤を実効的・整合的に捉えるものであり、今後の環境施策推進において大きな礎となるものと考えております。先人たちが守り育ててこられたこの豊かな自然と暮らしを、未来の世代へ確実に引き継ぐことができるよう、引き続き取り組んでまいります。

議員各位の変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、教育長の任命について申し上げます。

先ほどは、横川教育長の再任につき、議会のご同意を賜りましたことに対し、深く御礼を申し上げます。激動する社会情勢の中にあって、教育の継続性は極めて重要であります。横川教育長には、教育委員会の独立性を尊重しつつ、その豊富な経験と高い見識を存分に発揮され、本村教育のさらなる発展にご尽力いただくことを期待しております。私といたしましても、教育委員会との車の車輪の関係を一層強固なものとし、未来を担う子供たちのため、教育環境の充実に全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、新年度のスタートを控え、公私ともに何かとご多忙な時期かと存じますが、どうか健康に十分ご留意いただき、ますますのご健勝とご活躍を心よりご祈念申し上げます。

白馬村の輝かしい未来に向け、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げ、閉会に当たっての御

礼のご挨拶いたします。大変ありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和8年第1回白馬村議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時08分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年 3月18日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員